様式第３号(第１２条関係)

会　　議　　録

会　議　の　名　称	吉川市防災会議
開　催　日　時	午後３時００分から 令和６年３月２６日(火) 午後４時００分まで
開　催　場　所	吉川市役所２階　２０２・２０３会議室
出席委員(者)氏名	２１名 氏名：別紙「令和５年度吉川市防災会議委員　出欠一覧」のとおり
欠席委員(者)氏名	１４名 氏名：別紙「令和５年度吉川市防災会議委員　出欠一覧」のとおり
担当課職員職氏名	危機管理課　課長　若林　博之、 調整幹　野間　光二、主査　九鬼　智典、 主任　横峯　賢司、主事　植田　祐司
会議次第と会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍　聴　者　の　数	０名
会議資料の名称	別紙「吉川市防災会議　配布資料一覧」のとおり
会議録の作成方法	□録音機器を使用した全文記録 ☑録音機器を使用した要点記録 □要点記録
会議録確認指定者	小林（以）委員、浦上委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
事務局	配布資料確認
事務局	**１　開会**
中原会長	**２　会長あいさつ**
事務局	※委員出席状況報告及び出席委員の紹介 ※会議運営説明
中原会長	会議録署名委員について、吉川市社会福祉協議会浦上委員と吉川市健康長寿部長小林委員を選任
	３　議事 （１）パブリックコメントの結果について
事務局	＜説明＞ 別紙「資料３　吉川市地域防災計画（改定案）に対するご意見の内容と市の考え方」に基づき説明
各委員	＜質疑・意見等＞ なし
	（２）吉川市地域防災計画（改定案）について
事務局	＜説明＞ 別紙「資料４　吉川市地域防災計画（改定案）の概要」、「資料５　吉川市地域防災計画新旧対照表」、「資料６　吉川市地域防災計画新旧対照表（別表）」に基づき説明
浅野委員	＜質疑・意見等＞ 埼玉県地域防災計画では、男女共同参画や多様性に取り組めるよう、より具体的に定めている。吉川市においても、男女共同参画や多様性について、引き続き、取り組んでいただきたい。

中原会長	引き続き、男女共同や多様性に取り組んでいく。 その他、地域防災計画（案）について意見があるか。
各委員	異議なし ＜審議＞ 過半数以上の委員の承認により、地域防災計画（案）を改定することを決定
事務局	**4　その他** 吉川市地域防災計画改定に係る今後のスケジュール ＜説明＞ 別紙「資料７　吉川市地域防災計画改定に係る今後のスケジュール」に基づき説明
	5　閉会

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年３月２７日

署名委員　小林以津乃　　署名委員　浦上利詠

吉川市防災会議　配付資料一覧

・令和５年度吉川市防災会議　次第

・令和５年度吉川市防災会議　席次表……資料１

・令和５年度吉川市防災会議委員　出欠一覧……資料２

・吉川市地域防災計画（改定案）に対するご意見の内容と市の考え方…資料３

・吉川市地域防災計画（改定案）の概要……資料４

・吉川市地域防災計画　新旧対照表……資料５

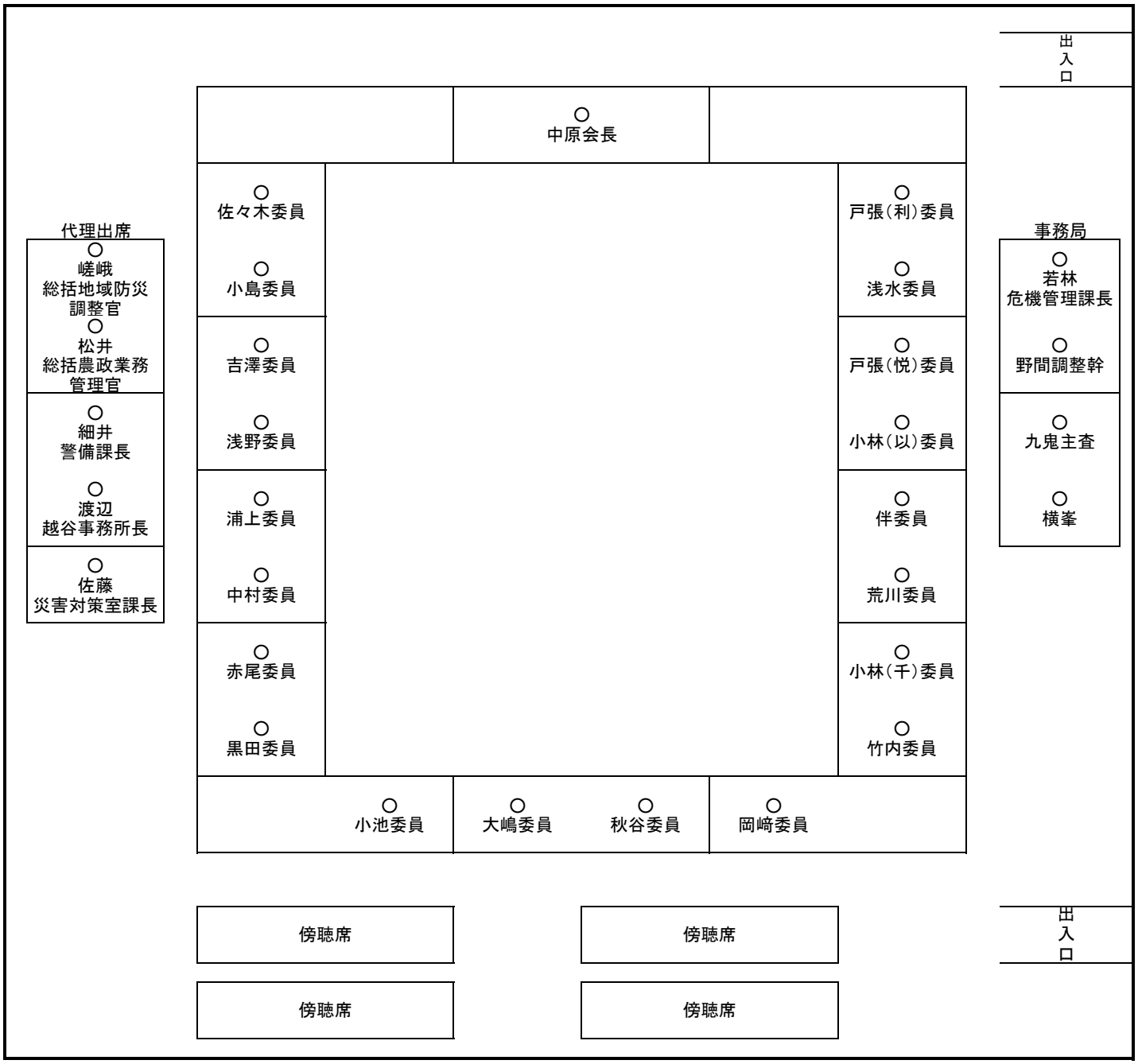
・吉川市地域防災計画　新旧対照表（別表）……資料６

・吉川市地域防災計画改定に係る今後のスケジュール……資料７

令和5年度吉川市防災会議　席次表

資料１

日時　令和6年3月26日（火）
　　午後3時00分から午後4時30分
場所　吉川市役所2階　202、203会議室



資料２

令和５年度吉川市防災会議委員　出欠一覧（敬称略）

No.	委員名	出欠
1	中原　恵人（吉川市長）	○
2	篠田　好充（吉川市副市長）	×
3	浅水　明彦（吉川市政策室長）	○
4	戸張　悦男（吉川市総務部長）	○
5	小林以津己（吉川市健康長寿部長）	○
6	伴　　茂樹（吉川市こども福祉部長）	○
7	荒川　泰弘（吉川市市民生活部長）	○
8	小林　千重（吉川市産業振興部長）	○
9	竹内　栄一（吉川市都市整備部長）	○
10	岡﨑　久詩（吉川市教育部長）	○
11	戸張　利恵（吉川市教育委員会教育長）	○
12	黒田　信浩（吉川松伏消防組合消防本部消防長）	○
13	小池　稔　（吉川松伏消防組合吉川消防署長）	○
14	大嶋　浩一（吉川市消防団団長）	○
15	秋谷　裕司（吉川市水道課長）	○

No.	委員名	出欠	備考
1	佐々木　亨　（埼玉県東部地域振興センター所長）	○	
2	小島　茂　　（埼玉県越谷県土整備事務所長）	○	
3	吉澤　力　　（吉川市自主防災組織連絡協議会会長）	○	
4	浅野　富美枝（宮城学院女子大学生活環境科学研究所研究員）	○	
5	浦上　利詠　（社会福祉法人吉川市社会福祉協議会社会福祉士）	○	
6	中村　明　　（吉川市自治連合会副会長）	○	
7	赤尾　邦彦　（吉川市民生委員・児童委員協議会）	○	

No.	委員名	出欠	備考
1	守安　邦弘　（国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長）	○	（代理出席・総括地域防災調整官・嵯峨　弘喜）
2	筒浦　良昌　（農林水産省関東農政局埼玉県拠点地方参事官（埼玉県担当））	○	（代理出席・総括農政業務管理官・松井　良成）
3	江田　浩之　（埼玉県警察吉川警察署長）	○	（代理出席・警備課長・細井　孝幸）
4	細貝　紘　　（東京電力パワーグリッド㈱川口支社長）	○	（代理出席・越谷事務所長・渡辺　智子）
5	霜鳥　正隆　（東日本電信電話㈱埼玉事業部埼玉南支店長）	○	（代理出席・災害対策室課長・佐藤　文治）

No.	委員名	出欠	備考
1	宮尾　薫子　（厚生労働省埼玉労働局春日部労働基準監督署長）	×	
2	長棟　美幸　（埼玉県草加保健所長）	×	
3	木村　俊樹　（東日本旅客鉄道㈱ 吉川美南駅長）	×	
4	伊藤　貴裕　（日本郵便㈱吉川郵便局　総務部課長）	×	
5	濱口　達三郎（東彩ガス㈱執行役員管理本部総務部長）	×	
6	中井　薫　　（一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部副支部長）	×	
7	渡邉　豊　　（東武バスセントラル㈱吉川営業所長）	×	
8	小島　雄一　（一般社団法人吉川松伏医師会副会長）	×	

資料３

吉川市地域防災計画（改定案）に対する
ご意見の内容と市の考え方

吉川市地域防災計画（改定案）についてパブリックコメントを実施した結果、１件のご意見をいただきました。

提出されたご意見に対する市の考え方について、下記のとおり公表いたします。

貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

※危機管理課窓口または市民課ロビー（市政情報コーナー）においても閲覧可能です。

※いただいたご意見については、住所・氏名など、個人が特定される情報を除き、原則として、全文転記したものを掲載しています。

１　募集期間

令和６年２月１日（木）から令和６年２月２９日（木）まで

２　意見提出結果

（１）提出者数　１名

（２）意見件数　１件

（３）意見提出方法内訳

提出方法	件数
窓口持参	０件
郵便	０件
ＦＡＸ	０件
電子メール	１件
意見提出箱に投函されたもの	０件

３「ご意見の内容」と「ご意見に対する市の考え方」について

別紙のとおり

お問い合わせ
吉川市役所　市民生活部
危機管理課　危機管理担当　横峯
電　話:048-982-9471
ＦＡＸ:048-981-5392

３　「ご意見の内容」と「ご意見に対する市の考え方」

意見者No.	意見No.	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
①	（１）	令和４年５月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都）には、東京湾北部地震は、「大正 12（1923）年の大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されているため、今回の想定の対象から除外する。」と記載されているが、本市では改定に当たり、このことについて検証されているのでしょうか？	当市では、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づき、地震被害想定を設定しております。 今後、「埼玉県地震被害想定調査報告書」が新たに作成された場合に、吉川市地域防災計画へ反映してまいります。

資料４

吉川市地域防災計画（改定案）の概要

１ 計画の概要

（1）策定の根拠

ア 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。 **（災害対策基本法第 42 条第 1 項一部抜粋）**

イ 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかに都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。 **（災害対策基本法第 42 条第 5 項一部抜粋）**

（2）計画の構成

第1編 総則
第2編 震災対策計画
第3編 風水害対策計画
第4編 その他自然災害対策計画
第5編 事故対策計画

２ 改定の目的

災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画を定めており、今回は、埼玉県地域防災計画の改定や吉川市の配備体制の見直しを踏まえて、地域防災計画を改定するもの。

３ 主な改定内容

（1）風水害における配備体制と配備基準（案）

現行の配備体制について、災害対策本部設置後においても、水害対策活動班の体制が継続（内水対応）する実状を踏まえ、配備体制を現行の4段階から8段階に細分化するとともに、配備基準の文言等を具体化する。

（2）風水害における配備体制の決定権者及び体制移行の流れ（案）

現行における警戒体制の決定権者は「副市長」であるが、警戒体制においては市民生活部長が応急対策の現場を統制する実状を踏まえ、「市民生活部長」を決定権者とする。

（3）水害対策活動室（警戒体制）～災害対策本部（第１非常体制）組織表（案）

令和元年の台風19号の対応と、令和5年6月の台風2号と梅雨前線に伴う大雨の対応から、水害対策活動班の活動時期を考慮し、内水対応など初期活動時における応急対策班の人員を確保するとともに、避難所開設など、段階的に人員を確保できる体制とする。

（4）災害対策本部（第2～第3非常体制）組織表（案）

令和6年度吉川市行政組織を踏まえ、本部員と災害対策本部の組織を修正する。

（5）配備体制別動員計画表（案）

初動の警戒体制と非常体制を区分した動員計画表を作成する。

（6）その他の主な修正事項

ア　防災会議委員（浅野委員）からの所見

イ　埼玉県地域防災計画改定を踏まえた主な修正

・災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

ウ　その他の修正

（ア）県からの応援受け入れ態勢の整備（吉川市受援計画）

（イ）市防災行政無線の拡充（MCA アドバンスの整備）

（ウ）多様な情報手段の確保（吉川市減災ナビ）

（エ）受け入れ・協力体制の整備（災害ボランテイアセンター）

（オ）災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合）

（カ）数値等の時点修正など

（キ）資料集

・災害時応援協定等一覧（指定福祉避難所の指定）

・自主防災組織一覧

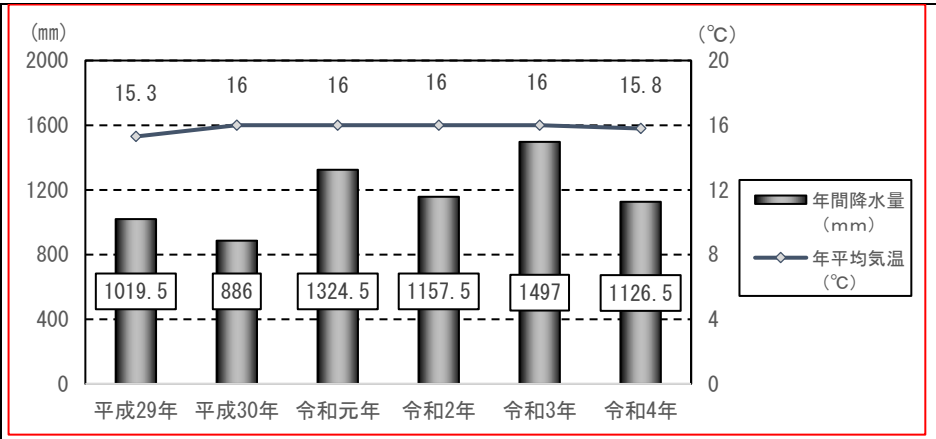
・災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針（埼玉県）

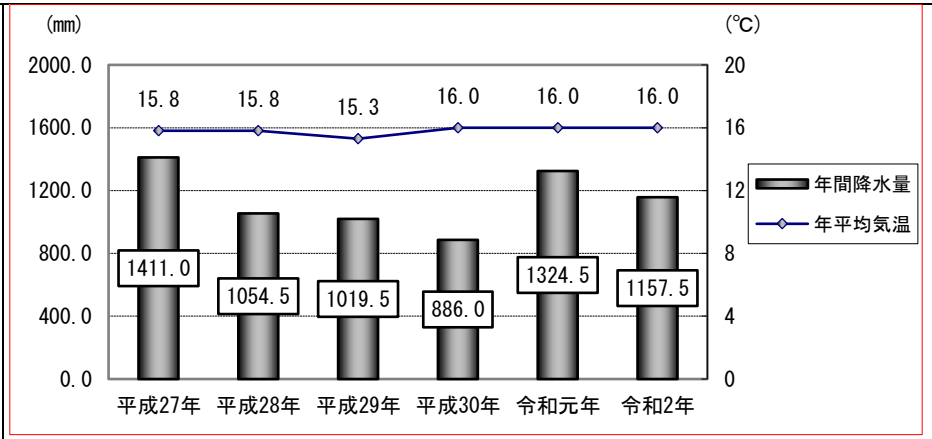
吉川市地域防災計画　新旧対照表

資料５

<table>
<tr><th>新
ページ</th><th>旧
ページ</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>5</td><td>総則-5</td><td>□吉川市防災会議の組織構成（１／２）<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>所属機関・団体名等</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">４号委員</td><td rowspan="3">吉川市</td><td>略</td></tr><tr><td>都市計画部長</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>７号委員</td><td>吉川市水道事業</td><td>都市建設部長</td></tr></table></td><td>□吉川市防災会議の組織構成（１／２）<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>所属機関・団体名等</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td rowspan="3">４号委員</td><td rowspan="3">吉川市</td><td>略</td></tr><tr><td>都市整備部長</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>７号委員</td><td>吉川市水道事業</td><td>水道課長</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>8</td><td>総則-8</td><td>消防機関<table><tr><td>略</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>略</td><td>１　消防施設及び消防機械器具等の整備、管理に関すること。
２～８　略</td></tr></table></td><td>消防機関<table><tr><td>略</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>略</td><td>１　消防施設及び消防本部体制の整備に関すること。
２～８　略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>9</td><td>総則-9</td><td>□指定地方行政機関（２／２）<table><tr><td>機関名</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>関東農政局</td><td>略</td></tr></table></td><td>□指定地方行政機関（２／２）<table><tr><td>機関名</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>関東農政局埼玉県拠点</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>17</td><td>総則-17</td><td>第２　風水害
略<table><tr><th>発生年代</th><th>年号</th><th>気象名</th><th>本市の被害状況（人的被害、住家被害）</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>2023</td><td>令和５年</td><td>台風２号</td><td>床上浸水４棟、床下浸水68棟</td></tr></table></td><td>第２　風水害
略<table><tr><th>発生年代</th><th>年号</th><th>気象名</th><th>本市の被害状況（人的被害、住家被害）</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

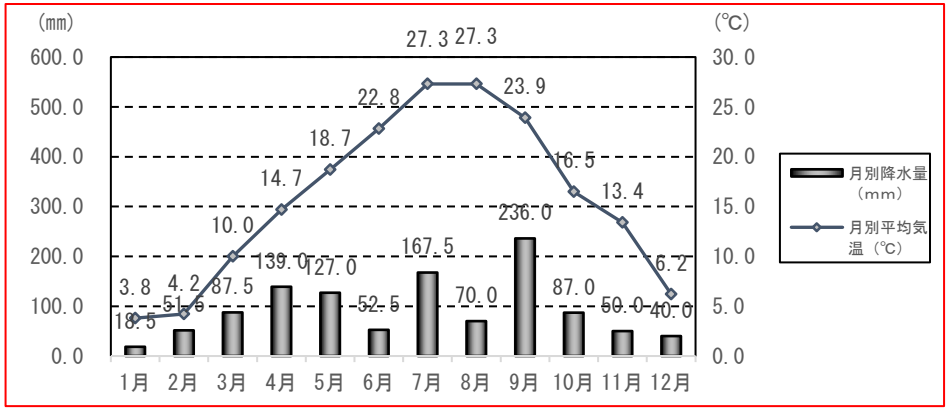
<table>
<tr>
<td>19</td>
<td>総則-19</td>
<td>□本市における水準測量による変動
<table>
<tr><th rowspan="2">基準番号</th><th>測量地点</th><th rowspan="2">調査開始年月日</th><th rowspan="2">過去１年間（R4.1.1～R5.1.1）の変動量（mm）</th><th rowspan="2">過去５年間（H30.1.1～R5.1.1）の変動量（mm）</th><th rowspan="2">調査開始年からの変動量（mm）</th><th rowspan="2">R5.1.1の真高（T.P.）（m）</th></tr>
<tr><th>住所</th></tr>
<tr><td>11,102</td><td>吉川市吉屋1-2</td><td>S36.2.1</td><td>-0.6</td><td>+6.6</td><td>-156.4</td><td>3.0608</td></tr>
<tr><td>11,103</td><td>吉川市三輪野江1371-1</td><td>S36.2.1</td><td>0.0</td><td>+3.9</td><td>-128.4</td><td>3.0746</td></tr>
<tr><td>42-22</td><td>吉川市吉川2-34-16</td><td>S43.2.1</td><td>-0.9</td><td>-1.3</td><td>-736.5</td><td>3.2494</td></tr>
<tr><td>42-26</td><td>吉川市平沼1-18-5</td><td>S62.1.1</td><td>+0.5</td><td>+1.3</td><td>-102.3</td><td>1.9028</td></tr>
<tr><td>42-27</td><td>吉川市栄町872</td><td>H10.1.1</td><td>+0.3</td><td>+1.8</td><td>-83.6</td><td>2.4331</td></tr>
<tr><td>42-28</td><td>吉川市中井3-256-3　地先</td><td>S43.2.1</td><td>+0.7</td><td>+4.6</td><td>-217.2</td><td>2.4007</td></tr>
<tr><td>42-29</td><td>吉川市鹿見塚49</td><td>S43.2.1</td><td>+0.3</td><td>+7.3</td><td>-83.2</td><td>2.8499</td></tr>
</table>
出典）「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和４年観測成果）」令和５年１２月　埼玉県</td>
<td>□本市における水準測量による変動
<table>
<tr><th rowspan="2">基準番号</th><th>測量地点</th><th rowspan="2">調査開始年月日</th><th rowspan="2">過去１年間（H31.1.1～R2.1.1）の変動量（mm）</th><th rowspan="2">過去５年間（H27.1.1～R2.1.1）の変動量（mm）</th><th rowspan="2">調査開始年からの変動量（mm）</th><th rowspan="2">R2.1.1の真高（T.P.）（m）</th></tr>
<tr><th>住所</th></tr>
<tr><td>11,102</td><td>吉川市吉屋1-7</td><td>S36.2.1</td><td>-1.5</td><td>-1.1</td><td>-163.6</td><td>3.0536</td></tr>
<tr><td>11,103</td><td>吉川市三輪野江1372</td><td>S36.2.1</td><td>-2.0</td><td>-2.2</td><td>-135.8</td><td>3.0672</td></tr>
<tr><td>42-22</td><td>吉川市吉川2-34-16</td><td>S43.2.1</td><td>-2.4</td><td>-10.1</td><td>-739.3</td><td>3.2466</td></tr>
<tr><td>42-26</td><td>吉川市平沼1-18-5</td><td>S62.1.1</td><td>-0.3</td><td>-5.5</td><td>-104.3</td><td>2.9552</td></tr>
<tr><td>42-27</td><td>吉川市栄町871-1</td><td>H10.1.1</td><td>-3.6</td><td>-9.1</td><td>-88.3</td><td>2.4284</td></tr>
<tr><td>42-28</td><td>吉川市中井3-255-2</td><td>S43.2.1</td><td>-4.1</td><td>-6.7</td><td>-224.3</td><td>2.3936</td></tr>
<tr><td>42-29</td><td>吉川市鹿見塚49</td><td>S43.2.1</td><td>-1.7</td><td>+0.1</td><td>-90.3</td><td>2.8428</td></tr>
</table>
出典）「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和元年観測成果）」令和３年２月　埼玉県</td>
</tr>
<tr>
<td>21</td>
<td>総則-21</td>
<td>第６　気象
令和４年の年平均気温は１５．８℃、年間降水量は１，１２６．５mmとなっている。
近年の年間降水量は１，０００～１，５００mm前後で推移しており、最近では令和３年の降水量が最も多くなっている。
□年平均気温及び年間降水量の推移</td>
<td>第６　気象
令和２年の年平均気温は１６．０℃、年間降水量は１，１５７．５mmとなっている。
近年の年間降水量は１，０００～１，４００mm前後で推移しており、最近では平成２７年の降水量が最も多くなっている。
□年平均気温及び年間降水量の推移</td>
</tr>
</table>



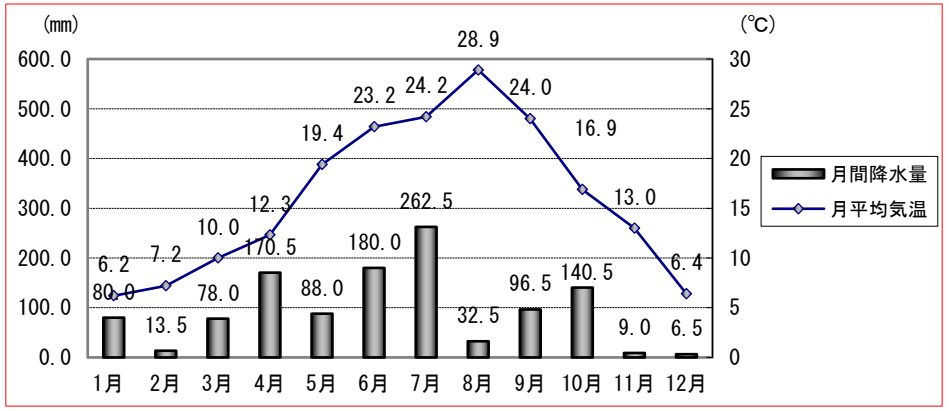


21 総則-21

□令和４年月別平均気温及び月別降水量



□令和２年月別平均気温及び月別降水量



21 総則-21

□令和４年気象警報・注意報月別発表回数（吉川市）

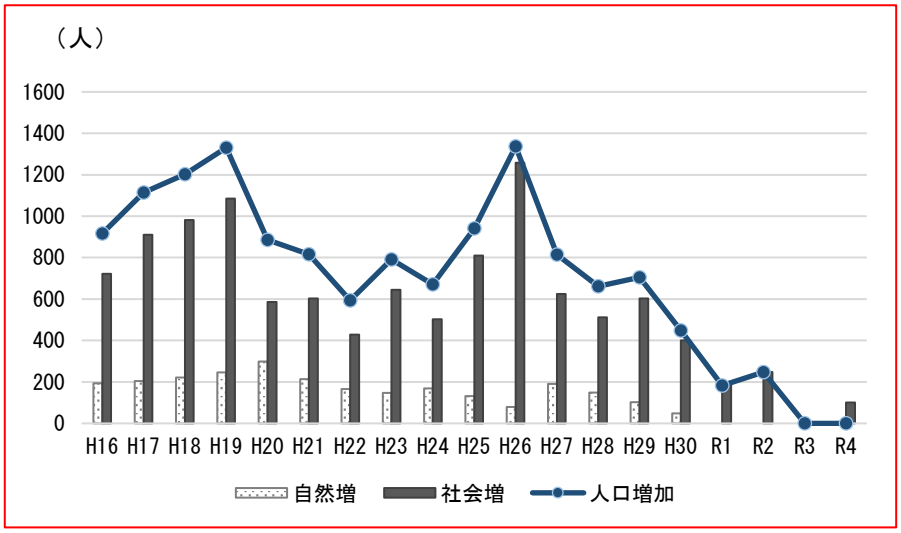
種別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
大雨警報	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
洪水警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雪警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴風警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雷注意報	0	1	2	6	5	14	16	14	5	1	0	0	64

□令和２年気象警報・注意報月別発表回数（吉川市）

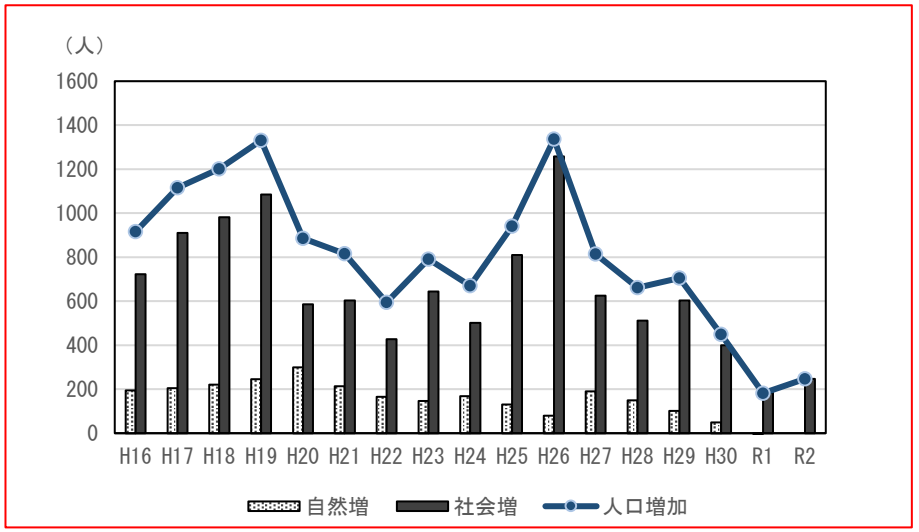
種別＼月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
大雨警報	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
洪水警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大雪警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
暴風警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雷注意報	0	1	4	7	7	7	11	18	5	4	2	0	66

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>大雨注意報</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>2</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>19</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>7</td><td>6</td><td>7</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>0</td><td>26</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>大雨注意報</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>16</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>4</td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>3</td><td>9</td><td>7</td><td>5</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td><td>42</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>22</td><td>総則-22</td><td>１　概況
本市の人口は・・・その伸び率は緩やかではあるものの増加傾向にあり、令和５年４月１日現在で７２，８７２人に至っている。・・・令和９年（２０２７年）の将来人口を７５，７５７人と設定している。</td><td>１　概況
本市の人口は・・・その伸び率は緩やかではあるものの増加傾向にあり、令和３年４月１日現在で７３，２１７人に至っている。・・・令和９年（２０２７年）の将来人口を７５，７５７人と設定している。</td></tr>
<tr><td>24</td><td>総則-24</td><td>３　人口動態の推移
令和４年度の人口動態の推移をみると、自然動態は減少しているが、社会動態は増加で推移している。
□人口動態の推移
<table>
<tr><td rowspan="2">項目
年度</td><td rowspan="2">人口
増加</td><td colspan="3">自然動態</td><td colspan="3">社会動態</td></tr>
<tr><td>自然増</td><td>出生</td><td>死亡</td><td>社会増</td><td>転入</td><td>転出</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>令和３年度</td><td>-162</td><td>-108</td><td>506</td><td>614</td><td>-54</td><td>2,742</td><td>2,796</td></tr>
<tr><td>令和４年度</td><td>-123</td><td>-223</td><td>472</td><td>695</td><td>100</td><td>2,920</td><td>2,820</td></tr>
</table>
注）帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍離脱、職権消除等による減少人口は除く。
資料）市民課（各年度３月31日現在）</td><td>３　人口動態の推移
人口動態の推移をみると、自然動態、社会動態ともに増加で推移している。
□人口動態の推移
<table>
<tr><td rowspan="2">項目
年度</td><td rowspan="2">人口
増加</td><td colspan="3">自然動態</td><td colspan="3">社会動態</td></tr>
<tr><td>自然増</td><td>出生</td><td>死亡</td><td>社会増</td><td>転入</td><td>転出</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
注）帰化、転出取消、住所設定等による増加人口、国籍離脱、職権消除等による減少人口は除く。
資料）市民課（各年度３月31日現在）</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
□人口動態の推移



資料）市民課（各年度３月31日現在）
</td>
<td>
□人口動態の推移



資料）市民課（各年度３月31日現在）
</td>
</tr>
<tr>
<td>25</td>
<td>総論-25</td>
<td>
５　流入・流出人口

令和２年国勢調査から流出・流入人口の状況をみると、流入人口１０，５７１人（通勤：１０，２６２人、通学：３０９人）に対し、流出人口は２４，１０４人（通勤：２１，６３７人、通学：２，４６７人）であり、約２倍の流出超過となっている。

本市からの通勤又は通学の流出先は埼玉県の他市町と東京都が多く、流出先全体の８６．９％を占めている。県内では越谷市、三郷市が圧倒的に多く、さいたま市、草加市、八潮市、川口市などが続いている。東京都では千代田区、中央区、港区、足立区などに多く通勤又は通学している。

本市への通勤の流入状況は、流出状況と同様に越谷市、三郷市からの流入が圧倒的に多く、松伏町などが続いている。
</td>
<td>
５　流入・流出人口

平成２７年国勢調査から流出・流入人口の状況をみると、流入人口１０，３３６人（通勤：９，９８３人、通学：３５３人）に対し、流出人口は２４，５４８人（通勤：２１，７７７人、通学：２，７７１人）であり、約２倍の流出超過となっている。

本市からの通勤又は通学の流出先は埼玉県の他市町と東京都が多く、流出先全体の８５．８％を占めている。県内では越谷市、三郷市が圧倒的に多く、さいたま市、草加市、八潮市、川口市などが続いている。東京都では千代田区、中央区、港区、足立区などに多く通勤又は通学している。

本市への通勤の流入状況は、流出状況と同様に越谷市、三郷市からの流入が圧倒的に多く、松伏町などが続いている。
</td>
</tr>
<tr>
<td>26</td>
<td>総論-26</td>
<td>
□通勤・通学者の流入・流出状況

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">流入人口（吉川市から市外へ）</th><th colspan="3">流出人口（吉川市から市外へ）</th></tr>
<tr><th>総　数</th><th>通勤者</th><th>通学者</th><th>総　数</th><th>通勤者</th><th>通学者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県内</td><td>越　谷　市</td><td>2,344</td><td>2,260</td><td>84</td><td>3,309</td><td>2,940</td><td>369</td></tr>
<tr><td>三　郷　市</td><td>1,552</td><td>1,521</td><td>31</td><td>3,517</td><td>3,336</td><td>181</td></tr>
<tr><td>さ い た ま 市</td><td>491</td><td>461</td><td>30</td><td>1,595</td><td>1,292</td><td>303</td></tr>
</table>
</td>
<td>
□通勤・通学者の流入・流出状況

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">流入人口（吉川市から市外へ）</th><th colspan="3">流出人口（吉川市から市外へ）</th></tr>
<tr><th>総　数</th><th>通勤者</th><th>通学者</th><th>総　数</th><th>通勤者</th><th>通学者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県内</td><td>越　谷　市</td><td>2,103</td><td>2,026</td><td>77</td><td>3,352</td><td>3,013</td><td>339</td></tr>
<tr><td>三　郷　市</td><td>1,539</td><td>1,490</td><td>49</td><td>3,341</td><td>3,095</td><td>246</td></tr>
<tr><td>さ い た ま 市</td><td>441</td><td>420</td><td>21</td><td>1,543</td><td>1,156</td><td>387</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	草加市	473	439	34	1,135	958	177	
	八潮市	245	232	13	786	775	11	
	川口市	436	356	80	669	598	71	
	松伏町	1,099	1,085	14	475	441	34	
	春日部市	682	679	3	452	332	120	
	その他	582	574	8	1,831	1,515	316	
	総数	7,904	7,607	297	13,769	12,187	1,582	
千葉県	松戸市	236	234	2	445	396	49	
	野田市	749	747	2	475	453	22	
	柏市	182	180	2	374	320	54	
	流山市	240	237	3	273	263	10	
	その他	281	281	－	967	865	102	
	総数	1688	1,679	9	2,534	2,297	237	
東京都	千代田区	－	－	－	904	839	65	
	中央区	－	－	－	631	629	2	
	港区	－	－	－	592	582	10	
	新宿区	－	－	－	521	464	57	
	足立区	189	188	1	626	601	25	
	葛飾区	107	107	－	285	277	8	
	その他	400	400	－	3,638	3,198	440	
	総数	696	695	1	7,197	6,590	607	
その他		283	281	2	604	563	41	
合計		10,571	10,262	309	24,104	21,637	2,467	

注）流入人口の東京都千代田区、中央区、港区及び新宿区は数値不明のためその他に含まれる。

また、流出人口の総数には流出先の不詳を含む。

資料）令和２年国勢調査

	草加市	519	461	58	1,277	1,068	209
	八潮市	255	238	17	914	891	23
	川口市	417	346	71	651	580	71
	松伏町	1,171	1,150	21	539	487	52
	春日部市	693	685	8	440	346	94
	その他	636	620	16	1,160	890	270
	総数	7,774	7,436	338	13,217	11,526	1,691
千葉県	松戸市	232	229	3	455	382	73
	野田市	702	697	5	426	409	17
	柏市	174	174	－	352	296	56
	新設						
	その他	524	523	1	1,143	998	145
	総数	1,632	1,623	9	2,376	2,085	291
東京都	千代田区	－	－	－	910	848	62
	中央区	5	5	－	696	692	4
	港区	2	2	－	693	674	19
	新設						
	足立区	163	161	2	671	651	20
	葛飾区	107	107	－	301	285	16
	その他	366	365	1	4,567	3,993	574
	総数	643	640	3	7,838	7,143	695
その他		287	284	3	1,117	1,023	94
合計		10,336	9,983	353	24,548	21,777	2,771

注）流入人口の東京都千代田区は数値不明のためその他に含まれる。

~~注）流出人口の総数には流出先の不詳を含む。~~

資料）平成２７年国勢調査

27	総則-27	第４　交通 １　道路 令和５年４月１日現在の本市の道路の状況は、総路線数２，７０９路線、舗装率約６６．０７％となっており、県道は１００％の舗装率となっている。 また、都市計画道路の状況は、令和５年３月末現在で計画決定延長２３．５５㎞、整備済延長１７．	第４　交通 １　道路 令和３年４月１日現在の本市の道路の状況は、総路線数２，７３１路線、舗装率約６５．７％となっており、県道は１００％の舗装率となっている。 また、都市計画道路の状況は、令和３年３月末現在で計画決定延長２３．５５㎞、整備済延長１７．

３９㎞となっている。

□市道の状況

年	路線数	舗装道		舗装率	未舗装道	
		延長（m）	面積（㎡）	（%）	延長（m）	面積（㎡）
令和元年	2,730	354,260	2,227,589	65.60	185,743	556,747
令和２年	2,729	354,513	2,233,816	65.66	185,383	556,312
令和３年	2,731	354,680	2,235,226	65.68	185,337	556,389
令和４年	2,728	354,154	2,218,243	65.85	183,596	549,879
令和５年	2,709	354,037	2,223,369	66.07	181,738	545,492

資料）道路課（各年４月１日）「自転車歩行者道を含む全路線」

□県道路線別道路状況

路線名	実延長（m）	標準幅員（m）		舗装面積（㎡）	舗装率（%）
		車道	道路部		
略	790	6	12	9,480	100.0
略	3,504	6	12	42,048	100.0
略	5,114	6	12	61,368	100.0
略	4,469	6	12	53,628	100.0
略	9,586	7	15	143,790	100.0
略	3,779	6	12	45,348	100.0
略	4,184	6	12	50,208	100.0
略	9,237	3	3	27,711	100.0

資料）道路課（令和４年４月１日現在

３９㎞となっている。

□市道の状況

年	路線数	舗装道		舗装率	未舗装道	
		延長（m）	面積（㎡）	（%）	延長（m）	面積（㎡）
平成29年	2,713	349,562	2,176,115	65.09	187,476	555,675
平成30年	2,713	350,805	2,183,473	65.27	186,636	556,906
令和元年	2,730	354,260	2,227,589	65.60	185,743	556,747
令和２年	2,729	354,513	2,233,816	65.66	185,383	556,312
令和３年	2,731	354,680	2,235,226	65.68	185,337	556,389

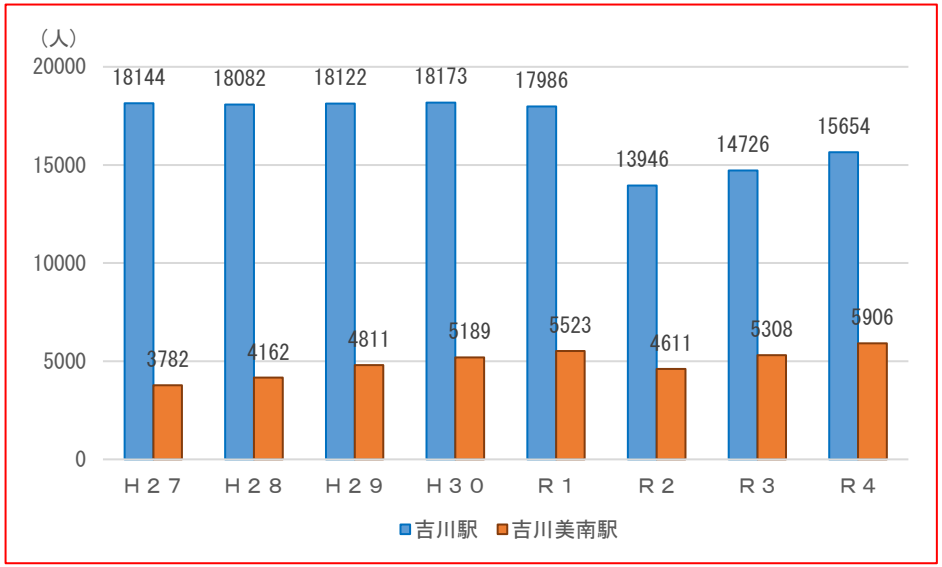
資料）道路公園課（各年４月１日）「自転車歩行者道を含む全路線」

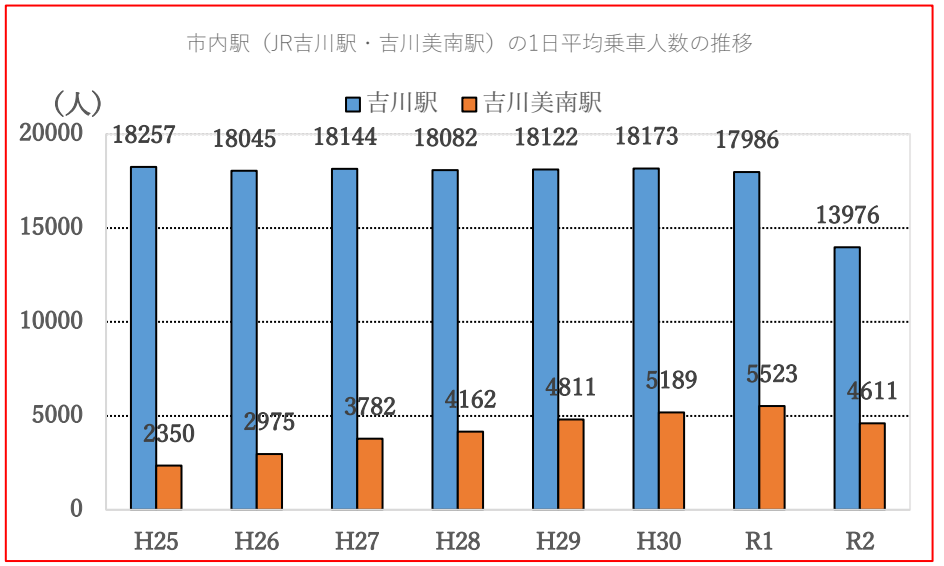
□県道路線別道路状況

路線名	実延長（m）	標準幅員（m）		舗装面積（㎡）	舗装率（%）
		車道	道路部		
略	790	6	12	9,480	100.0
略	3,504	6	12	42,048	100.0
略	5,114	6	12	61,368	100.0
略	4,489	6	12	53,868	100.0
略	9,511	7	15	142,665	100.0
略	4,243	6	12	50,916	100.0
略	4,126	6	12	49,512	100.0
略	9,237	3	3	27,711	100.0

資料）道路公園課（令和２年４月１日現在

28	総則-28	２　鉄道 ＪＲ武蔵野線吉川駅の令和４年度の１日平均乗車人数は、１５，６５４人となっている。また、平成２４年３月１７日に開業した吉川美南駅の令和４年度の１日平均乗車人数は、５，９０６人となって	２　鉄道 ＪＲ武蔵野線吉川駅の令和２年度の１日平均乗車人数は、１３，９７６人となっている。また、平成２４年３月１７日に開業した吉川美南駅の令和２年度の１日平均乗車人数は、４，６１１人となって

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>いる。令和４年度の吉川駅、吉川美南駅の１日平均乗車人数が増加している要因として、新型コロナウイルス感染症等の規制緩和によるものだと考えられる。


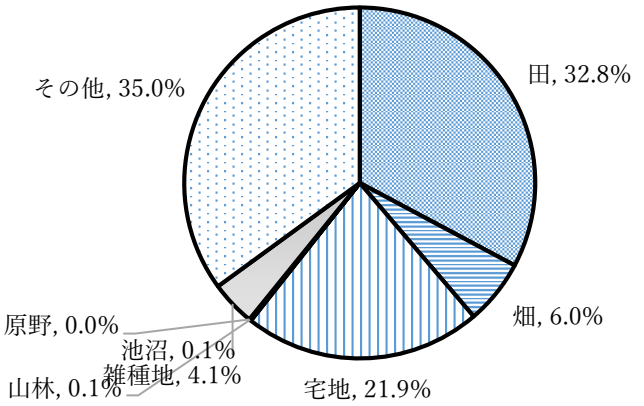
資料）東日本旅客鉄道㈱ホームページ</td>
<td>いる。令和２年度の吉川駅、吉川美南駅の１日平均乗車人数が減少している要因として、新型コロナウイルス感染症等による生活様式の変化や旅行自粛等の影響によるものだと考えられる。


資料）東日本旅客鉄道㈱ホームページ</td>
</tr>
<tr>
<td>28</td>
<td>総則-28</td>
<td>３　路線バス
市内の路線バスは、主に吉川駅を出発地点とする路線が多く、令和５年４月現在、市内では下記の６事業者が路線バスを運行している。また、その他、ジェイアールバス関東株式会社が東京駅から市内を経由する深夜バスを運行している。</td>
<td>３　路線バス
市内の路線バスは、主に吉川駅を出発地点とする路線が多く、令和３年４月現在、市内では下記の６事業者が路線バスを運行している。また、その他、ジェイアールバス関東株式会社が東京駅から市内を経由する深夜バスを運行している。</td>
</tr>
<tr>
<td>29～
31</td>
<td>総則-29
～31</td>
<td>□地目別土地面積（令和４年）　（単位：ha）
<table>
<tr><th>年</th><th>総数</th><th>田</th><th>畑</th><th>宅地</th><th>池沼</th><th>山林</th><th>原野</th><th>雑種地</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>平成 30 年</td><td>3,166</td><td>1,052</td><td>189</td><td>682</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>142</td><td>1,094</td></tr>
<tr><td>令和元年</td><td>3,166</td><td>1,048</td><td>188</td><td>684</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>147</td><td>1,092</td></tr>
<tr><td>令和２年</td><td>3,166</td><td>1,044</td><td>188</td><td>687</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>149</td><td>1,091</td></tr>
<tr><td>令和３年</td><td>3,166</td><td>1,041</td><td>188</td><td>691</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>147</td><td>1,092</td></tr>
<tr><td>令和４年</td><td>3,166</td><td>1,038</td><td>189</td><td>693</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>131</td><td>1,109</td></tr>
</table></td>
<td>□地目別土地面積（令和２年）　（単位：ha）
<table>
<tr><th>年</th><th>総数</th><th>田</th><th>畑</th><th>宅地</th><th>池沼</th><th>山林</th><th>原野</th><th>雑種地</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>平成 28 年</td><td>3,166</td><td>1,102</td><td>192</td><td>672</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>136</td><td>1,057</td></tr>
<tr><td>平成 29 年</td><td>3,166</td><td>1,097</td><td>191</td><td>678</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>136</td><td>1,057</td></tr>
<tr><td>平成 30 年</td><td>3,166</td><td>1,052</td><td>189</td><td>682</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>142</td><td>1,094</td></tr>
<tr><td>令和元年</td><td>3,166</td><td>1,048</td><td>188</td><td>684</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>147</td><td>1,092</td></tr>
<tr><td>令和２年</td><td>3,166</td><td>1,044</td><td>188</td><td>687</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>149</td><td>1,091</td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

%	100	32.8	6.0	21.9	0.1	0.1	0.0	4.1	35.0

資料）課税課（各年１月１日）

□地目別土地面積（令和４年）



２　農地転用面積の推移

過去５年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約７．２ha 程度の農地が転用されている。過去５年間の農地転用件数と面積は５８４件、約３５．８ha であり、そのうち住宅用地への転用は、３０３件、約１１．２ha となっている。

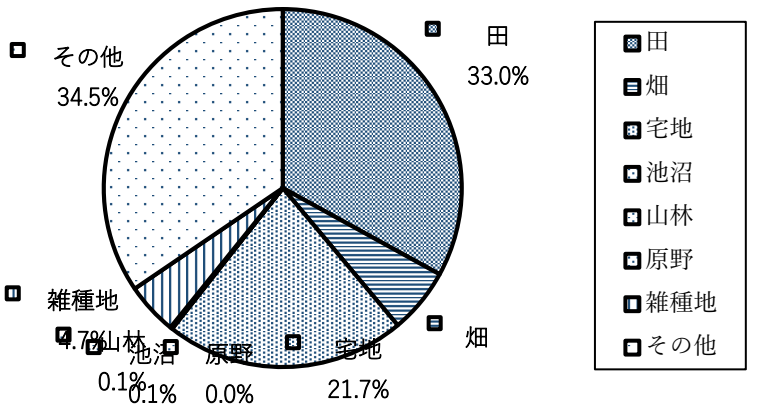
□農地転用状況　（単位：㎡）

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成30年	114	74,272	60	24,937	1	946	－	－	53	48,389
令和元年	114	92,391	69	31,357	1	2,309	－	－	44	58,725
令和2年	76	44,819	47	20,914	－	－	－	－	29	23,905

%	100	33	5.9	21.7	0.1	0.1	0	4.7	34.5

資料）課税課（各年１月１日）

□地目別土地面積（令和２年）



２　農地転用面積の推移

過去５年間の農地転用状況をみると、平均で毎年約７．６ha 程度の農地が転用されている。過去５年間の農地転用件数と面積は６１０、約３８．２ha であり、そのうち住宅用地への転用は、３４７件、約１２．８ha となっている。

□農地転用状況　（単位：㎡）

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成28年	121	68,242	95	32,406	－	－	－	－	26	35,836
平成29年	185	102,775	76	18,400	－	－	－	－	109	84,375
平成30年	114	74,272	60	24,937	1	946	－	－	53	48,389

令和3年	195	76,407	48	19,132	30	3,520	－	－	117	53,755
令和4年	85	70,838	52	16,279	－	－	－	－	33	54,559

資料）農業委員会（各年12月31日）

□用途別農地転用状況　（単位：㎡）

年次	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
用途	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	114	74,272	114	92,391	76	44,819	195	76,407	85	70,838
住宅	57	22,470	65	28,505	47	20,914	43	14,840	47	14,183
貸家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同住宅	3	2,467	4	2,852	—	—	5	4,292	5	2,096
店舗	3	3,280	—	—	1	1,361	2	1,211	1	615
倉庫	—	—	1	22,832	1	457	—	—	1	653
工場	1	946	1	2,309	—	—	30	3,520	—	—
道路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公共施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業施設	1	153	2	1,101	1	496	—	—	1	199
駐車場	30	24,593	25	18,480	14	9,053	12	9,643	10	20,866

令和元年	114	92,391	69	31,357	1	2,309	－	－	44	58,725
令和2年	76	44,819	74	20,914	－	－	－	－	29	23,905

資料）農業委員会（各年12月31日）

□用途別農地転用状況　（単位：㎡）

年次	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
用途	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
総数	121	68,242	185	102,775	114	74,272	114	92,391	76	44,819
住宅	90	30,152	73	16,653	57	22,470	65	28,505	47	20,914
貸家	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同住宅	5	2,254	3	1,747	3	2,467	4	2,852	—	—
店舗	—	—	—	—	3	3,280	—	—	1	1,361
倉庫	2	9,336	1	756	—	—	1	22,832	1	457
工場	—	—	—	—	1	946	1	2,309	—	—
道路	—	—	2	588	—	—	—	—	—	—
公共施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業施設	—	—	—	—	1	153	2	1,101	1	496
駐車場	16	20,435	98	76,985	30	24,593	25	18,480	14	9,053
保健等施設	—	—	2	1,650	3	3,883	1	2573	—	—

保健等施設	3	3,883	1	2573	—	—	—	—	—	—
その他	16	16,480	15	13,739	12	12,538	103	42,901	20	32,226

資料）農業委員会（各年 12 月 31 日）

3　都市計画の指定状況

本市の市街化区域面積は約７４９ha（約２４％）、市街化調整区域面積は約２，４１７ha（約７６％）である。

用途地域は７４８．７ha が指定されており、住居系用途地域が７８．２％、商業系用途地域が５．６％、工業系用途地域が１６．２％で、住宅を中心とした用途地域の構成となっている。

また、良好な市街地の維持・形成を図るため、現在１４地区において地区計画が定められている。

□用途地域の指定状況

用途地域	面積（ha）	割合（%）
第一種低層住居専用地域	174.6	23.3
略		
第一種住居地域	127.1	17.0
略		
準住居地域	45.5	6.1
略		
合計	748.7	100

資料）都市計画課（令和５年７月現在）

□地区計画の指定状況

名称	面積（ha）	当初決定日	最終更新日

その他	8	6,065	6	4,396	16	16,480	15	13,739	12	12,538

資料）農業委員会（各年 12 月 31 日）

3　都市計画の指定状況

本市の市街化区域面積は約７４９ha（約２４％）、市街化調整区域面積は約２，４１７ha（約７６％）である。

用途地域は７４８．７ha が指定されており、住居系用途地域が７８．２％、商業系用途地域が５．７％、工業系用途地域が１６．１％で、住宅を中心とした用途地域の構成となっている。

また、良好な市街地の維持・形成を図るため、現在１４地区において地区計画が定められている。

□用途地域の指定状況

用途地域	面積（ha）	割合（%）
第一種低層住居専用地域	221.7	29.6
略		
第一種住居地域	87.9	11.8
略		
準住居地域	37.6	5.0
略		
合計	748.7	100

資料）都市計画課（令和３年７月現在）

□地区計画の指定状況

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口周辺地区</td><td>59.1</td><td>R3.1.27</td><td>R5.2.3</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
資料）都市計画課（令和５年７月現在）
</td>
<td>
<table>
<tr><td>名称</td><td>面積（ha）</td><td>当初決定日</td><td>最終更新日</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口周辺地区</td><td>59.1</td><td>R3.1.27</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
資料）都市計画課（令和３年７月現在）
</td>
</tr>
<tr>
<td>39</td>
<td>震災-
予防-3</td>
<td>１．１　防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 、吉川美南駅周辺地域整備課】
本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整理事業等の各種都市計画を活用し、不燃化など個々の施設のみならず都市構造を災害に強いものとするため、都市の防災・減災構造化を図っていく。</td>
<td>１．１　防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 】
本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整備事業等の各種都市計画を活用し、不燃化など個々の施設のみならず都市構造を災害に強いものとするため、都市の防災・減災構造化を図っていく。</td>
</tr>
<tr>
<td>39～40</td>
<td>震災-
予防-3
～4</td>
<td>＜現況＞
□市街地整備の状況（土地区画整理事業）
<table>
<tr><td>事業名</td><td>面積（ha）</td><td>事業予定期間</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>保土地区画整理事業</td><td>1.3</td><td>H11　～　H16</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（令和５年１０月現在）
□都市計画防火地域及び準防火地域
<table>
<tr><td>種類</td><td>面積（ha）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>準防火地域</td><td>268.9</td></tr>
</table>
（令和５年７月現在）
□地区計画
<table>
<tr><td>名称</td><td>面積（ha）</td><td>当初決定日</td><td>最終変更日</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口周辺地区</td><td>59.1</td><td>R3.1.27</td><td>R5.2.3</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
</td>
<td>＜現況＞
□市街地整備の状況（土地区画整理事業）
<table>
<tr><td>事業名</td><td>面積（ha）</td><td>事業予定期間</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>~~吉川~~保土地区画整理事業</td><td>1.3</td><td>H11　～　H16</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（令和３年１０月現在）
□都市計画防火地域及び準防火地域
<table>
<tr><td>種類</td><td>面積（ha）</td></tr>
<tr><td colspan="2">略</td></tr>
<tr><td>準防火地域</td><td>142.4</td></tr>
</table>
（令和３年７月現在）
□地区計画
<table>
<tr><td>名称</td><td>面積（ha）</td><td>当初決定日</td><td>最終変更日</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口周辺地区</td><td>59.1</td><td>R3.1.27</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>（令和５年７月現在）</td><td>（令和３年７月現在）</td></tr>
<tr><td>41</td><td>震災-
予防-5</td><td>1.3　防災・減災空間の確保【都市計画課、農政課】
＜現況＞
略
□吉川市の公園整備状況（各年４月１日現在）
<table>
<tr><th>区分</th><th>令和元年</th><th>令和２年</th><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th></tr>
<tr><td>近隣公園</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 464）</td><td>6（126, 464）</td></tr>
<tr><td>街区公園</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td><td>70（102, 136）</td><td>70（102, 136）</td></tr>
<tr><td>緑道</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td><td>115（55, 975）</td><td>115（55, 975）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 559）</td><td>11（281, 559）</td></tr>
<tr><td>合計（㎡）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td><td>202（566. 134）</td><td>202（566. 134）</td></tr>
</table>
注）（）内の数字は、公園の面積（㎡）を示す。
□農地地目別面積の推移（各年１月１日現在）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和元年</th><th>令和２年</th><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th></tr>
<tr><td>総数（ha）</td><td>1, 352</td><td>1, 314</td><td>1, 308</td><td>1, 290</td><td>1, 284</td></tr>
<tr><td>田（ha）</td><td>1, 134</td><td>1, 105</td><td>1, 101</td><td>1, 085</td><td>1, 080</td></tr>
<tr><td>畑（ha）</td><td>218</td><td>209</td><td>207</td><td>205</td><td>204</td></tr>
</table>
資料）農業委員会</td><td>1.3　防災・減災空間の確保【道路公園課、農政課】
＜現況＞
略
□吉川市の公園整備状況（各年４月１日現在）
<table>
<tr><th>区分</th><th>平成 29 年</th><th>平成 30 年</th><th>平成 31 年</th><th>令和２年</th><th>令和３年</th></tr>
<tr><td>近隣公園</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td><td>6（126, 466）</td></tr>
<tr><td>街区公園</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td><td>70（103, 381）</td></tr>
<tr><td>緑道</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td><td>110（53, 774）</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td><td>11（281, 114）</td></tr>
<tr><td>合計（㎡）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td><td>197（564, 735）</td></tr>
</table>
~~注）単位は「㎡」。~~
注）（）内の数字は、公園の数を示す。
□農地地目別面積の推移（各年１月１日現在）
<table>
<tr><th>区分</th><th>総数（ha）</th><th>田（ha）</th><th>畑（ha）</th></tr>
<tr><td>平成２９年</td><td>1, 369</td><td>1, 148</td><td>221</td></tr>
<tr><td>平成３０年</td><td>1, 367</td><td>1, 146</td><td>221</td></tr>
<tr><td>令和元年</td><td>1, 352</td><td>1, 134</td><td>218</td></tr>
<tr><td>令和２年</td><td>1, 314</td><td>1, 105</td><td>209</td></tr>
<tr><td>令和３年</td><td>1, 308</td><td>1, 101</td><td>207</td></tr>
</table>
資料）農業委員会</td></tr>
<tr><td>42</td><td>震災-
予防-6</td><td>1.4　交通ネットワークの整備【道路課】
略
＜現況＞
□都市計画道路整備状況</td><td>1.4　交通ネットワークの整備【道路公園課】
略
＜現況＞
□都市計画道路整備状況</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>略
（令和５年４月１日現在）</td><td>略
（令和３年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>43</td><td>震災-
予防-7</td><td>(2) 橋梁の整備
本市は、河川や水路をまたがる橋梁が多くあり、災害時による橋梁の破損は、交通遮断の要因となるため、交通ネットワークを確保する上で、橋梁の耐震性を向上させることが重要である。＜現況＞
□橋梁の状況
<table><tr><th>道路種別</th><th>橋梁数</th><th>橋梁延長</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>県道</td><td>27</td><td>1407.1</td></tr><tr><td>市道</td><td>183</td><td>1,610</td></tr></table>（令和５年４月１日現在）</td><td>(2) 橋梁の整備
本市は、河川や水路をまたがる橋梁が多いため、災害時による橋梁の破損は、交通遮断の要因となるため、交通ネットワークを確保する上で、橋梁の耐震性を向上させることが重要である。＜現況＞
□橋梁の状況
<table><tr><th>道路種別</th><th>橋梁数</th><th>橋梁延長</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>県道</td><td>28</td><td>1,576</td></tr><tr><td>市道</td><td>171</td><td>1,388</td></tr></table>（令和３年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>45</td><td>震災-
予防-9</td><td>２．１ 建築物の耐震化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】
略
□主要な公共建築物一覧表
<table><tr><th>施設</th><th>昭和 46 年～
昭和 56 年 5 月</th><th>昭和 56 年 6 月以降</th><th>計</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>教育センター</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>注）単位は、棟数
注）（　　）内は、耐震改修済みのもの</td><td>２．１ 建築物の耐震化【 都市計画課、財政課、教育総務課 】
略
□主要な公共建築物一覧表
<table><tr><th>施設</th><th>昭和 46 年～
昭和 56 年 5 月</th><th>昭和 56 年 6 月以降</th><th>計</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>少年センター</td><td>1</td><td></td><td>1</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>注）単位は、棟数
注）（　　）内は、耐震改修済みのもの</td></tr>
<tr><td>47</td><td>震災-
予防-11</td><td>２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】</td><td>２．２ 道路施設の安全化【 道路公園課 】</td></tr>
<tr><td>48</td><td>震災-
予防-12</td><td>２．４ ライフライン施設の安全化
略</td><td>２．４ ライフライン施設の安全化
略</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>配水池</th><th>水　位（m）</th><th>貯水能力（㎥）</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（令和５年４月１日現在）

略
<table>
<tr><th rowspan="2">管　　種</th><th colspan="3">配　水　管</th><th rowspan="2">合　計</th><th rowspan="2">耐震化率
（%）</th></tr>
<tr><th>非耐震管</th><th>耐震管</th><th>石綿管</th></tr>
<tr><td>延　　長</td><td>172,190m</td><td>144,559m</td><td>24,248m</td><td>340,997m</td><td>144,559m</td></tr>
<tr><td>割　　合</td><td>50.5%</td><td>42.4%</td><td>7.1%</td><td>100%</td><td>42.4%</td></tr>
</table>
（令和５年３月31日現在）
</td>
<td>
<table>
<tr><th>配水池</th><th>水　位（m）</th><th>貯水能力（㎥）</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
（令和３年４月１日現在）

略
<table>
<tr><th rowspan="2">管　　種</th><th colspan="3">配　水　管</th><th rowspan="2">合　計</th><th rowspan="2">耐震化率
（%）</th></tr>
<tr><th>非耐震管</th><th>耐震管</th><th>石綿管</th></tr>
<tr><td>延　　長</td><td>173,172m</td><td>140,188m</td><td>26,412m</td><td>339,772m</td><td>140,188m</td></tr>
<tr><td>割　　合</td><td>51.0%</td><td>41.3%</td><td>7.7%</td><td>100%</td><td>41.3%</td></tr>
</table>
（令和３年４月１日現在）
</td>
</tr>
<tr>
<td>49</td>
<td>震災-予防-13</td>
<td>都市ガスの供給区域は、令和６年１月３１日現在では、次のとおりである。
略</td>
<td>都市ガスの供給区域は、令和４年１月３１日現在では、次のとおりである。
略</td>
</tr>
<tr>
<td>52～53</td>
<td>震災-予防-16～17</td>
<td>□市指定文化財
<table>
<tr><th>指定No.</th><th>種別</th><th>名称</th><th>所有（管理）者</th><th>指定年月日</th></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
<tr><td>5</td><td>民俗・有形</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
<tr><td>10</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>11</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>12</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>13</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>14</td><td>略</td><td>絹本着色親鸞聖人絵伝　付箱</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>15</td><td>略</td><td>木造親鸞聖人坐像　付修理銘札１枚</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>16</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>17</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>18</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td>
<td>□市指定文化財
<table>
<tr><th>No.</th><th>種別</th><th>名称</th><th>所有（管理）者</th><th>指定年月日</th></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
<tr><td>5</td><td>有形・民俗</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
<tr><td>9</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>10</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>11</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>12</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>13</td><td>略</td><td>絹本着色親鸞聖人絵伝付箱</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>14</td><td>略</td><td>木造親鸞聖人坐像付修理銘札１枚</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>15</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>16</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

		19	略	略	略	略		17	略	略	略	略
		20	略	略	略	略		18	略	略	略	略
		21	略	略	略	略		19	略	略	略	略
		22	略	漆喰造入江長八作　親鸞聖人坐像	略	略		20	略	略	略	略
		23	略	略	略	略		21	略	漆喰造入江長八作親鸞聖人坐像	略	略
		24	略	略	略	略		22	略	略	略	略
		25	略	略	略	略		23	略	略	略	略
		26	略	略	略	略		24	略	略	略	略
		27	民俗・有形	略	略	略		25	略	略	略	略
		28	民俗・無形	略	略	略		26	有形・民俗	略	略	略
		29	民俗・無形	略	略	略		27	無形・民俗	略	略	略
		30	民俗・無形	略	略	略		28	無形・民俗	略	略	略
		31	民俗・無形	略	略	略		29	無形・民俗	略	略	略
		32	略	略	略	略		30	無形・民俗	略	略	略
		33	民俗・有形	略	略	略		31	略	略	略	略
		34	略	略	略	略		32	有形・民俗	略	略	略
		35	略	略	略	略		33	略	略	略	略
		36	略	略	略	略		34	略	略	略	略
		37	略	略	略	略		35	略	略	略	略
		38	略	略	略	略		36	略	略	略	略
		39	略	芳川神社境内社　八坂神社神輿付獅子頭・賽銭箱	略	略		37	略	略	略	略
		40	略	略	略	略		38	略	芳川神社境内社　八坂神社神輿付獅子頭・賽銭箱	略	略
		41	略	略	略	略		39	略	略	略	略
		42	略	略	略	略		40	略	略	略	略

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>43</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>44</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>45</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
※指定№9 は平成 12 年 4 月に指定解除、

□県指定文化財
<table>
<tr><td>指定№</td><td>種別</td><td>名称</td><td>所有（管理）者</td><td>指定年月日</td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
</table>
（令和５年４月１日現在）
</td>
<td>
<table>
<tr><td>41</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>42</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>43</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>44</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
□県指定文化財
<table>
<tr><td>№</td><td>種別</td><td>名称</td><td>所有（管理）者</td><td>指定年月日</td></tr>
<tr><td colspan="5">略</td></tr>
</table>
（令和３年４月１日現在）
</td>
</tr>
<tr>
<td>54</td>
<td>震災-
予防-18</td>
<td>
□危険物施設の設置状況
<table>
<tr><td colspan="3">危険物等施設</td><td>吉川市管内</td></tr>
<tr><td colspan="4">〈危険物施設〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　　数</td><td></td><td>１２５</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">製造所</td><td>2</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="5">貯蔵所</td><td>屋内貯蔵所</td><td>３２</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>移動タンク貯蔵所</td><td>１９</td></tr>
<tr><td>屋外貯蔵所</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取扱所</td><td>給油取扱所</td><td>２７</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
（令和５年４月１日現在）
</td>
<td>
□危険物施設の設置状況
<table>
<tr><td colspan="3">危険物等施設</td><td>吉川市管内</td></tr>
<tr><td colspan="4">〈危険物施設〉</td></tr>
<tr><td colspan="2">総　　数</td><td></td><td>１３６</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">製造所</td><td>3</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="5">貯蔵所</td><td>屋内貯蔵所</td><td>３０</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>移動タンク貯蔵所</td><td>３２</td></tr>
<tr><td>屋外貯蔵所</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取扱所</td><td>給油取扱所</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
（令和３年４月１日現在）
</td>
</tr>
<tr>
<td>56</td>
<td>震災-
予防-20</td>
<td>
３．１　防災拠点施設の整備【 危機管理課、河川下水道課、都市計画課 】

略
<table>
<tr><td>名称</td><td>活動拠点の役割</td><td>施設名</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>防災地区拠点</td><td>・防災中枢拠点との連携</td><td>各防災ブロックごとに次の指定一般避</td></tr>
</table>
</td>
<td>
３．１　防災拠点施設の整備【 危機管理課、河川下水道課、道路公園課 】

略
<table>
<tr><td>名称</td><td>活動拠点の役割</td><td>施設名</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>防災地区拠点</td><td>・防災中枢拠点との連携</td><td>各防災ブロックごとに次の指定一般避</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td></td><td>・各地区の応急対策の拠点
・避難拠点への物資の供給拠点</td><td>難所を地区拠点とする。
第１ブロック：旭小学校
第２ブロック：中央中学校
第３ブロック：南中学校
第４ブロック：吉川中学校
第５ブロック：三輪野江小学校</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table></td><td><table><tr><td></td><td>・各地区の応急対策の拠点
・避難拠点への物資の供給拠点</td><td>難所を地区拠点とする。
第１ブロック：旭小学校
第２ブロック：中央中学校
第３ブロック：南中学校
第４ブロック：中曽根小学校
第５ブロック：三輪野江小学校</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>57</td><td>震災-
予防-21</td><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>59</td><td>震災-
予防-23</td><td>□指定緊急避難場所一覧<table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">収容可能面積</th><th rowspan="2">想定
収容人数</th></tr><tr><th>区分</th><th>拠点</th><th>屋内運動場等</th><th>屋外運動場</th><th>合計</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>9</td><td>第３</td><td>○</td><td>南中学校</td><td>保 672</td><td>1,200</td><td>17,823</td><td>19,023</td><td>9,511</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="5">合計（19 か所）</td><td>17,467</td><td>172,674</td><td>190,141</td><td>95,065</td></tr></table></td><td>□指定緊急避難場所一覧<table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="3">収容可能面積</th><th rowspan="2">想定
収容人数</th></tr><tr><th>区分</th><th>拠点</th><th>屋内運動場等</th><th>屋外運動場</th><th>合計</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>9</td><td>第３</td><td>○</td><td>南中学校</td><td>保 672</td><td>1,100</td><td>17,823</td><td>18,923</td><td>9,461</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="5">合計（19 か所）</td><td>17,367</td><td>172,674</td><td>190,041</td><td>95,015</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>60</td><td>震災-
予防-24</td><td>□指定一般避難所一覧<table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ﾌﾞﾛｯｸ</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話番号</th><th rowspan="2">収容可能面積
（屋内運動場等）</th><th rowspan="2">想定
収容人数</th><th rowspan="2">要配慮者
スペース</th></tr><tr><th>区分</th><th>拠点</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>9</td><td>第３</td><td>○</td><td>南中学校</td><td>保 672</td><td>(982)1066</td><td>1,200</td><td>300</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="6">合計（19 か所）</td><td>17,467</td><td>4,361</td><td>8 か所</td></tr></table></td><td>□指定一般避難所一覧<table><tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">防災ﾌﾞﾛｯｸ</th><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">所在地</th><th rowspan="2">電話番号</th><th rowspan="2">収容可能面積
（屋内運動場等）</th><th rowspan="2">想定
収容人数</th><th rowspan="2">要配慮者
スペース</th></tr><tr><th>区分</th><th>拠点</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>9</td><td>第３</td><td>○</td><td>南中学校</td><td>保 672</td><td>(982)1066</td><td>1,100</td><td>275</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td colspan="6">合計（19 か所）</td><td>17,367</td><td>4,336</td><td>8 か所</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>60</td><td>震災-
予防-24</td><td>略
注）想定収容人数は、学校は屋内運動場（トイレや器具置場などを除く）、その他の公共施設は屋内運動場や会議室など、避難者を収容することが可能な収容可能面積をもとに、通路等を考慮し、一人当たりの必要面積を 4 ㎡として計算した。</td><td>略
注）想定収容人数は、学校は屋内運動場（トイレや器具置場などを除く）、その他の公共施設は屋内運動場や会議室など、避難者を収容することが可能な収容可能面積をもとに、通路等を考慮し、一人当たりの必要面積を 4 ㎡~~（居室は 2 ㎡）~~として計算した。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>60～61</td>
<td>震災-
予防-24
～25</td>
<td>□防災ブロック別避難所の収容能力
<table><tr><th rowspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">居住人口</th><th colspan="2">避難所収容能力</th></tr><tr><th>収容能力（人）</th><th>収容割合（%）</th></tr><tr><td>第１</td><td>2,306</td><td>435</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>第２</td><td>31,016</td><td>942</td><td>3%</td></tr><tr><td>第３</td><td>11,363</td><td>1,114</td><td>9.8%</td></tr><tr><td>第４</td><td>21,754</td><td>798</td><td>3.7%</td></tr><tr><td>第５</td><td>5,886</td><td>1,072</td><td>18.2%</td></tr><tr><td>計</td><td>72,872</td><td>4,361</td><td>6%</td></tr></table>注）避難所別運営主体自治会の人口にて算出した。
注）計は、避難所別運営が越谷市となっている須賀自治会、榎戸自治会含む全人口とした。
注）「居住人口」は、令和５年４月１日現在</td>
<td>□防災ブロック別避難所の収容能力
<table><tr><th rowspan="2">防災ブロック</th><th rowspan="2">居住人口</th><th colspan="2">避難所収容能力</th></tr><tr><th>収容能力（人）</th><th>収容割合（%）</th></tr><tr><td>第１</td><td>4,897</td><td>435</td><td>8.9%</td></tr><tr><td>第２</td><td>28,971</td><td>942</td><td>3.3%</td></tr><tr><td>第３</td><td>12,472</td><td>1,089</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>第４</td><td>21,466</td><td>798</td><td>3.7%</td></tr><tr><td>第５</td><td>5,411</td><td>1,072</td><td>19.8%</td></tr><tr><td>計</td><td>73,217</td><td>4,336</td><td>5.9%</td></tr></table>注）「居住人口」は、令和３年４月１日現在</td>
</tr>
<tr>
<td>62</td>
<td>震災-
予防-26</td>
<td>３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】
安全な避難活動を実施するため、指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び避難誘導体制の確立を図る。</td>
<td>３．３ 避難路の整備【 道路公園課、危機管理課 】
安全な避難活動を実施するため~~には~~、指定緊急避難場所の整備に伴い、避難路の指定、標識の整備及び避難誘導体制の確立を図る。</td>
</tr>
<tr>
<td>63</td>
<td>震災-
予防-27</td>
<td>(3) 誘導体制の確立
避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位及び誘導体制を検討する。</td>
<td>(3) 誘導体制の確立
避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の勧告又は指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位及び誘導体制を検討する。</td>
</tr>
<tr>
<td>65</td>
<td>震災-
予防-29</td>
<td>(2) 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備
市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルを作成したが、今後も避難所の実情や多様な性に配慮し、適宜、修正するとともに、防災・減災、福祉、男女共同参画、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難者自らによる主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。</td>
<td>(2) 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備
市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルなどを作成するとともに、防災・減災、福祉、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難者自らによる主体的な避難所運営となることを基本として、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。</td>
</tr>
<tr>
<td>66</td>
<td>震災-
予防-30</td>
<td>② 判定基準等の研修
開発建築課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。</td>
<td>② 判定基準等の研修
都市計画課及び課税課は、県や民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し、調査方法や判定基準等の研修を実施する。</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td>66～67</td><td>震災-
予防-30
～31</td><td>(2) 県からの応援受入体制の整備
災害時の県からの人的応援については、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、県や他市町村合同の「彩の国災害派遣チーム」が派遣される計画となっている。市は、吉川市受援計画に基づき、県への応援要請や受入体制を整備する。なお、応援の主な対象業務は、災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書の交付等の支援となる。
(3) 他市町村との相互応援
市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第６７条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。今後、大規模災害による同時被災とならない遠地や、対口支援（カウンターパート）なども視野に、相互応援による協力体制の更なる強化を推進する。
また、災害時の応援要請手続きを円滑に行うための受援計画を整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。
また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。</td><td>(2) 県からの応援受入体制の整備
災害時の県からの人的応援については、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」~~により~~、県や他市町村合同の「彩の国災害派遣チーム」が派遣される計画となっている。市は、関連の要綱・マニュアルを踏まえ、県への応援要請や受入体制を想定し、整備に努める。なお、応援の主な対象業務は、災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明交付等の支援となる。
(3) 他市町村との相互応援
市は、市の区域に係る災害について適切な応急処置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第６７条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。今後、大規模災害による同時被災とならない遠地や、対口支援（カウンターパート）なども視野に、相互応援による協力体制の更なる強化を推進する。
また、災害時の応援要請手続きを円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練、情報交換等を実施していく。
また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。</td></tr>
<tr><td>70</td><td>震災-
予防-34</td><td>(1) 市防災行政無線の拡充
災害時の情報収集伝達体制の確立・強化を図るため、災害時における非常通信手段として市防災行政無線の同報系については、平成 28 年度にデジタル化への整備を行った。また、移動系については、平成 30 年度に登録局によるデジタル簡易無線機を整備し、令和 4 年度に MCA アドバンスを整備した。</td><td>(1) 市防災行政無線の拡充
災害時の情報収集伝達体制の確立・強化を図るため、災害時における非常通信手段として市防災行政無線の同報系については、平成 28 年度にデジタル化への整備を行った。また、移動系については、平成 30 年度に登録局によるデジタル簡易無線機の整備を行った。</td></tr>
<tr><td>70</td><td>震災-
予防-34</td><td>(3) 多様な情報伝達手段の確保
市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、以下の手段により情報を伝達する。
・市ホームページ　・登録制メール　・減災アプリ　・緊急速報メール　・SNS
・電話応答サービス　・Ｌアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）
・FM ラジオ（エフエムこしがや）　・ケーブルテレビ（J-COM）</td><td>(3) 多様な情報伝達手段の確保
市民等へ災害情報等を迅速に伝達するため、以下の手段により情報を伝達する。
・市ホームページ　・登録制メール　・緊急速報メール　・SNS
・電話応答サービス　・Ｌアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）
・FM ラジオ（エフエムこしがや）　・ケーブルテレビ（J-COM）</td></tr>
<tr><td>71</td><td>震災-
予防-35</td><td>**□非常用備蓄食料　（令和 5 年 12 月 28 日現在）**
<table><tr><th>備蓄場所</th><th>主食</th></tr></table></td><td>**□非常用備蓄食料　（令和 4 年 1 月 31 日現在）**
<table><tr><th>備蓄場所</th><th>アルファ米</th></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td><table><tr><td>平沼防災倉庫等</td><td>２０，０５０食</td></tr></table></td><td><table><tr><td>平沼防災倉庫等</td><td>２０，０５０食</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>73</td><td>震災-
予防-37</td><td>□水道施設・飲料水兼用耐震性貯水槽　（令和5年4月1日）<table><tr><td>種別</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>貯水容量（㎥）</td><td>常時貯水槽（㎥）</td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table></td><td>□水道施設・飲料水兼用耐震性貯水槽　（令和3年4月1日）<table><tr><td>種別</td><td>施設名</td><td>所在地</td><td>貯水容量（㎥）</td><td>常時貯水槽（㎥）</td></tr><tr><td colspan="5">略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>73</td><td>震災-
予防-37</td><td>□備蓄用飲料水　（令和5年12月28日現在）<table><tr><td>備蓄場所</td><td>飲料水（2L）</td><td>飲料水（５００ml）</td></tr><tr><td>平沼防災倉庫等</td><td>９，９２４本</td><td>１０，１０４本</td></tr></table></td><td>□備蓄用飲料水　（令和4年1月31日現在）<table><tr><td>備蓄場所</td><td>飲料水（2ﾘｯﾄﾙ）</td></tr><tr><td>平沼防災倉庫</td><td>１４，２５０本</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>74</td><td>震災-
予防-38</td><td>＜現況＞　（令和5年4月1日現在）<table><tr><td>種別</td><td>容量</td><td>保有数量</td><td>保管場所</td></tr><tr><td>給水車</td><td>２㎥</td><td>１台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>０．５㎥</td><td>６個</td><td>水道課</td></tr><tr><td>ポリ容器</td><td>２０ℓ</td><td>６０個</td><td>水道課</td></tr><tr><td rowspan="2">給水袋</td><td>６ℓ入り</td><td>１４，９００枚</td><td>水道課</td></tr><tr><td>４ℓ入り</td><td>１，２５０枚</td><td>水道課</td></tr><tr><td>応急給水装置</td><td></td><td>１０台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>パイプ圧着機</td><td></td><td>１台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>ろ水機</td><td>２．５㎥/h</td><td>３台</td><td>加藤防災倉庫</td></tr><tr><td>応急給水資機材（飲料水兼用耐震性貯水槽用）</td><td>給水スタンド、ホース、手動・エンジンポンプ等</td><td>６式</td><td>各飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所の防災倉庫</td></tr></table></td><td>＜現況＞　（令和3年4月1日現在）<table><tr><td>種別</td><td>容量</td><td>保有数量</td><td>保管場所</td></tr><tr><td>給水車</td><td>２㎥</td><td>１台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>０．５㎥</td><td>６個</td><td>水道課</td></tr><tr><td>ポリ容器</td><td>１８ℓ</td><td>５０個</td><td>水道課</td></tr><tr><td rowspan="2">給水袋</td><td>６ℓ入り</td><td>１２，６００枚</td><td>水道課</td></tr><tr><td>４ℓ入り</td><td>１，７５０枚</td><td>水道課</td></tr><tr><td>応急給水装置</td><td></td><td>８台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>パイプ圧着機</td><td></td><td>１台</td><td>水道課</td></tr><tr><td>ろ水機</td><td>２．５㎥/h</td><td>３台</td><td>加藤防災倉庫</td></tr><tr><td>応急給水資機材（飲料水兼用耐震性貯水槽用）</td><td>給水スタンド、ホース、手動・エンジンポンプ等</td><td>６式</td><td>各飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所の防災倉庫</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>74</td><td>震災-
予防-38</td><td>３．３　生活必需品供給体制の整備【危機管理課】
略
□毛布　（令和6年1月31日現在）<table><tr><td>備蓄場所</td><td>毛布等</td></tr><tr><td>平沼防災倉庫等</td><td>１６，７８２枚</td></tr></table></td><td>３．３　生活必需品供給体制の整備【危機管理課】
略
□毛布　（令和4年1月31日現在）<table><tr><td>備蓄場所</td><td>毛布等</td></tr><tr><td>平沼防災倉庫等</td><td>１８，２４０枚</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>76</td><td>震災-
予防-40</td><td>３．５ 燃料の調達体制の整備【 危機管理課 】
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対策活動に必要となる車両等の燃料の確保、また、避難所運営等に必要となる燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等との協定により、調達体制を整備する。</td><td>３．５ 燃料の調達体制の整備【 危機管理課 】
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対策活動に必要となる車両等の燃料の確保、また、避難所運営等に必要となる燃料を確保するため、防災倉庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等との協定により、調達体制を整備する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>78</td>
<td>震災-
予防-42</td>
<td>②　一般火気器具からの出火防止
ア　地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災・減災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置等の付いたガス器具の普及に努める。
イ　略
ウ　阪神・淡路大震災では、電気器具、電気機器または屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して、復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、過熱防止装置等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
エ　略</td>
<td>②　一般火気器具からの出火防止
ア　地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災・減災教育を積極的に推進する。又、加熱防止機構等の付いたガス器具の普及に努める。
イ　略
ウ　阪神・淡路大震災では、電気器具、電気機器又は屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して、復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。こうした火災の防止のため、加熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
エ　略</td>
</tr>
<tr>
<td>79</td>
<td>震災-
予防-43</td>
<td>□危険物関連施設（吉川市）　（令和５年４月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">製造所等の種別</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="3">取扱所</th></tr>
<tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク貯蔵所</th><th>屋内タンク貯蔵所</th><th>地下タンク貯蔵所</th><th>簡易タンク貯蔵所</th><th>移動タンク貯蔵所</th><th>屋外貯蔵所</th><th>給油取扱所</th><th>販売取扱所</th><th>一般取扱所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計</td><td rowspan="2">125</td><td>2</td><td>32</td><td>3</td><td>0</td><td>24</td><td>0</td><td>19</td><td>0</td><td>27</td><td>0</td><td>18</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="7">78</td><td colspan="3">45</td></tr>
</table></td>
<td>□危険物関連施設（吉川市）　（令和３年４月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">製造所等の種別</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">製造所</th><th colspan="7">貯蔵所</th><th colspan="3">取扱所</th></tr>
<tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク貯蔵所</th><th>屋内タンク貯蔵所</th><th>地下タンク貯蔵所</th><th>簡易タンク貯蔵所</th><th>移動タンク貯蔵所</th><th>屋外貯蔵所</th><th>給油取扱所</th><th>販売取扱所</th><th>一般取扱所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">計</td><td rowspan="2">136</td><td>3</td><td>30</td><td>3</td><td>0</td><td>24</td><td>0</td><td>32</td><td>1</td><td>25</td><td>0</td><td>18</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="7">90</td><td colspan="3">43</td></tr>
</table></td>
</tr>
<tr>
<td>81</td>
<td>震災-
予防-45</td>
<td>吉川松伏消防組合車両経過年数別現有台数　（令和５年１月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">所属</th><th rowspan="2">種　別</th><th colspan="3">経過年数</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><th>10 年以上</th><th>5 年以上</th><th>5 年未満</th></tr>
<tr><td rowspan="5">消防本部</td><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連絡車</td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td></tr>
<tr><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>災害対策車</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>吉川消防署</td><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
</table></td>
<td>吉川松伏消防組合車両経過年数別現有台数　（令和４年１月１日現在）
<table>
<tr><th rowspan="2">所属</th><th rowspan="2">種　別</th><th colspan="3">経過年数</th><th rowspan="2">計</th></tr>
<tr><th>10 年以上</th><th>5 年以上</th><th>5 年未満</th></tr>
<tr><td rowspan="5">消防本部</td><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連絡車</td><td>5</td><td>1</td><td></td><td>6</td></tr>
<tr><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>防災活動車</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>吉川消防署</td><td>略</td><td colspan="4"></td></tr>
</table></td>
</tr>
</table>

	普通消防ポンプ自動車	1			1	
	略					
吉川消防署 南分署	水槽付消防ポンプ自動車		1	1	2	
	普通消防ポンプ自動車			1	1	
	高規格救急自動車		1	1	2	
	連絡車	1			1	
松伏消防署	普通消防ポンプ自動車	2	1		3	
	略					
	高規格救急自動車		1		1	
	略					

□吉川市消防団車両経過年数別現有数　（令和５年１月１日）

所属	種　別	経過年数			計
		10 年以上	5 年以上	5 年未満	
吉川市 消防団	小型動力ポンプ付積載車	5	6	3	14

	普通消防ポンプ自動車		1		1
	略				
吉川消防署 南分署	水槽付消防ポンプ自動車	1	1		2
	（新設）				
	高規格救急自動車		1		1
	連絡車		1		1
松伏消防署	普通消防ポンプ自動車	1	1		2
	略				
	高規格救急自動車	1		1	2
	略				

□吉川市消防団車両経過年数別現有数　（令和４年１月１日）

所属	種　別	経過年数			計
		10 年以上	5 年以上	5 年未満	
吉川市 消防団	小型動力ポンプ付積載車	3	6	5	14

82　震災-予防-46

□吉川松伏消防組合車両増強及び更新計画

所属	種別	年次別計画									
		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度		令和９年度	
		増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新
本部	連絡車										1
	吉川予防２						1				
吉川消防署	指揮車				1						
	資機材搬送車										1

□吉川松伏消防組合車両増強及び更新計画

所属	種別	年次別計画									
		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新	増車	更新
本部	連絡車						1				
	マイクロバス								1		
吉川消防署	指揮車						1				
	資機材搬送車										

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>高規格救急自動車</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>水難救助用ボート</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>吉川消防署南分署</td><td colspan="10">削除</td></tr>
<tr><td></td><td>高規格救急自動車</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td colspan="11">（新設）</td></tr>
<tr><td></td><td>水難救助用ボート</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>吉川消防署南分署</td><td>~~普通消防ポンプ車~~</td><td>~~1~~</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>高規格救急自動車</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>~~1~~</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>~~松伏消防署~~</td><td>~~連絡車~~</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>~~1~~</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>82</td><td>震災-予防-46</td><td>□消防水利の状況　（令和５年１月１日）
<table>
<tr><th rowspan="2">総数</th><th rowspan="2">消火栓</th><th colspan="3">防火水槽</th><th>その他</th></tr>
<tr><th>10～39 ㎥</th><th>40～99 ㎥</th><th>100 ㎥以上</th><th>プール</th></tr>
<tr><td>969</td><td>624</td><td>5</td><td>314</td><td>13</td><td>13</td></tr>
</table>
</td><td>□消防水利の状況　（令和４年１月１日）
<table>
<tr><th rowspan="2">総数</th><th rowspan="2">消火栓</th><th colspan="3">防火水槽</th><th>その他</th></tr>
<tr><th>10～39 ㎥</th><th>40～99 ㎥</th><th>100 ㎥以上</th><th>プール</th></tr>
<tr><td>971</td><td>623</td><td>6</td><td>316</td><td>13</td><td>13</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>87</td><td>震災-予防-51</td><td>**□第三次救急医療機関（１３か所）**
救命救急センター（１１か所）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>さいたま赤十字病院</td><td>さいたま市中央区新都心 1-5</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学総合医療センター</td><td>川越市大字鴨田 1981</td></tr>
<tr><td>深谷赤十字病院</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr>
<tr><td>防衛医科大学校病院</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr>
</table>
</td><td>**□第三次救急医療機関（１０か所）**
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター救命救急センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr>
<tr><td>川口市立医療センター救命救急センター</td><td>川口市西新井宿 180</td></tr>
<tr><td>さいたま赤十字病院高度救命救急センター</td><td>さいたま市中央区新都心 1-5</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター</td><td>川越市大字鴨田 1981</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>川口市立医療センター</td><td>川口市西新井宿 180</td></tr>
<tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市大字山根 1397-1</td></tr>
<tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr>
<tr><td>さいたま市立病院</td><td>さいたま市緑区大字三室 2460</td></tr>
<tr><td>独立行政法人国立病院機構埼玉病院</td><td>和光市諏訪 2-1</td></tr>
<tr><td>社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院</td><td>加須市上高柳 1680</td></tr>
</table>
小児救命救急センター（２か所）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>埼玉医科大学総合医療センター</td><td>川越市大字鴨田 1981</td></tr>
<tr><td>埼玉県立小児医療センター</td><td>さいたま市中央区新都心 1-2</td></tr>
</table>
</td>
<td>
<table>
<tr><td>防衛医科大学校病院救命救急センター</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市大字山根 1397-1</td></tr>
<tr><td>深谷赤十字病院救命救急センター</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr>
<tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr>
<tr><td>さいたま市立病院救命救急センター</td><td>さいたま市緑区大字三室 2460</td></tr>
<tr><td>独立行政法人国立病院機構埼玉病院救命救急センター</td><td>和光市諏訪 2-1</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>88</td>
<td>震災-
予防-52</td>
<td>□地域災害拠点病院（１９か所）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr>
<tr><td>草加市立病院</td><td>草加市草加 2－21-1</td></tr>
<tr><td>埼玉県済生会川口総合病院</td><td>川口市西川口 5-11-5</td></tr>
<tr><td>さいたま市立病院</td><td>さいたま市緑区三室 2460</td></tr>
<tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr>
<tr><td>北里大学メディカルセンター</td><td>北本市荒井 6-100</td></tr>
<tr><td>防衛医科大学校病院</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr>
<tr><td>深谷赤十字病院</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr>
<tr><td>削除</td><td>削除</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市山根 1397-1</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>埼玉県済生会加須病院</td><td>加須市上高柳 1680</td></tr>
</table>
</td>
<td>□地域災害拠点病院（１９か所）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr>
<tr><td>獨協医科大学埼玉医療センター</td><td>越谷市南越谷 2-1-50</td></tr>
<tr><td>草加市立病院</td><td>草加市草加 2－21-1</td></tr>
<tr><td>埼玉県済生会川口総合病院</td><td>川口市西川口 5-11-5</td></tr>
<tr><td>さいたま市立病院</td><td>さいたま市緑区三室 2460</td></tr>
<tr><td>自治医科大学附属さいたま医療センター</td><td>さいたま市大宮区天沼町 1-847</td></tr>
<tr><td>北里大学メディカルセンター</td><td>北本市荒井 6-100</td></tr>
<tr><td>防衛医科大学校病院</td><td>所沢市並木 3-2</td></tr>
<tr><td>深谷赤十字病院</td><td>深谷市上柴町西 5-8-1</td></tr>
<tr><td>埼玉県済生会栗橋病院</td><td>久喜市小右衛門 714-6</td></tr>
<tr><td>埼玉医科大学国際医療センター</td><td>日高市山根 1397-1</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>88～89</td>
<td>震災-</td>
<td>□災害時連携病院（１８か所）</td>
<td>□災害時連携病院（１１か所）</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>予防-52</td><td><table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>彩の国東大宮メディカルセンター</td><td>さいたま市北区土呂町 1522</td></tr><tr><td>（独法）地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター</td><td>さいたま市浦和区北浦和 4-9-3</td></tr><tr><td>埼玉協同病院</td><td>川口市木曽呂 1317</td></tr><tr><td>秩父市立病院</td><td>秩父市桜木町 8-9</td></tr><tr><td>TMG あさか医療センター</td><td>朝霞市溝沼 1340-1</td></tr><tr><td>新座志木中央総合病院</td><td>新座市東北 1-7-2</td></tr><tr><td>八潮中央総合病院</td><td>八潮市南川崎 845</td></tr><tr><td>皆野病院</td><td>秩父郡皆野町大字皆野 2031-1</td></tr></table></td><td><table><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>90</td><td>震災-
予防-54</td><td>６．１ 緊急輸送道路の整備【 道路課 】</td><td>６．１ 緊急輸送道路の整備【 道路公園課 】</td></tr>
<tr><td>93</td><td>震災-
予防-57</td><td>(5) 燃料の確保
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対応に必要となる車両等の燃料を確保するため、燃料保管庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等と協定の締結をするなど、調達体制を整備する。</td><td>(5) 燃料の確保
市は、災害発生後、ガソリン等の燃料の不足が想定されることから、災害対応に必要となる車両等の燃料を確保するため、防災倉庫等に燃料を備蓄するとともに、あらかじめ埼玉県石油業協同組合吉川支部等と協定の締結をするなど、調達体制を整備する。</td></tr>
<tr><td>94</td><td>震災-
予防-58</td><td>７．１ 被災住宅の応急修理対策【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】</td><td>７．１ 被災住宅の応急修理対策【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】</td></tr>
<tr><td>94</td><td>震災-
予防-58</td><td>７．２ 応急仮設住宅用地の確保【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】</td><td>７．２ 応急仮設住宅用地の確保【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】</td></tr>
<tr><td>97</td><td>震災-
予防-61</td><td>(10) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮
市は、要配慮者が円滑に避難できるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき高齢者等避難情報を発令するものとする。
また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、減災アプリ、ＳＮＳ、電話応答サービス、</td><td>(10) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮
市は、要配慮者が円滑に避難が行えるよう、避難に要する時間等を考慮し、避難指示の発令に先立って、地域防災計画に基づき高齢者等避難情報を発令するものとする。
また、緊急かつ着実な避難情報及び災害情報等が伝達されるよう、防災行政無線、市ホームページ、広報車のほか、登録制メールや緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHK</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>Ｌアラート（NHK ｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）など、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。</td><td>ｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）など、多様な情報伝達の手段を確保するとともに、避難支援等関係者との情報伝達体制を整備するものとする。</td></tr>
<tr><td>100</td><td>震災-
予防-64</td><td>第９ 帰宅困難者対策
本市では、毎日約２４，１００人の市民が市外に通勤・通学しており、そのうち約７，２００人が、都内へ通勤･通学している。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。
また、本市には市外から毎日約１０，５００人が通勤・通学しており、大規模地震により鉄道等の交通機関が停止した場合、市外に居住している多くの人が市内において帰宅困難者となることが想定される。
ここでは、帰宅困難者への支援のための必要な体制の整備を定める。</td><td>第９ 帰宅困難者対策
本市では、毎日約２３，６００人の市民が市外に通勤・通学しており、そのうち約７，２００人が、都内へ通勤･通学している。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。
また、本市には市外から毎日約９，９００人が通勤・通学しており、大規模地震により鉄道等の交通機関が停止した場合、市外に居住している多くの人が市内において帰宅困難者となることが想定される。
ここでは、帰宅困難者への支援のための必要な体制の整備を定める。</td></tr>
<tr><td>102</td><td>震災-
予防-66</td><td>□一時滞在施設候補（市の公共施設）
<table>
<tr><th>駅名</th><th>施設名</th><th>一時滞在場所</th><th>想定収容人数</th><th>駅からの距離</th></tr>
<tr><td rowspan="2">吉川駅</td><td>視聴覚ライブラリー</td><td>多目的室</td><td>約 80 人</td><td>約 0.1 km</td></tr>
<tr><td>中央公民館</td><td>ホール</td><td>約 500 人</td><td>約 1.1 km</td></tr>
<tr><td rowspan="2">吉川美南駅</td><td>児童館
ワンダーランド</td><td>多目的ホール・
体育館</td><td>約 330 人</td><td>約 1.4 km</td></tr>
<tr><td>吉川美南地区公民館</td><td>公民館貸室</td><td>約 140 人</td><td>約 1.0 km</td></tr>
</table></td><td>□一時滞在施設候補（市の公共施設）
<table>
<tr><th>駅名</th><th>施設名</th><th>一時滞在場所</th><th>想定収容人数</th><th>駅からの距離</th></tr>
<tr><td rowspan="2">吉川駅</td><td>視聴覚ライブラリー</td><td>多目的室</td><td>約 80 人</td><td>約 0.1 km</td></tr>
<tr><td>中央公民館</td><td>ホール</td><td>約 500 人</td><td>約 1.1 km</td></tr>
<tr><td rowspan="2">吉川美南駅</td><td>児童館
ワンダーランド</td><td>多目的ホール・
プラネタリウム</td><td>約 180 人</td><td>約 1.4 km</td></tr>
<tr><td>吉川美南地区公民館</td><td>公民館貸室</td><td>約 140 人</td><td>約 1.0 km</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>102</td><td>震災-
予防-66</td><td>②　帰宅困難者に対する支援方策の検討
隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。
『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照</td><td>②　帰宅支援者に対する支援方策の検討
隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。
『【資料】第１．２「災害時応援協定等一覧」』参照</td></tr>
<tr><td>115</td><td>震災-
予防-79</td><td>４．１ 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】
市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入・協力体制の整備を推進する。
吉川市内に災害が発生した場合には、市と市社会福祉協議会との協定に基づき、市から市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置・運営を要請することから、「災害ボランティアセ</td><td>４．１ 受入・協力体制の整備【 地域福祉課 】
市は、大規模な災害時に、地域外からのボランティア等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入・協力体制の整備を推進する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>ンター設置・運営マニュアル」の作成や開設訓練などを通じて、平常時からその連携に努める。</td><td></td></tr>
<tr><td>120</td><td>震災-
応急 5</td><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>122～
128</td><td>震災-
応急 7
～13</td><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>129</td><td>震災-
応急-14</td><td>災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）
<table>
<tr><th>部名等</th><th>班名等</th><th>事務分掌</th></tr>
<tr><td rowspan="3">吉川松伏消防組合</td><td>総括班</td><td>・警防本部運営の総括に関すること。
・災害対応の総合分析判断に関すること。
・災害対策本部との連絡調整に関すること。
・他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。</td></tr>
<tr><td>警防班</td><td>・災害情報及び部隊、人員の整理に関すること。
・消防班及び消防団の運用に関すること。
・他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。
・作戦会議の運営及び庶務に関すること。</td></tr>
<tr><td>総務班</td><td>・消防職員の人事管理に関すること。
・庁舎に関すること。
・報道対応に関すること。</td></tr>
</table></td><td>災害対策本部の事務分掌（消防団・吉川松伏消防本部）
<table>
<tr><th>部名等</th><th>班名</th><th>担当部署等</th><th>事務分掌</th></tr>
<tr><td colspan="3">消防団</td><td>・管轄区域又は隣接地区における災害防御活動に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・被災者の避難誘導に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・避難経路等の障害物の除去に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・危険物等の措置に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・排水活動及び給水活動の協力に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・死者及び行方不明者の捜索に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・その他災害防御に必要な活動に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">吉川松伏消防本部</td><td>・庁舎（消防組合本部）の保全に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・本部の設置、運営に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・市災害対策本部及び関係機関との連絡、調整に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・市災害対策本部との被害状況の情報共有に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・情報の収集、伝達に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・警防活動方針の決定に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>・消防活動の実施に関すること。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

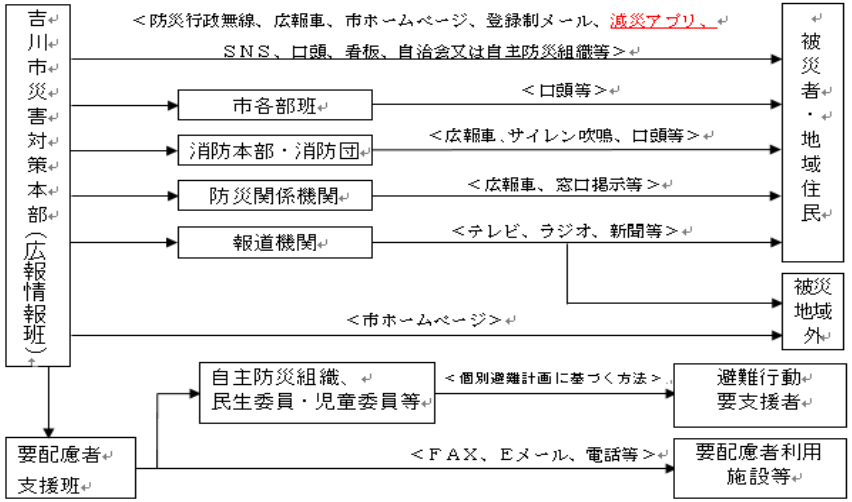
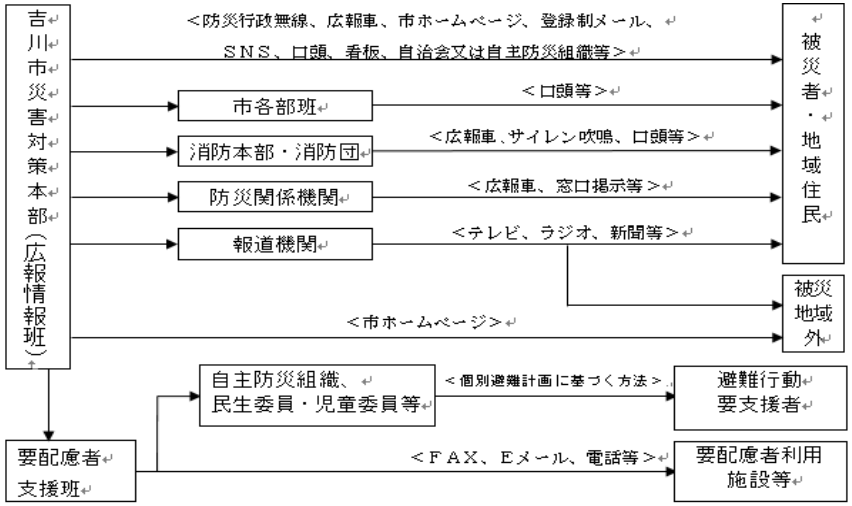
			予防班	・警防本部各班の情報連絡に関すること。 ・災害状況及び災害活動の記録に関すること。 ・危険物施設等の安全措置に関すること。	
			指令班	・消防通信の運用に関すること。 ・出動指令に関すること。 ・災害状況等の情報収集に関すること。	
			指揮班	・現場指揮に関すること。 ・現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ・増強部隊の編成に関すること。 ・関係機関の現地派遣職員との調整。 ・現場広報に関すること。	
			消防班	・増強部隊の編成に関すること。 ・現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ・消防車両、資機材に関すること。 ・関係機関の現地派遣職員との調整。 ・現場指揮に関すること。 ・災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。 ・救急救助活動に関すること。 ・現場広報に関すること。 ・災害の警戒及び防御並びに警戒杭域の設定に関すること。	

	・救急、救助活動の実施に関すること。
	・消防隊等の増強、及び編成に関すること。
	・車両等の燃料の確保に関すること。
	・食料、飲料水の確保に関すること。
	・避難情報に関すること。
	・仮救護所の設置に関すること。
	・消防団の出動に関すること。
	・被災者台帳の作成及び罹災証明の交付に関すること。(火災)
	・ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関する

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>・避難者の誘導に関すること。</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>団</td><td>分団</td><td>事務分掌</td></tr>
<tr><td rowspan="2">吉川市消防団</td><td>団長、副団長</td><td>・災害対応の総合分析判断に関すること。
・現場指揮に関すること。
・災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。
・応急救護所等に関すること。</td></tr>
<tr><td>第１分団～
第１３分団</td><td>・消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>138</td>
<td>震災-
応急-23</td>
<td>７．１　動員配備【 総括班 】
地震災害に対処するため、本部長等は『【本文】本編 本章 第１節「第２ 体制の種別と配備基準」（震災-応急-3、4)』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。
なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『【本文】本編 本章 第２節「第５ 重要事項の決定」（震災-応急-20)』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級をもって充てるものとする。</td>
<td>７．１　動員配備【 総括班 】
地震災害に対処するため、本部長等は『【本文】本編 本章 第１節「第２ 体制の種別と配備基準」（震災-応急-3、4)』に示す配備基準に応じた配備体制をとり、別紙に示す職員の動員配備を行う。
なお、本部長不在の場合の意志決定者については、『【本文】本編 本章 第２節「第５ 重要事項の決定」（震災-応急-20)』に従うものとする。また、事前に指定された本部員の参集が不可能である場合は、副部長級~~（出納部、水道部にあっては補佐級）~~をもって充てるものとする。</td>
</tr>
<tr>
<td>139～
140</td>
<td>震災-
応急-24
～25</td>
<td>別紙のとおり</td>
<td>別紙のとおり</td>
</tr>
<tr>
<td>141</td>
<td>震災-
応急-25</td>
<td>１　緊急初動体制の編成
「総括班」は、市内の被災情報、職員の参集状況等から災害対策本部の基本編成では緊急事態</td>
<td>１　緊急初動体制の編成
「総括班」は、市内の被災情報、職員の参集状況等から災害対策本部の基本編成では緊急事態</td>
</tr>
</table>

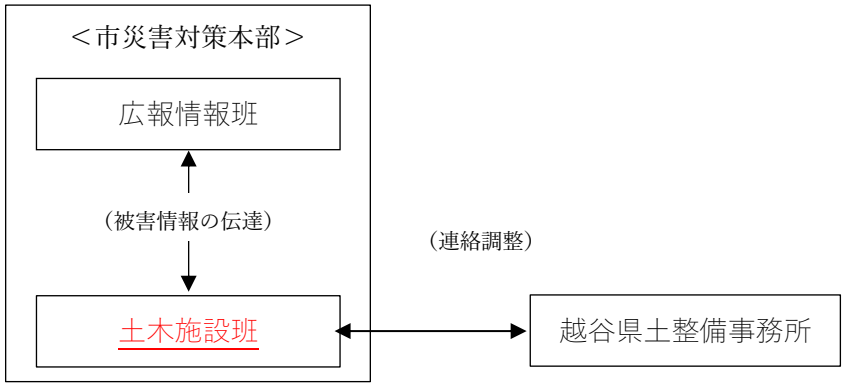
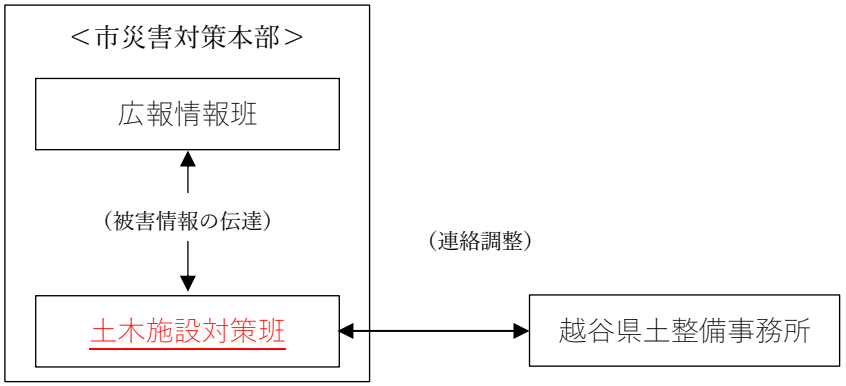
<table>
<tr><td></td><td></td><td>に対して十分な対応ができないと判断するときは、適宜人員を必要な部班に編入して対応する。</td><td>に対して十分な対応ができないと判断されるときは、適宜人員を必要な部班に編入して対応する。</td></tr>
<tr><td>141</td><td>震災-
応急-26</td><td>2　本部設置の報告
<table><tr><th>報告先</th><th>担当</th><th>報告・通知の方法</th></tr><tr><td>各部</td><td>広報情報班</td><td>庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等</td></tr><tr><td>県災害対策課</td><td>総括班</td><td>災害オペレーション支援システム､県防災行政無線ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>市民</td><td>広報情報班</td><td>市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、ケーブルテレビ、広報車、報道発表等</td></tr><tr><td>自治会・自主防災組織</td><td>広報情報班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>総括班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>防災会議委員</td><td>総括班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>広報情報班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr></table></td><td>2　本部設置の報告
<table><tr><th>報告先</th><th>担当</th><th>報告・通知の方法</th></tr><tr><td>各部</td><td>広報情報班</td><td>庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等</td></tr><tr><td>県災害対策課</td><td>総括班</td><td>災害オペレーション支援システム､県防災行政無線ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>市民</td><td>広報情報班</td><td>市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ、ケーブルテレビ、広報車、報道発表等</td></tr><tr><td>自治会・自主防災組織</td><td>広報情報班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>総括班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>防災会議委員</td><td>総括班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr><tr><td>報道機関等</td><td>広報情報班</td><td>メール、ＦＡＸ、電話等</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>142</td><td>震災-
応急-26</td><td>1　物的準備として次の活動を実施する。
(1) 災害対策本部室の確保
(2) 通信機器、テレビ、ラジオ、ＦＡＸ、パソコン、プリンター、コピー機の準備
(3) 要員用の食料、飲料水、毛布の確保
(4) 管内地図、住宅地図、掲示板、ホワイトボードの用意
(5) 車両、燃料及び駐車場の確保
(6) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
(7) 関係防災機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
(8) その他災害対策用資機材の確保</td><td>1　物的準備として次の活動を実施する。
(1) 災害対策本部室の確保
(2) 通信機器、テレビ、ラジオ、ＦＡＸ、パソコン、プリンター、コピー機の準備
(3) 要員用の食料、飲料水、毛布の確保
(4) 管内地図、住宅地図、掲示板、ホワイトボードの用意
(5) 車両、燃料及び駐車場の確保
(6) 被害状況連絡表その他の書式類の確保
(7) 関係防災機関の名簿・連絡先・連絡手段の用意
(8) その他災害対策用資機材</td></tr>
<tr><td>142</td><td>震災-
応急-27</td><td>第８　交通対策【 土木施設班（道路管理者） 】</td><td>第８　交通対策【 土木施設対策班（道路管理者） 】</td></tr>
<tr><td>143</td><td>震災-
応急-28</td><td>3　道路標識等の設置
車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて警察官又は「土木施設班」が現地において指導するなどの措置を講じるものとする。</td><td>3　道路標識等の設置
車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じて警察官又は「応急対策班」が現地において指導するなどの措置を講じるものとする。</td></tr>
<tr><td>153</td><td>震災-
応急-38</td><td>2．4　救出活動【 消防本部、消防団、救護班 、土木施設班、広報情報班】</td><td>2．4　救出活動【 消防本部、消防団、救護班 、土木施設対策班、広報情報班】</td></tr>
<tr><td>154</td><td>震災-</td><td>「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。</td><td>「土木施設対策班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。</td></tr>
</table>

	応急-39		
155	震災- 応急-40	第３　水防活動【 下水道・河川施設班 】	第３　水防活動【 土木施設対策班 】
156	震災- 応急-41	４．１ 危険地域の把握【 広報情報班、土木施設班、消防本部 】	４．１ 危険地域の把握【 広報情報班、土木施設対策班、消防本部 】
160	震災- 応急-45	４．３ 警戒区域の設定【 避難所班、土木施設班、消防本部 】	４．３ 警戒区域の設定【 避難所班、土木施設対策班、消防本部 】
177	震災- 応急-62	(2) 市各班との連絡 災害現場等に出動している各班員との連絡は、MCA アドバンス、デジタル簡易無線機、携帯電話によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。 市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。	(2) 市各班との連絡 災害現場等に出動している各班員との連絡は、デジタル簡易無線機、携帯電話によって行う。また、必要に応じて災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車、バイク又は自動車を利用する。 市防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。
181	震災- 応急-66	６．２ 広報の手段【 広報情報班 】 本市が、市民等に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、減災アプリ、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。 ①　緊急に伝達の必要があるもの（避難指示、火災防止指示等） →　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示、自治会又は自主防災組織、FM ラジオ（エフエムこしがや）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等	６．２ 広報の手段【 広報情報班 】 本市が、市民等に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHK d 放送、テレ玉 d 放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。 ①　緊急に伝達の必要があるもの（避難指示、火災防止指示等） →　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示、自治会又は自主防災組織、FM ラジオ（エフエムこしがや）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等

		② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等） → 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） ③ 時期又は地域を限って行うもの → 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） ④ 被災地域外に対して行うもの → 市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等	② 一斉に伝達するもの（地震情報、安否情報、医療救護所等） → 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） ③ 時期又は地域を限って行うもの → 防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話） ④ 被災地域外に対して行うもの → 市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等
182	震災- 応急-67		
183	震災- 応急-68	(1) 市の発表者及び発表内容 ① 市の発表者 本部長又は副本部長	(1) 市の発表者及び発表内容 ① 市の発表者 本部長、又は副本部長又は市民生活部長
185	震災- 応急-70	1 要請の手続き 「総括班」は、「吉川市受援計画」に基づき、各班からの要望を取りまとめ、県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に対して、「埼玉県・市町村人的相互応援（埼玉県・市町村被	1 要請の手続き 「総括班」は、各班からの要望を取りまとめ、県災害対策本部統括部に対して、文書で要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事

		災者安心支援制度）」による職員の派遣を文書で要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。	後、速やかに文書を送付するものとする。
190	震災- 応急-75	3　協力要請の方法 (1) 要請部署 ① 公共的団体　　：「総括班」 ② 災害ボランティア呼び掛け：「生活再建班」、災害ボランティアセンター (2) 災害ボランティア受付場所 災害ボランティアセンター（市社会福祉協議会）	3　協力要請の方法 (1) 要請部署 ① 各団体への依頼　　：「総括班」 ② ボランティア呼び掛け：「広報情報班」、ボランティアセンター ~~③ ボランティア受付　　：ボランティアセンター~~ (2) ボランティア受付場所 市社会福祉協議会（当該場所に設置することが困難な場合には、これに代わる場所）
191	震災- 応急-76	(3) 協力要請の流れ 略 **生活再建班・要配慮者支援班**	(3) 協力要請の流れ 略 **要配慮者支援班**
194～ 195	震災- 応急-79 ～80	(3) 避難誘導班 ① 避難誘導 避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。 ② 避難所における混乱防止 避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に努める。 ③ 秩序維持協力 避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当らせる。	(3) 救出救護班の役割 ① 要救出・救護者の把握 建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。 ② 避難行動要支援者等の要配慮者の緊急避難 避難行動要支援者については、平常時から把握しておき、地震発生時には、優先して安全な場所に避難させる。 ③ 応急救出活動 倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。 ④ 応急救護活動 負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、軽症者を対象に治療を行い、重症

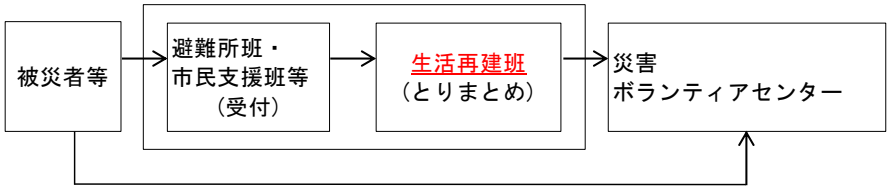
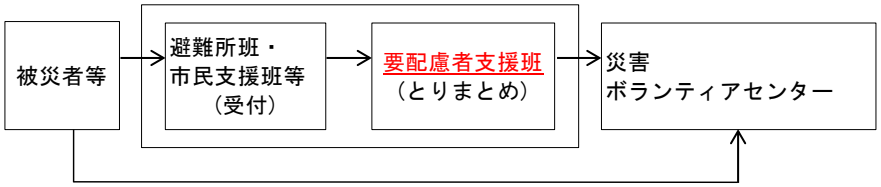
		(4) 救出救護班の役割 ① 要救出・救護者の把握 建物倒壊による要救出者及び家具の転倒、窓ガラスの落下等による負傷者の人数、症状等を調査し、その実態を把握する。 ② 避難行動要支援者等の要配慮者の緊急避難 避難行動要支援者については、平常時から把握しておき、地震発生時には、優先して安全な場所に避難させる。 ③ 応急救出活動 倒壊物の下敷き等により、救出を必要とする者が発生した場合には、近隣居住者等の協力を求めるなど、組織としての救出活動を行う。また、火災が発生した場合には、消火活動の実施と併せて救出活動に当たる。大規模又は困難な救出作業が必要な場合は、速やかに消防機関等に対して出動を要請するとともに、救助隊が到着するまでの間、現場の安全確保に当たる。 ④ 応急救護活動 負傷者が多数発生した場合等には、自主防災組織が小・中学校の校庭、体育館等安全な場所を選定して、簡易救護所を開設する。この簡易救護所では、軽症者を対象に治療を行い、重症者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。 ⑤ 後方医療機関等への搬送 災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受入体制を把握	者については、簡単な応急処置を行うとともに、医師又は関係防災機関等の指示を受ける。 ⑤ 後方医療機関等への搬送 災害現場又は簡易救護所で応急処置を施した重症患者については、速やかに市が開設する救護所又は後方医療機関等へ搬送する。この場合、あらかじめ救護所や医療機関の受入体制を把握し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。 ⑥ 関係防災機関への協力 発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示及び要請に協力する。 (4) 避難誘導班 ① 避難誘導 避難誘導班員は、市災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。 ② 避難所における混乱防止 避難所における混乱防止のため、避難所の管理職員と協力して、人心の安定に努める。 ③ 秩序維持協力 避難後における市街地の盗難防止のため、危険のない範囲で担当者を警戒に当らせる。

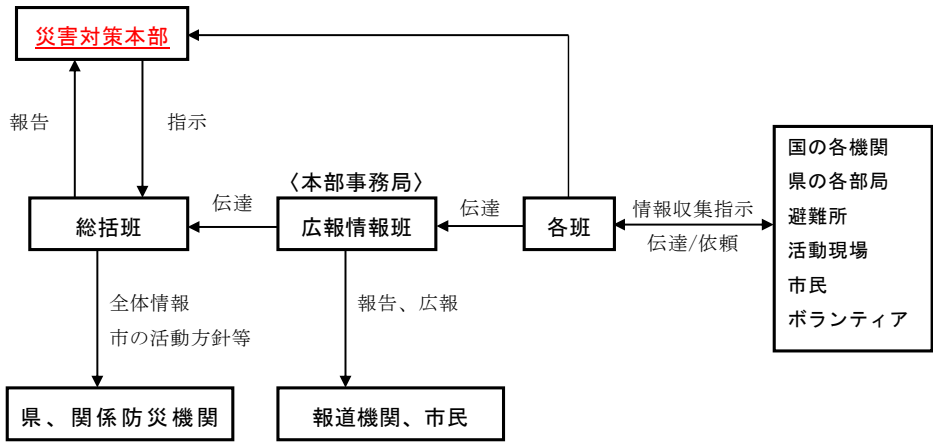
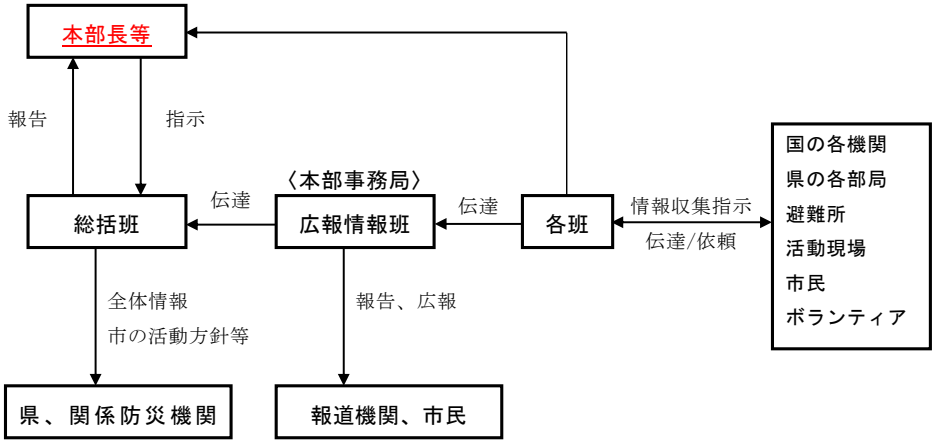
		し、適切な処置が受けられるよう十分に連絡をとっておく。 ⑥　関係防災機関への協力 発災時における迅速かつ適切な救出救護活動の確保を図るため、重症患者の救護所等への搬送、その他関係防災機関の指示及び要請に協力する。	
197	震災- 応急-82	１．１　緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設班 】 災害が発生したら、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資を輸送するための輸送路を確保する。 確保に際しては、あらかじめ市で指定した緊急輸送路を優先する。 『【本文】本編 第２章 第２節「第６ 緊急輸送体制の整備」（震災-予防-54～57）』参照	１．１　緊急輸送体制の確立【 広報情報班、土木施設対策班 】 災害が発生したら、被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資を輸送するための輸送路を確保する。 確保に際しては、あらかじめ市で指定した緊急輸送路を優先する。 『【本文】本編 第２章 第２節「第６ 緊急輸送体制の整備」（震災-予防-54～57）』参照
198	震災- 応急-83		
203	震災- 応急-88	２．３　負傷者の搬送【 救護班 】 救護班は、被災者の救命のために、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、トリアージと負傷者の搬送を実施する。	２．３　負傷者の搬送【 救護班 】 医療救護班は、被災者の救命のために、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、トリアージと負傷者の搬送を実施する。
204	震災- 応急-89	３　重傷者の搬送 ①　搬送内容 救護班は、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、重傷者を被災現場から救護所又は後方医療機関へ搬送する。	３　重傷者の搬送 ①　搬送内容 医療救護班は、消防本部、自主防災組織、地域住民等の協力を得ながら、重傷者を被災現場から救護所又は後方医療機関へ搬送する。
205～ 206	震災- 応急-	３．１　給水需要の把握【水道施設・給水班】 略	３．１　給水需要の把握【 給水班 】 略

<table>
<tr><td></td><td>90、91</td><td>３．２ 給水方針の決定【水道施設・給水班 】
略
３．３ 給水【水道施設・給水班 】
略
３．４ 給水施設の応急復旧【水道施設・給水班】</td><td>３．２ 給水方針の決定【 給水班 】
略
３．３ 給水【 給水班 】
略
３．４ 給水施設の応急復旧【 水道施設対策班 】</td></tr>
<tr><td>215</td><td>震災-
応急-
100</td><td>＜活動内容と手順＞
１ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観を目視等によって判定する。
被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するものである。
市内に判定の実施に必要な被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、県に支援を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行う。</td><td>＜活動内容と手順＞
１ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観を目視等によって判定する。
被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するものである。
市内に判定の実施に必要な被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町及び県と協力し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行う。</td></tr>
<tr><td>217</td><td>震災-
応急-
102</td><td>□帰宅困難者への情報提供
<table><tr><th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>誘導、
情報の提供</td><td>○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
○市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、SNS、防災行政無線等による情報提供
○緊急速報メールによる発災直後の注意喚起</td></tr></table></td><td>□帰宅困難者への情報提供
<table><tr><th>実施機関</th><th>項目</th><th>対策内容</th></tr><tr><td>市</td><td>誘導、
情報の提供</td><td>○徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布
○市ホームページ、登録制配信メール、ツイッター、防災行政無線等による情報提供
○緊急速報メールによる発災直後の注意喚起</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>219</td><td>震災-
応急-
104</td><td>□駅周辺の一時滞在施設候補（市の公共施設）
<table><tr><th>駅名</th><th>施設名</th><th>一時滞在場所</th><th>想定収容人数</th><th>駅からの距離</th></tr><tr><td>吉川駅</td><td>視聴覚ライブラリー</td><td>多目的室</td><td>約 80 名</td><td>約 0.1km</td></tr><tr><td></td><td>中央公民館</td><td>ホール</td><td>約 500 人</td><td>約 1.1km</td></tr><tr><td>吉川美南駅</td><td>児童館ワンダーランド</td><td>多目的ホール・体育館</td><td>約 330 人</td><td>約 1.4km</td></tr><tr><td></td><td>吉川美南地区公民館</td><td>公民館貸室</td><td>約 140 人</td><td>約 1.0km</td></tr></table></td><td>□駅周辺の一時滞在施設候補（市の公共施設）
<table><tr><th>駅名</th><th>施設名</th><th>一時滞在場所</th><th>想定収容人数</th><th>駅からの距離</th></tr><tr><td>吉川駅</td><td>視聴覚ライブラリー</td><td>多目的室</td><td>約 80 名</td><td>約 0.1km</td></tr><tr><td></td><td>中央公民館</td><td>ホール</td><td>約 500 人</td><td>約 1.1km</td></tr><tr><td>吉川美南駅</td><td>児童館ワンダーランド</td><td>多目的ホール・プラネタリウム</td><td>約 160 人</td><td>約 1.4km</td></tr><tr><td></td><td>吉川美南地区公民館</td><td>公民館貸室</td><td>約 140 人</td><td>約 1.0km</td></tr></table></td></tr>
</table>

221	震災- 応急- 106	９．１　行方不明者の捜索【生活再建班、要配慮者支援班 】 略 ＜活動内容と手順＞ 略 ２　方法 ①「生活再建班」及び「要配慮者支援班」は、市役所内に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設する。住所（被災場所）、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取り、名簿を作成する。 ②名簿をもとに、まず避難所の収容者名簿の確認を行う。 ③確認ができなかった場合、消防、警察等と連絡調整を行い、行方不明者及び遺体の捜索活動を開始する。 ④県及び消防、警察等と連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針（令和４年１０月２４日付埼玉県知事決裁）」に基づいて行うものとする。『【 資料 】第２．２７「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針(埼玉県)』参照 ９．２　遺体の収容処理【 生活再建班、救護班、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会 】 「生活再建班」及び「救護班」は、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、ボランティア等の協力を得て、次のとおり収容処理を実施する。	９．１　行方不明者の捜索【要配慮者支援班 】 略 ＜活動内容と手順＞ 略 ２　方法 ①「要配慮者支援班」は、市役所内に行方不明者の捜索依頼の受付窓口を開設する。住所（被災場所）、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴について詳細に聞き取り、名簿を作成する。 ②名簿をもとに、まず避難所の収容者名簿の確認を行う。 ③確認ができなかった場合、消防、警察等と連絡調整を行い、行方不明者及び遺体の捜索活動を開始する。 ④　必要に応じて、県及び警察等と協議し、行方不明者の公表を検討する。 ９．２　遺体の収容処理【 要配慮者支援班、救護班、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会 】 「要配慮者支援班」及び「救護班」は、（一社）吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、ボランティア等の協力を得て、次のとおり収容処理を実施する。
222～ 223	震災- 応急- 107～ 108	２　方法 ①　遺体収容所（安置所）の開設 「生活再建班」は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 略 ③　遺体の一時保管	２　方法 ①　遺体収容所（安置所）の開設 「要配慮者支援班」は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 略 ③　遺体の一時保管

		「生活再建班」は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。 略 ⑥　遺体処理台帳の作成 検視又は死体調査及び検案後は、検案書を市が引き継ぐ。また、「生活再建班」は、遺体処理台帳を作成し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺留品等の整理等の措置をとり、身元の発見に努める。 ⑦　遺体の収容 「生活再建班」は、遺体安置所を開設し、納棺用品、仮葬祭用品を確保するとともに、その他次の物品も用意する。 略 ９．３ 遺体の埋火葬【 生活再建班、市民課 】 「生活再建班」は、遺体の埋葬（火葬）について次のとおり実施する。 略 ３　方法 ①　「市民課」は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。なお、埋火葬許可証に代わる証明書（特例証明書）は「生活再建班」が発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。 略 ②　「生活再建班」は、遺体を火葬に付す場合、遺体収容所から火葬場に移送する（民間葬祭業者、自衛隊等へ依頼を行う。）。この際、多数の死者発生により、越谷市火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ移送するための処置をとることとする。	「要配慮者支援班」は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。 略 ⑥　遺体処理台帳の作成 検視又は死体調査及び検案後は、検案書を市が引き継ぐ。また、「要配慮者支援班」は、遺体処理台帳を作成し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺留品等の整理等の措置をとり、身元の発見に努める。 ⑦　遺体の収容 「要配慮者支援班」は、遺体安置所を開設し、納棺用品、仮葬祭用品を確保するとともに、その他次の物品も用意する。 略 ９．３ 遺体の埋火葬【要配慮者支援班、市民課 】 「要配慮者支援班」は、遺体の埋葬（火葬）について次のとおり実施する。 略 ３　方法 ①　「市民課」は、埋火葬許可証を発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。なお、埋火葬許可証に代わる証明書（特例証明書）は「要配慮者支援班」が発行するとともに、埋火葬台帳を作成する。 略 ②　「要配慮者支援班」は、遺体を火葬に付す場合、遺体収容所から火葬場に移送する（民間葬祭業者、自衛隊等へ依頼を行う。）。この際、多数の死者発生により、越谷市火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ移送するための処置をとることとする。
225～ 226	震災- 応急- 110～ 112	１０．１災害ボランティアの活動体制の確立【 生活再建班 】 混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。 ＜活動内容と手順＞ １　市災害ボランティアセンターの設置 「生活再建班」は、総括班と調整し発災後直ちに、ボランティアの活動拠点となる災害ボラン	１０．１災害ボランティアの活動体制の確立【要配慮者支援班】 混乱した状況下と対策要員の不足した中で、ボランティアの積極的な活用を図ることによって、被災者の生活を支援していく。 ＜活動内容と手順＞ １　市災害ボランティアセンターの設置 「要配慮者支援班」は、総括班と調整し発災後直ちに、ボランティアの活動拠点となる災害ボ

		ティアセンターの設置を市社会福祉協議会へ要請する。 　市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。 略  略 ３　募集 「生活再建班」は、市社会福祉協議会と連携して、必要なボランティアを募集する。 略 ４　受入れ（災害ボランティアセンター） ①　災害ボランティアの受け入れに当たっては、ニーズの把握を行いながら、県災害ボランティアセンターと連携しつつ、受け入れを行う。 ②　ボランティアに対する活動拠点の指示 ③　行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報） ④　ボランティア名簿の作成 ５　ボランティアに対する支援 ①　災害ボランティア活動に関する各種相談や問い合わせへの対応	ランティアセンターの設置を市社会福祉協議会へ要請する。 　市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。 略  略 ３　募集 「要配慮者支援班」又は市社会福祉協議会は、県災害ボランティア支援センターを通じて、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。 略 ４　受入れ（災害ボランティアセンター） ①　多数のボランティアを受け入れるために、民間のボランティア団体と連携を取りながら進めていく。 ②　ボランティアに対する活動拠点の指示 ③　宿泊場所（学童保育室）のあっせん及び食料の支援 ④　ボランティア保険の加入 ⑤　行政情報の提供（避難所情報、物資情報、交通情報） ⑥　ボランティア名簿の作成 ⑦　特殊技能を有するボランティアについては、それぞれの担当機関・団体で受入体制を整えてもらうように依頼する。 ５　ボランティアに対する支援 ①　ボランティア自身に対する各種相談

<table>
<tr><td></td><td></td><td>② 行政から発信される情報やボランティア同士の情報の共有
③ 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、貸出、保管および管理
《参考》
◆災害救助法が適用された場合の費用等
応急救助のための賃金職員雇上費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成１３年埼玉県告示第３９３号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。</td><td>① 行政やボランティア同士の情報共有
② 事務用品の提供、活動に必要な資機材の貸与
《参考》
◆災害救助法が適用された場合の費用等
応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において市町村が県に請求できる。</td></tr>
<tr><td>233</td><td>震災-
応急-
119</td><td>３　防疫・保健衛生薬剤及び資機材の確保
略
(2) 市の保有する資材薬品等が不足したときは、「救護班」又は「環境衛生班」において調達する。さらに、県災害対策本部医療救急部に依頼して、資材薬品等の調達及び搬送を要請する。</td><td>３　防疫・保健衛生薬剤及び資機材の確保
略
(2) 市の保有する資材薬品等が不足したときは、「救護班」又は「衛生班」において調達する。さらに、県災害対策本部医療救急部に依頼して、資材薬品等の調達及び搬送を要請する。</td></tr>
<tr><td>244</td><td>震災-
応急-
130</td><td>□応急対策期における情報の流れ

</td><td>□応急対策期における情報の流れ

</td></tr>
<tr><td>247</td><td>震災-
応急-
133</td><td>３．１ 道路施設の応急復旧【 土木施設班 】</td><td>３．１ 道路施設の応急復旧【 土木施設対策班 】</td></tr>
<tr><td>248～
252</td><td>震災-
応急-
134～</td><td>４　広報
「土木施設班」は、「広報情報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。
３．２ 河川施設の応急復旧【 下水道・河川施設班 】</td><td>４　広報
「土木施設対策班」は、「広報情報班」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。
３．２ 河川施設の応急復旧【 土木施設対策班 】</td></tr>
</table>

	138	災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。 略 ３　広報 「下水道・河川施設班」は、「広報情報班」を通して、被害箇所や復旧見込み等についての広報を行う。 ３．３ 公園施設の応急復旧【 土木施設班 】 略 ２　収集運搬体制の構築 「環境衛生班」は、廃棄物処理業者等へ収集運搬の支援要請を行い、なお不足する場合は県や専門機関へ支援要請を行う。 略 ４．３ がれき・災害廃棄物処理【 環境衛生班 ・救護班】 倒壊建物等による大量のがれき、災害廃棄物処理については、分別の徹底を図り、有害物質の除去などの環境対策を十分に行った上で、迅速に進めていく。 ＜活動内容と手順＞ １　がれき排出量の把握（推定） 「環境衛生班」は、被害状況の調査結果を基にがれきの排出量を見積もる。 略 (4) 災害廃棄物の分別 災害廃棄物は、解体撤去時から分別を行い、仮置場での選別を徹底することで、がれきの再利用・再資源化を可能な限り行う。 略 ５　その他の注意事項 略 (1) 石綿 石綿を使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省 水・大気環境局大気環境課：平成 29 年 9 月）等に準じて、飛散防止対策を講じ	災害によって河川施設に被害が生じたときは、直ちに応急復旧を実施する。 略 ３　広報 「応急対策班」は、「情報班」を通して、被害箇所や復旧見込み等についての広報を行う。 ３．３ 公園施設の応急復旧【 土木施設対策班 】 略 ２　収集運搬体制の構築 「環境衛生班」は、事業者へ収集運搬の支援要請を行い、なお不足する場合は県や専門機関へ支援要請を行う。 略 ４．３ がれき・災害廃棄物処理【 環境衛生班 】 倒壊建物等による大量のがれき、災害廃棄物処理については、分別の徹底を図り、有害物質の除去などの環境対策を十分に行った上で、迅速に進めていく。 ＜活動内容と手順＞ １　がれき排出量の把握（推定） 「環境衛生班」は、被害状況を基にがれきの排出量を見積もる。 略 (4) 災害廃棄物の分別 災害廃棄物は、仮置場で分別や解体撤去時から分別を行い、がれきの再利用・再資源化を可能な限り行う。 略 ５　その他の注意事項 略 (1) アスベスト アスベストを使用した建築物の解体作業の際は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省 水・大気環境局大気環境課：平成 29 年 9 月）等に準じて、飛散防止対策を

		る。 (2) ＰＣＢ廃棄物 ＰＣＢ廃棄物は、県の指導のもと排出者が専門の収集・運搬業者に適正処理を委託し、指定処理施設において処理する。 (3) 医療系廃棄物 救護所等で発生する医療系廃棄物については、担当の医師と処理方法について協議し、適正処理する。	講じる。 (2) ＰＣＢ ＰＣＢ廃棄物は、県の指導のもと排出者が専門の収集・運搬業者に適正処理を委託し、指定処理施設において処理する。 (3) 医療廃棄物 救護所等で発生する医療廃棄物については、担当の医師と処理方法について協議し、適正処理する。
256	震災-応急-142	９　要配慮者への配慮 ①　民生委員・児童委員、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施	９　要配慮者への配慮 ①　民生・児童委員、ボランティア等による巡回相談、情報提供、入浴サービス等の実施
259	震災-応急-145	７．２ 応急教育【 学校教育班、給食班 】	７．２ 応急教育【 学校教育班 】
264～265	震災-応急-150～151	８．１ 義援金品の募集【 生活再建班、広報情報班 】 略 ８．２ 義援金品の受付け【 生活再建班、出納班 】 ＜活動内容と手順＞ １　受付 市民その他から寄贈された義援金品で、市に委託されたものは、現金について「出納班」が受付け、物資については「生活再建班」が市災害ボランティアセンターと連携して受付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に受付場所を設ける。 略 ３　その他 埼玉県及び日本赤十字社から寄託された義援金品の受領は、「生活再建班」、「出納班」が行う。 ８．３ 義援金品の配分【 生活再建班、総括班 】 略 ２　配分計画	８．１ 義援金品の募集【 要配慮者支援班、広報情報班 】 略 ８．２ 義援金品の受付け【 要配慮者支援班、出納班 】 ＜活動内容と手順＞ １　受付 市民その他から寄贈された義援金品で、市に委託されたものは、現金について「出納班」が受付け、物資については「要配慮者支援班」が市災害ボランティアセンターと連携して受付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に受付場所を設ける。 略 ３　その他 埼玉県及び日本赤十字社から寄託された義援金品の受領は、「要配慮者支援班」、「出納班」が行う。 ８．３ 義援金品の配分【 要配慮者支援班、総括班 】 略 ２　配分計画

<table>
<tr><td></td><td></td><td>「生活再建班」及び「総括班」は、罹災地区、罹災人員及び世帯、罹災の状況等を勘案の上、人員を単位として義援金品の配分計画を決定し、市長が配分する。
略
３　その他
県配分委員会から送金された義援金は、県配分委員会が決定した配分計画に基づき、「生活再建班」が速やかに被災者へ支給する。また、支給状況について、県配分委員会に報告する。

８．４ 義援金品の保管【 生活再建班、出納班 】</td><td>「要配慮者支援班」及び「総括班」は、罹災地区、罹災人員及び世帯、罹災の状況等を勘案の上、人員を単位として義援金品の配分計画を決定し、市長が配分する。
略
３　その他
県配分委員会から送金された義援金は、県配分委員会が決定した配分計画に基づき、「要配慮者支援班」が速やかに被災者へ支給する。また、支給状況について、県配分委員会に報告する。

８．４ 義援金品の保管【 要配慮者支援班、出納班 】</td></tr>
<tr><td>266</td><td>震災-
応急-
152</td><td>９．１ 上水道、下水道の応急対策【下水道・河川施設班、水道施設・給水班】</td><td>９．１ 上水道、下水道の応急対策【 土木施設対策班、水道施設対策班 】</td></tr>
<tr><td>278</td><td>震災-
復旧-6</td><td>１．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】</td><td>１．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、市民支援班 】</td></tr>
<tr><td>285</td><td>震災-
復旧-13</td><td>(2) 支援金の支給
「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td><td>(2) 支援金の支給
「市民支援班（市民課）及び要配慮者支援班（地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、被災者台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td></tr>
<tr><td>286</td><td>震災-
復旧-14</td><td>(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給
「市民支援班（市民課）及び生活再建班（地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td><td>(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給
「市民支援班（市民課）及び要配慮者支援班（地域福祉課)」は、被害世帯の支給申請の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td></tr>
<tr><td>287</td><td>震災-
復旧-15</td><td>□埼玉県・市町村人的相互応援の概要
<table><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>被災市町村</td><td>①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）
②県から派遣調整結果通知書を受領、確認
③派遣市町村又は県の派遣期間に対して派遣要請書を提出
④応援職員の受入れ</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td><td>□埼玉県・市町村人的相互応援の概要
<table><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>支給対象世帯</td><td>①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出）
②県から派遣調整結果通知書を受領、確認
③派遣市町村又は県の派遣期間に対して派遣要請書を提出
④応援職員の受入れ</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>県</td><td>①要請市町村から職員派遣要請の受理、市長村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会
②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付
③要請市町村から派遣要請書を受領
④県の派遣機関による職員の派遣</td><td>県</td><td>①要請市町村から職員派遣要請の受理、市長村又は県の期間に対して派遣の可否についての照会
②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣期間に送付
③要請市町村から派遣要請書を受領
④県の派遣期間による職員の派遣</td></tr>
<tr><td>290</td><td>震災-
復旧-18</td><td colspan="2">（3）埼玉県・市町村家賃給付金の支給
「市民支援班（又は地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請及び支給請求の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td><td colspan="2">（3）埼玉県・市町村家賃給付金の支給
「市民支援班（又は地域福祉課）」は、被害世帯の支給申請及び至急請求の受付・第一次審査を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに必要書類を取りまとめ、県に送付する。</td></tr>
<tr><td>291</td><td>震災-
復旧-19</td><td colspan="2">（5）保育料の減免（吉川市子ども・子育て支援法等施行条例第８条）</td><td colspan="2">（5）保育料の減免（吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第８条）</td></tr>
<tr><td>297</td><td>震災-
復旧-25</td><td colspan="2">１．３ 道路施設【 道路課 】</td><td colspan="2">１．３ 道路施設【 道路公園課 】</td></tr>
<tr><td>311</td><td>風水害-
総則-1</td><td colspan="2">□主な風水害

<table>
<tr><th>発生年代</th><th>年号</th><th>気象名</th><th>本市の被害状況（人的被害、住家被害）</th></tr>
<tr><td>1938</td><td>昭和 13 年</td><td>大　　雨</td><td>倒壊家屋 1 棟、浸水 101 棟</td></tr>
<tr><td>1947</td><td>昭和 22 年</td><td>カスリーン台風</td><td>死傷者 3 名、倒壊家屋 5 棟、浸水 2,269 棟</td></tr>
<tr><td>1966</td><td>昭和 41 年</td><td>台風 4 号</td><td>浸水 10 棟</td></tr>
<tr><td>1979</td><td>昭和 54 年</td><td>台風 20 号</td><td>床下浸水 4 棟</td></tr>
<tr><td>1982</td><td>昭和 57 年</td><td>台風 18 号</td><td>床上浸水 31 棟、床下浸水 184 棟</td></tr>
<tr><td>1985</td><td>昭和 60 年</td><td>台風 6 号</td><td>床上浸水 18 棟、床下浸水 82 棟</td></tr>
<tr><td>1986</td><td>昭和 61 年</td><td>台風 10 号</td><td>床上浸水 2 棟、床下浸水 120 棟</td></tr>
<tr><td>1989</td><td>平成 元年</td><td>台風 13 号</td><td>負傷者 1 名</td></tr>
<tr><td>1989</td><td>平成 元年</td><td>台風 22 号</td><td>床下浸水 2 棟</td></tr>
<tr><td>1991</td><td>平成 3 年</td><td>台風 18 号</td><td>床上浸水 18 棟､床下浸水 220 棟</td></tr>
<tr><td>1992</td><td>平成 4 年</td><td>大　　雨</td><td>床下浸水 50 棟</td></tr>
<tr><td>1993</td><td>平成 5 年</td><td>台風 11 号</td><td>床上浸水 25 棟、床下浸水 980 棟</td></tr>
<tr><td>1993</td><td>平成 5 年</td><td>大　　雨</td><td>床下浸水 3 棟</td></tr>
<tr><td>1996</td><td>平成 8 年</td><td>台風 17 号</td><td>床下浸水 117 棟</td></tr>
<tr><td>1999</td><td>平成 11 年</td><td>大　　雨</td><td>床上浸水 4 棟、床下浸水 10 棟</td></tr>
<tr><td>2000</td><td>平成 12 年</td><td>台風 3 号</td><td>床下浸水 35 棟</td></tr>
<tr><td>2004</td><td>平成 16 年</td><td>台風 22 号</td><td>床下浸水 19 棟</td></tr>
<tr><td>2004</td><td>平成 16 年</td><td>台風 23 号</td><td>床下浸水 35 棟</td></tr>
<tr><td>2008</td><td>平成 20 年</td><td>大　　雨</td><td>床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟</td></tr>
<tr><td>2009</td><td>平成 21 年</td><td>台風 9 号</td><td>床下浸水 6 棟</td></tr>
</table></td><td colspan="2">□主な風水害

<table>
<tr><th>発生年代</th><th>年号</th><th>気象名</th><th>本市の被害状況（人的被害、住家被害）</th></tr>
<tr><td>1938</td><td>昭和 13 年</td><td>大　　雨</td><td>倒壊家屋 1 棟、浸水 101 棟</td></tr>
<tr><td>1947</td><td>昭和 22 年</td><td>カスリーン台風</td><td>死傷者 3 名、倒壊家屋 5 棟、浸水 2,269 棟</td></tr>
<tr><td>1966</td><td>昭和 41 年</td><td>台風 4 号</td><td>浸水 10 棟</td></tr>
<tr><td>1979</td><td>昭和 54 年</td><td>台風 20 号</td><td>床下浸水 4 棟</td></tr>
<tr><td>1982</td><td>昭和 57 年</td><td>台風 18 号</td><td>床上浸水 31 棟、床下浸水 184 棟</td></tr>
<tr><td>1985</td><td>昭和 60 年</td><td>台風 6 号</td><td>床上浸水 18 棟、床下浸水 82 棟</td></tr>
<tr><td>1986</td><td>昭和 61 年</td><td>台風 10 号</td><td>床上浸水 2 棟、床下浸水 120 棟</td></tr>
<tr><td>1989</td><td>平成 元年</td><td>台風 13 号</td><td>負傷者 1 名</td></tr>
<tr><td>1989</td><td>平成 元年</td><td>台風 22 号</td><td>床下浸水 2 棟</td></tr>
<tr><td>1991</td><td>平成 3 年</td><td>台風 18 号</td><td>床上浸水 18 棟､床下浸水 220 棟</td></tr>
<tr><td>1992</td><td>平成 4 年</td><td>大　　雨</td><td>床下浸水 50 棟</td></tr>
<tr><td>1993</td><td>平成 5 年</td><td>台風 11 号</td><td>床上浸水 25 棟、床下浸水 980 棟</td></tr>
<tr><td>1993</td><td>平成 5 年</td><td>大　　雨</td><td>床下浸水 3 棟</td></tr>
<tr><td>1996</td><td>平成 8 年</td><td>台風 17 号</td><td>床下浸水 117 棟</td></tr>
<tr><td>1999</td><td>平成 11 年</td><td>大　　雨</td><td>床上浸水 4 棟、床下浸水 10 棟</td></tr>
<tr><td>2000</td><td>平成 12 年</td><td>台風 3 号</td><td>床下浸水 35 棟</td></tr>
<tr><td>2004</td><td>平成 16 年</td><td>台風 22 号</td><td>床下浸水 19 棟</td></tr>
<tr><td>2004</td><td>平成 16 年</td><td>台風 23 号</td><td>床下浸水 35 棟</td></tr>
<tr><td>2008</td><td>平成 20 年</td><td>大　　雨</td><td>床上浸水 1 棟、床下浸水 8 棟</td></tr>
<tr><td>2009</td><td>平成 21 年</td><td>台風 9 号</td><td>床下浸水 6 棟</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

2011	平成 23 年	大　　雨	床下浸水 2 棟		
2013	平成 25 年	台風 26 号	床上浸水 22 棟、床下浸水 13 棟		
2015	平成 27 年	台風 18 号等	床上浸水 7 棟、床下 13 棟		
2019	令和元年	台風 19 号等	床下浸水 3 棟		
2023	令和 5 年	台風 2 号等	床上浸水 20 棟、床下浸水 75 棟		

313　風水害-総則-3

□本市に係る浸水想定区域の概要

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	氾濫河川・指定の前提となる降雨	市域の浸水被害想定の状況等
利根川	利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川洪水浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H29.7.20	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支派川等の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、3～5m の浸水が多くを占めており、一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 1 週間以上、多くは 2 週間の浸水が想定されている。
江戸川	利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、市西部は 3～5m の浸水が多く、江戸川沿いの一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 3 日以上、多くは 1 週間の浸水が想定されている。 ・江戸川沿いの全区間広い範囲に渡り、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
中川（国管理区間）	利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含む） ・中川・綾瀬川流域の 48 時間総雨量 596mm	・市北東部を除くほぼ全域が浸水し、大半は 0.5～3m の浸水と想定される。 ・浸水継続時間は、浸水区域でほぼ 3 日以上、市南側を中心に、1 週間の浸水が想定されている。 ・中川沿いの市域南側は、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。

2011	平成 23 年	大　　雨	床下浸水 2 棟
2013	平成 25 年	台風 26 号	床上浸水 22 棟、床下浸水 13 棟
2015	平成 27 年	台風 18 号等	床上浸水 7 棟、床下 13 棟
2019	令和元年	台風 19 号等	床下浸水 3 棟

□本市に係る浸水想定区域の概要

指定河川名	浸水想定区域図	作成主体	指定年月日	氾濫河川・指定の前提となる降雨	市域の浸水被害想定の状況等
利根川	利根川水系利根川・広瀬川・早川・小山川洪水浸水想定区域図	利根川上流河川事務所	H29.7.20	・利根川、広瀬川、早川、小山川が氾濫した場合（支派川等の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、3～5m の浸水が多くを占めており、一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 1 週間以上、多くは 2 週間の浸水が想定されている。
江戸川	利根川水系江戸川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・江戸川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含まない） ・利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm	・ほぼ全域が 0.5m 以上、市西部は 3～5m の浸水が多く、江戸川沿いの一部で 5～10m 浸水すると想定される。 ・浸水継続時間は、ほぼ全域で 3 日以上、多くは 1 週間の浸水が想定されている。 ・江戸川沿いの全区間広い範囲に渡り、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。
中川（国管理区間）	利根川水系中川・綾瀬川洪水浸水想定区域図	江戸川河川事務所	H29.7.20	・中川、綾瀬川が氾濫した場合（支川の氾濫や内水氾濫を含む） ・中川・綾瀬川流域の 48 時間総雨量 596mm	・市北東部を除くほぼ全域が浸水し、大半は 0.5～3m の浸水と想定される。 ・浸水継続時間は、浸水区域でほぼ 3 日以上、市南側を中心に、1 週間の浸水が想定されている。 ・中川沿いの市域南側は、河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域となる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>荒川</td><td>荒川水系
荒川
洪水浸水
想定区域図</td><td>荒川
上流
河川
事務所
荒川
下流
河川
事務所</td><td>H28.5.30</td><td>・荒川が氾濫した場合（支派川などの氾濫や内水氾濫を含まない）
・荒川流域の72時間総雨量632mm</td><td>・市南西部が浸水し、一部で0.5～3m浸水すると想定される。
・市南西部の一部は、1～3日の浸水継続時間が想定されている。</td></tr>
<tr><td>元荒川・大落古利根川・新方川中川（県管理区間）・綾瀬川・</td><td>利根川
水系
中川・
綾瀬川・
元荒川
及び
大落古利
根川・
新方川
洪水浸水
想定区域図</td><td>埼玉県
県土
整備部
河川
砂防課</td><td>R2.5.26</td><td>・中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場合（内水氾濫を含む）
・48時間総雨量596mm</td><td>・ほぼ全域が1m未満、市北部などで1～2m、一部で2～5m浸水すると想定される。</td></tr>
</table>
※県管理河川である「中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川」は、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が未公表であるため、計画規模による。
</td>
<td>
<table>
<tr><td>荒川</td><td>荒川水系
荒川
洪水浸水
想定区域図</td><td>荒川
上流
河川
事務所
荒川
下流
河川
事務所</td><td>H28.5.30</td><td>・荒川が氾濫した場合（支派川などの氾濫や内水氾濫を含まない）
・荒川流域の72時間総雨量632mm</td><td>・市南西部が浸水し、一部で0.5～3m浸水すると想定される。
・市南西部の一部は、1～3日の浸水継続時間が想定されている。</td></tr>
<tr><td>元荒川・大落古利根川・新方川中川（県管理区間）・綾瀬川・</td><td>利根川
水系
中川・
綾瀬川・
元荒川
及び
大落古利
根川・
新方川
浸水想定
区域図</td><td>埼玉県
県土
整備部
河川
砂防課</td><td>中川・
綾瀬川・
元荒川
H19.3.27

大落古利
根川・
新方川
H21.3.24</td><td>・中川、綾瀬川、元荒川、新方川、大落古利根川が氾濫した場合（内水氾濫を含む）
・48時間総雨量355㎜
（概ね100年に1回程度起こる大雨）</td><td>・ほぼ全域が1m未満、市北部などで1～2m、一部で2～5m浸水すると想定される。</td></tr>
</table>
※県管理河川である「中川・綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川」は、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が未公表であるため、計画規模による。
</td>
</tr>
<tr>
<td>318</td>
<td>風水害-
予防-3</td>
<td>＜計画＞
略
② 中川（江戸川河川事務所）
中川・綾瀬川流域治水プロジェクトに基づき、河川の拡幅や堤防等の整備を推進する。</td>
<td>＜計画＞
略
② 中川（江戸川河川事務所）
河川の拡幅や堤防等の整備を推進する。</td>
</tr>
<tr>
<td>318</td>
<td>風水害-
予防-3</td>
<td>＜現況＞
本市の公共下水道の全体計画区域（雨水）は、９０６haであり、このうち整備面積は、４７０haである。（令和5年３月３１日現在）</td>
<td>＜現況＞
本市の公共下水道の全体計画区域（雨水）は、９０６haであり、このうち整備面積は、４７０haである。（令和2年３月３１日現在）</td>
</tr>
<tr>
<td>319</td>
<td>風水害-
予防-4</td>
<td>＜現況＞
市内の主な調整池・調節池　（令和5年4月現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>容量（㎥）</th><th>整備進歩状況</th></tr>
<tr><td>吉川調節池（県）</td><td>110,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>吉川美南調節池（県）</td><td>135,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>吉川中央第一調節池（市）</td><td>81,000</td><td>整備完了</td></tr>
</table>
</td>
<td>＜現況＞
市内の主な調整池・調節池　（令和3年4月現在）
<table>
<tr><th>名称</th><th>容量（㎥）</th><th>整備進歩状況</th></tr>
<tr><td>吉川調節池（県）</td><td>110,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>吉川美南調節池（県）</td><td>135,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>吉川中央第一調節池（市）</td><td>81,000</td><td>整備完了</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><td>保調節池（市）</td><td>671</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>美南１・２丁目、３丁目調整池（市）</td><td>26,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>東埼玉テクノポリス調整池（市）</td><td>59,300</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口１号調整池</td><td>101,651</td><td>整備中</td></tr>
<tr><td>吉川美南駅東口２号調整池</td><td>15,000</td><td>整備中</td></tr>
</table>
資料）河川下水道課
</td>
<td>
<table>
<tr><td>保調節池（市）</td><td>671</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>美南１・２丁目、３丁目調整池（市）</td><td>26,000</td><td>整備完了</td></tr>
<tr><td>東埼玉テクノポリス調整池（市）</td><td>59,300</td><td>整備完了</td></tr>
</table>
資料）河川下水道課
</td>
</tr>
<tr>
<td>319</td>
<td>風水害-予防-4</td>
<td>
農地地目別面積の推移　（各年１月１日）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>令和元年</th><th>令和２年</th><th>令和３年</th><th>令和４年</th><th>令和５年</th></tr>
<tr><td>総数(ha)</td><td>1,352</td><td>1,314</td><td>1,308</td><td>1,290</td><td>1,284</td></tr>
<tr><td>田(ha)</td><td>1,134</td><td>1,105</td><td>1,101</td><td>1,085</td><td>1,080</td></tr>
<tr><td>畑(ha)</td><td>218</td><td>209</td><td>207</td><td>205</td><td>204</td></tr>
</table>
資料）農業委員会
</td>
<td>
農地地目別面積の推移　（各年１月１日）
<table>
<tr><th>区分</th><th>総数(ha)</th><th>田(ha)</th><th>畑(ha)</th></tr>
<tr><td>平成29年</td><td>1,369</td><td>1,148</td><td>221</td></tr>
<tr><td>平成30年</td><td>1,367</td><td>1,146</td><td>221</td></tr>
<tr><td>平成31年</td><td>1,352</td><td>1,134</td><td>218</td></tr>
<tr><td>令和２年</td><td>1,314</td><td>1,105</td><td>209</td></tr>
<tr><td>令和３年</td><td>1,308</td><td>1,101</td><td>207</td></tr>
</table>
資料）農業委員会
</td>
</tr>
<tr>
<td>320</td>
<td>風水害-予防-5</td>
<td>地盤災害の予防【埼玉県、環境課】
(2)地盤沈下緊急時対策の推進
本市は、埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱における対象地域として東部地域６市３町に含まれていることから、埼玉県生活環境保全条例施行規則第82条に規定する地盤の沈下の防止に係る緊急時における知事の要請に応じ、必要な対策を実施する。</td>
<td>地盤災害の予防【埼玉県、環境課】
(2)地盤沈下緊急時対策の推進
本市は、埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱における対象地域として東部地域６市３町に含まれていることから、埼玉県生活環境保全条例施行規則第82条に規定する地盤の沈下の防止に係る緊急時における知事の装置に関し、必要な事項を定めるものとする。</td>
</tr>
<tr>
<td>320</td>
<td>風水害-予防-5</td>
<td>１．４防災・減災空間の確保【都市計画課・農政課】</td>
<td>１．４防災・減災空間の確保【道路公園課・農政課】</td>
</tr>
<tr>
<td>321</td>
<td>風水害-予防-6</td>
<td>１．５交通ネットワークの整備【道路課】</td>
<td>１．５交通ネットワークの整備【道路公園課】</td>
</tr>
<tr>
<td>322</td>
<td>風水害-予防-7</td>
<td>２．１ 建築物の安全化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】</td>
<td>２．１ 建築物の安全化【 都市計画課、財政課、教育総務課 】</td>
</tr>
<tr>
<td>322</td>
<td>風水害-</td>
<td>２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】</td>
<td>２．２ 道路施設の安全化【 道路公園課 】</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>予防-7</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>324</td><td>風水害-
予防-9</td><td>３．１防災拠点施設の整備【危機管理課】<table><tr><td>名称</td><td>活動拠点の役割</td><td>施設名</td></tr><tr><td>防災中枢拠点</td><td>・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示
・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整</td><td>吉川市役所
※市役所が被災した場合は、吉川松伏消防組合消防本部</td></tr><tr><td>防災地区拠点</td><td>・防災中枢拠点との連携
・各地区の応急対策の拠点
・避難拠点への物資の供給拠点</td><td>各防災ブロックごとに次の指定一時避難所を地区拠点とする。
第１ブロック：旭小学校
第２ブロック：中央中学校
第３ブロック：南中学校
第４ブロック：吉川中学校
第５ブロック：三輪野江小学校</td></tr><tr><td>受援拠点</td><td>・自衛隊、警察、消防の活動拠点</td><td>〈臨時ヘリポート基地〉
美南中央公園
吉川運動公園
〈野営場所〉
吉川運動公園
美南中央公園
旭公園球場
永田公園</td></tr><tr><td>避難拠点</td><td>・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点
・食料、飲料水等の配給の場となる拠点</td><td>指定一般避難所（19 箇所）</td></tr></table></td><td>３．１防災拠点施設の整備【危機管理課】<table><tr><td>名称</td><td>活動拠点の役割</td><td>施設名</td></tr><tr><td>防災中枢拠点</td><td>・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示
・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整</td><td>吉川市役所
※市役所が被災した場合は、吉川松伏消防組合消防本部</td></tr><tr><td>防災地区拠点</td><td>・防災中枢拠点との連携
・各地区の応急対策の拠点
・避難拠点への物資の供給拠点</td><td>各防災ブロックごとに次の指定一時避難所を地区拠点とする。
第１ブロック：旭小学校
第２ブロック：中央中学校
第３ブロック：南中学校
第４ブロック：中曽根小学校
第５ブロック：三輪野江小学校</td></tr><tr><td>受援拠点</td><td>・自衛隊、警察、消防の活動拠点</td><td>〈臨時ヘリポート基地〉
美南中央公園
吉川運動公園
〈野営場所〉
吉川運動公園
美南中央公園
旭公園球場
永田公園</td></tr><tr><td>避難拠点</td><td>・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点
・食料、飲料水等の配給の場となる拠点</td><td>指定一般避難所（19 箇所）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>325</td><td>風水害-</td><td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td></tr>
</table>

	予防-10		
327	風水害- 予防-12	□指定緊急避難場所一覧	□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック 区分	防災ブロック 拠点	名称	所在地	収容可能面積 2階以上	想定 収容人数
1	第1	○	旭小学校	南広島1940	684	342
2	第1		旭地区センター	旭6-4	233	116
3	第2	○	中央中学校	中央2-21-1	1,324	662
4	第2		吉川小学校	平沼73	1,760	880
5	第2		関小学校	吉川団地1-10	1,536	768
6	第2		栄小学校	中央3-26-1	1,260	630
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野1-1	265	132
8	第3	○	南中学校	保672	1,260	630
9	第3		北谷小学校	高富857	1,320	660
10	第3		中央公民館	保577	483	241
11	第3		吉川美南高等学校	高久600	1,597	798
12	第4		中曽根小学校	中曽根2-4	1,260	630
13	第4		美南小学校	美南4-17-3	1,792	896
14	第4		児童館 ワンダーランド	美南5-3-1	196	98
15	第4	○	吉川中学校	美南5-17-1	1,498	749
16	第5	○	三輪野江小学校	加藤641	804	402
17	第5		東中学校	上笹塚3-104-1	768	384
18	第5		総合体育館	上笹塚1-58-1	180	90
合計（18か所）					18,220	9,108

番号	防災ブロック 区分	防災ブロック 拠点	名称	所在地	収容可能面積 2階以上	想定 収容人数
1	第1	○	旭小学校	南広島1940	684	342
2	第1		旭地区センター	旭6-4	233	116
3	第2	○	中央中学校	中央2-21-1	896	448
4	第2		吉川小学校	平沼73	1,760	880
5	第2		関小学校	吉川団地1-10	1,536	768
6	第2		栄小学校	中央3-26-1	1,260	630
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野1-1	265	132
8	第3	○	南中学校	保672	1,260	630
9	第3		北谷小学校	高富857	1,320	660
10	第3		中央公民館	保577	483	241
11	第3		吉川美南高等学校	高久600	1,597	798
12	第4	○	中曽根小学校	中曽根2-4	1,260	630
13	第4		美南小学校	美南4-17-3	1,792	896
14	第4		児童館 ワンダーランド	美南5-3-1	196	98
15	第4		吉川中学校	美南5-17-1	1,498	749
16	第5	○	三輪野江小学校	加藤641	804	402
17	第5		東中学校	上笹塚3-104-1	768	384
18	第5		総合体育館	上笹塚1-58-1	180	90
合計（18か所）					17,792	8,894

<table>
<tr><td>328</td><td>風水害-
予防-13</td><td>３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】</td><td>３．３ 避難路の整備【 道路公園課、危機管理課 】</td></tr>
<tr><td>333</td><td>風水害-
予防-18</td><td>□江戸川水防事務組合の概要
<table><tr><td>河川名</td><td>江戸川右岸</td></tr><tr><td>区域</td><td>自　春日部市西親野井３４６番地５地先
至　三郷市高州４丁目１４９番地１地先（距離３２km）</td></tr><tr><td>管理者</td><td>三郷市長</td></tr><tr><td>副管理者</td><td>吉川市長、春日部市長、松伏町長</td></tr><tr><td>管轄県土整備事務所</td><td>埼玉県越谷県土整備事務所</td></tr><tr><td>管轄河川事務所</td><td>江戸川河川事務所</td></tr><tr><td>水防本部（担当課）</td><td>三郷市（危機管理防災課）</td></tr></table>出典）「令和 5 年度江戸川水防事務組合水防計画書」江戸川水防事務組合</td><td>□江戸川水防事務組合の概要
<table><tr><td>河川名</td><td>江戸川右岸</td></tr><tr><td>区域</td><td>自　春日部市西親野井３４６番地５地先
至　三郷市高州４丁目１４９番地１地先（距離３２km）</td></tr><tr><td>管理者</td><td>三郷市長</td></tr><tr><td>副管理者</td><td>吉川市長、春日部市長、松伏町長</td></tr><tr><td>管轄県土整備事務所</td><td>埼玉県越谷県土整備事務所</td></tr><tr><td>管轄河川事務所</td><td>江戸川河川事務所</td></tr><tr><td>水防本部（担当課）</td><td>三郷市（危機管理防災課）</td></tr></table>出典）「令和 3 年度江戸川水防事務組合水防計画書」江戸川水防事務組合</td></tr>
<tr><td>339</td><td>風水害-
予防-24</td><td>第７　緊急輸送体制の整備【 道路課、財政課、危機管理課 】</td><td>第７　緊急輸送体制の整備【 道路公園課、財政課、危機管理課 】</td></tr>
<tr><td>339</td><td>風水害-
予防-24</td><td>第８　応急住宅対策【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】</td><td>第８　応急住宅対策【 都市計画課、吉川美南駅周辺地域整備課 】</td></tr>
<tr><td>344</td><td>風水害-
予防-29</td><td>(5) 過去の災害教訓の周知
市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
＜現況＞本市における「自然災害伝承碑※」の登録・公開状況は次のとおりである。
<table><tr><th>No.</th><th>碑名</th><th>災害名</th><th>災害種別</th><th>建立年</th><th>所在地</th><th>登録公開日</th></tr><tr><td>1</td><td>協同碑（きょうどうひ）</td><td>明治 23 年台風（1890 年 8 月）</td><td>洪水</td><td>1894 年</td><td>大字川藤木売落悪水路（県道川藤野田線沿い）</td><td>R4.9.29</td></tr><tr><td>2</td><td>重修加藤樋之碑（ちゅうしゅうかとうといのひ）</td><td>明治 29 年の大洪水（1896 年 9 月 12 日）</td><td>洪水</td><td>1900 年</td><td>大字吉屋 717 番地先、新田用水路敷地</td><td>R4.9.29</td></tr></table></td><td>(5) 過去の災害教訓の周知
市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。
（新設）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>内</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>大威徳明王（だいいとくみょうおう）</td><td>安永元年～2年の洪水（1772 年～1773 年）</td><td>洪水</td><td>1774 年</td><td>大字加藤745 番地先、道路脇</td><td>R4.9.29</td></tr>
</table>
※国土交通省国土地理院が令和元年(2019)に作成した新しい地図記号。
国土地理院は、災害伝承や先人の教訓を地域防災に役立てるため、
全国の市区町村と連携し、自然災害伝承碑の位置や伝承内容を集約し、
国土地理院の公式ホームページで公開している
（令和 5 年 12 月 21 日現在：全国 591 市町村、2,068 基）。
</td><td></td></tr>
<tr><td>349</td><td>風水害-応急-2</td><td>第　１初動対応【危機管理課、河川下水道課、道路課】</td><td>第　１初動対応【危機管理課、河川下水道課、道路公園課】</td></tr>
<tr><td>350</td><td>風水害-応急-3</td><td>配備体制と配備基準
<table>
<tr><th>レベル</th><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>1</td><td>第 1
監視体制</td><td>❶台風が発生した場合
❷前線が発生した場合
❸河川上流付近で大雨等が発生した場合</td><td>◆気象情報等の収集（危機管理課）
◆必要に応じ、総括班による情報共有</td></tr>
<tr><td>2</td><td>第 2
監視体制</td><td>❶台風による影響の可能性がある場合
❷前線による影響の可能性がある場合
❸河川上流付近の大雨等による影響の可能性がある場合
❹ゲリラ豪雨や降雹、突風等の可能性がある場合</td><td>◆気象情報等の収集、全庁への情報提供（危機管理課）
◆総括班による情報共有
◆状況により土木施設班、下水道・河川施設班活動</td></tr>
<tr><td>3</td><td>待機体制</td><td>❶台風の影響により大雨等が明らかに見込まれる場合
❷前線の影響による大雨等が明らかに見込まれる場合
❸ゲリラ豪雨や降雹、突風等が見込まれる場合
❹線状降水帯の発生の可能性がある場合
❺河川水位が水防団待機水位」に到達する見込みがある場合</td><td>◆気象情報、水位等の収集
◆総括班による情報共有、対策検討
◆水害対策活動班への情報共有、指示
◆各水害対策活動班の活動準備、待機</td></tr>
<tr><td>4</td><td>第 1
警戒体制</td><td>❶大雨警報が発表された場合
❷大雨等により局所的に冠水等が発生又は発生するおそれがある場合</td><td>◆水害対策活動室設置
◆気象、水位等の情</td></tr>
</table>
</td><td>配備体制と配備基準
<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">待機体制</td><td>〇水害が発生するおそれがあるとき</td><td>〇水害対策活動班の総括班が気象情報の収集、河川の監視、水防活動の準備をする体制。また、総括班の指示により、水害対策活動班が待機及び水害に備える体制</td></tr>
<tr><td colspan="2">警戒体制（水害対策活動室）</td><td>〇市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき</td><td>〇水害対策活動班の総括部の指示により、各水害対策活動班が監視及び警戒並びに水害対策活動に当たる体制
〇水害対策活動室を設置</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常体制（災害対策本部）</td><td>第 1 配備</td><td>〇市域において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき
〇氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（避難判断水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき</td><td>〇災害対策本部（水害対策活動班を含む）により、監視及び警戒並びに災害対策活動に当たる体制。また、消防本部、消防団等の協力を得て災害対策活動に当たる体制</td></tr>
<tr><td>第 2 配備</td><td>〇市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき
〇大雨特別警報が発表されたとき
〇氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき</td><td>〇市、消防本部、江戸川水防事務組合、その他関係機関の組織及び機能のすべてをあげて災害対策活動に当たる体制</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

				❸降雹や突風等が発生した場合 ❹河川水位が「水防団待機水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	報収集・共有 ◆水害対策活動班による活動開始 ◆冠水や被害状況等の把握、共有	
		5	第２ 警戒体制	❶大雨等により広範囲にわたり冠水等が発生又は発生するおそれがある場合 ❷降雹や突風等により局所的に被害が発生した場合 ❸河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合	◆水害対策活動班による活動継続 ◆気象、水位等の情報収集・共有 ◆被害状況の把握、共有 ◆状況に応じ、災害対策本部設置の検討 ◆状況に応じ、避難所開設の準備 ◆避難情報「高齢者等避難」の発令の検討	
		6	第１ 非常体制	❶洪水警報が発表された場合 ❷大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合 ❸降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合 ❹河川水位が「避難判断水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ❺洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合	◆災害対策本部設置 ※水害対策活動班継続 ◆気象、水位等の監視・情報収集・共有 ◆避難所の開設 ◆避難情報「高齢者等避難」の発令 ◆避難情報「避難指示」の発令の検討 ◆被害状況の把握、共有	
		7	第２ 非常体制	❶河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ❷洪水予報「氾濫危険情報」が発令された場合	◆気象、水位等の情報収集・共有 ◆避難情報「避難指示」の発令 ◆被害状況の把握、共有 ◆状況に応じ、水害対策活動班の退避 ◆状況に応じ、関係機関への応援要請 ◆第３非常体制への移行準備	
		8	第３	❶河川の氾濫が発生した場合	◆避難情報「緊急安全確保」の発令 ◆被害状況の把握、	

<table>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>非常体制</td><td>❷気象警報「大雨特別警報（浸水害）」が発表された場合
❸洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合</td><td>共有
◆関係機関等への応援要請
◆復旧対策開始</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>351</td><td>風水害-応急-4</td><td>
1　配備体制の決定権者
<table>
<tr><th>配備体制</th><th>決定権者</th></tr>
<tr><td>待機体制</td><td>市民生活部長</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>市民生活部長</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>市長</td></tr>
</table>
2　配備体制の発令手順

(1) 待機体制

危機管理課長は、待機体制の配備基準に該当するとき、気象状況や河川の状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、待機体制を発令する。

(2) 警戒体制

危機管理課長は、第１警戒体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市建設部長と協議し、副市長の承認を得て、警戒体制を発令し、水害対策活動室を設置する。

(3) 非常体制

市民生活部長は、第１非常体制の配備基準に該当するとき、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。

市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、災害対策本部（第１非常体制又は第２～第３非常体制）を設置する。

3　配備体制の伝達方法
</td><td>
1　配備体制の決定権者
<table>
<tr><th>配備体制</th><th>決定権者</th></tr>
<tr><td>待機体制</td><td>市民生活部長</td></tr>
<tr><td>警戒体制</td><td>副市長</td></tr>
<tr><td>非常体制</td><td>市長</td></tr>
</table>
2　配備体制の発令手順

(1) 待機体制

危機管理課長は、水害が発生するおそれがあるときは、気象状況や河川の状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市整備部長と協議し、待機体制を発令する。

(2) 警戒体制

危機管理課長は、市の一部において水害が発生、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。

市民生活部長は、都市整備部長と協議し、副市長の承認を得て、警戒体制を発令し、水害対策活動室を設置する。

(3) 非常体制

市民生活部長は、市域において水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、気象状況、被害状況等を市長へ報告する。

市長は、被害状況等に応じて、非常体制を発令し、災害対策本部（第１配備）又は災害対策本部（第２配備）を設置する。

3　配備体制の伝達方法
</td></tr>
</table>

		危機管理課長は、発令された配備体制について、各水害対策活動班管理者に配備体制及び配備要員を伝達する。 各水害対策活動班管理者は、あらかじめ定めた伝達系統に従い、配備体制及び配備要員を各職員へ伝達する。 なお、警戒体制以上が発令されたときは、吉川松伏消防組合等、関係機関へ連絡するものとする。 (1) 勤務時間内 電話、庁内放送、口頭等により行う。 (2) 勤務時間外 あらかじめ定められた緊急連絡網により、電話やメール、アプリケーション等で行う。 なお、甚大な災害が発生し、電話等による伝達が不可能となった場合には、職員は、テレビやラジオ等による情報を収集し、自らの判断により所定の場所に参集する。	危機管理課長は、発令された配備体制について、各水害対策活動班管理者に配備体制及び配備要員を伝達する。 各水害対策活動班管理者は、あらかじめ定めた伝達系統に従い、配備体制及び配備要員を各職員へ伝達する。 なお、警戒体制以上が発令されたときは、吉川松伏消防組合等、関係機関へ連絡するものとする。 (1) 勤務時間内 電話、庁内放送、口頭等により行う。 (2) 勤務時間外 あらかじめ定められた緊急連絡網により、電話で行う。 なお、甚大な災害が発生し、電話等による伝達が不可能となった場合には、職員は、テレビやラジオ等による情報を収集し、自らの判断により所定の場所に参集する。
351～ 352	風水害- 応急-5	4　勤務時間外の職員の待機・参集等 職員は、水害対策活動班管理者から伝達された指示に基づき、次のとおり、待機又は所定の場所へ参集する。なお、伝達方法は、原則、勤務時間内のときは、電話又は直接指示するものとし、勤務時間外のときは、あらかじめ定められた緊急連絡網により電話等で連絡するものとする。	4　勤務時間外の職員の待機・参集等 職員は、水害対策活動班管理者から伝達された指示に基づき、次のとおり、待機又は所定の場所へ参集する。なお、伝達方法は、原則、勤務時間内のときは、電話又は直接指示するものとし、勤務時間外のときは、あらかじめ定められた緊急連絡網により電話連絡するものとする。
353	風水害- 応急-6	第３　災害対策本部（第１非常体制）の設置と運営【 全職員 】 非常体制における災害対策本部（第１非常体制）は、次のとおりとする。 １　災害対策本部（第１非常体制）の設置 ・洪水警報が発表された場合 ・大雨等により住宅等への浸水被害が発生又は発生するおそれがある場合 ・降雹や突風等により広範囲に被害が発生した場合 ・河川水位が「避難判断水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合 ・洪水予報「氾濫警戒情報」が発表された場合 ２　災害対策本部（第１非常体制）の組織等	第３　災害対策本部（第１配備）の設置と運営【 全職員 】 非常体制における災害対策本部（第１配備）は、次のとおりとする。 １　災害対策本部（第１配備）の設置 ・市域において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・氾濫注意情報が発表され、さらに水位の上昇（避難判断水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じるおそれがあるとき ２　災害対策本部（第１配備）の組織等

		(1) 災害対策本部（第１非常体制）の組織 災害対策本部（第１非常体制）の組織は、次のとおりとする。	(1) 災害対策本部（第１配備）の組織 災害対策本部（第１配備）の組織は、次のとおりとする。
354	風水害-応急-7	別紙のとおり	別紙のとおり
355	風水害-応急-8	(2) 災害対策本部長の代行の順位（第１非常体制・第２～第３非常体制共通） 災害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。 第１順位　副市長 第２順位　市民生活部長 第３順位　政策室長 (3) 災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌 災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌は、次のとおりとする。	(2) 災害対策本部長の代行の順位（第１配備・第２配備共通） 災害対策本部長に事故があった場合又は欠けた場合の本部長代行の順位は、次のとおりである。 第１順位　副市長 第２順位　市民生活部長 第３順位　政策室長 (3) 災害対策本部（第１配備）の事務分掌 災害対策本部（第１配備）の事務分掌は、次のとおりとする。
356～358	風水害-応急-8～11	別紙のとおり	別紙のとおり
359	風水害-応急-11～12	３　災害対策本部の設置場所（第１非常体制・第２～第３非常体制共通） 災害対策本部は、庁舎３階会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。 ４　災害対策本部の運営（第１非常体制・第２～第３非常体制共通） 災害対策本部長は、副本部長及び各部長で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。 ５　部の設置 災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。	３　災害対策本部の設置場所（第１配備・第２配備共通） 災害対策本部は、庁舎３階会議室に設置する。本部の設営、看板の設置等は、総括班が行う。なお、庁舎が被災し、庁内での本部設置が不可能となった場合は、吉川松伏消防組合消防本部に設置する。 ４　災害対策本部の運営（第１配備・第２配備共通） 災害対策本部長は、副本部長及び各部長で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。 ５　部の設置 災害対策本部に部を設置し、市災害対策本部会議の決定した方針に基づき災害対策の活動の実施に当たる。

		６　災害対策本部（第１非常体制）の所掌事務 次の事項に関して、災害対策本部（第１非常体制）の基本方針を決定する。 (1) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 災害情報、被害情報の収集及び分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 (3) 高齢者等避難の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 消防本部等への応援要請に関すること。 (6) 災害対策活動班の配備体制及び職員の動員計画に関すること。 (7) 災害対策本部（第２～第３非常体制）への移行に関すること。 ７　災害対策本部設置及び廃止の報告（第１非常体制・第２～第３非常体制共通） 危機管理課長は、災害対策本部設置後、江戸川水防事務組合及び関係機関へ災害対策本部設置の報告を行う。また、廃止したときも同様とする。 ８　災害対策本部（第２～第３非常体制）へ移行 (1) 水害被害が拡大 本部長は、第２非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第２非常体制）へ移行し、第３非常体制の配備基準に該当するときは、災害対策本部（第３非常体制）へ移行する。	６　災害対策本部（第１配備）の所掌事務 次の事項に関して、災害対策本部（第１配備）の基本方針を決定する。 (1) 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 (2) 災害情報、被害情報の収集及び分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。 (3) 高齢者等避難の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 消防本部等への応援要請に関すること。 (6) 災害対策活動班の配備体制及び職員の動員計画に関すること。 (7) 災害対策本部（第２配備）への移行に関すること。 ７　災害対策本部設置及び廃止の報告（第１配備・第２配備共通） 危機管理課長は、災害対策本部設置後、江戸川水防事務組合及び関係機関へ災害対策本部設置の報告を行う。また、廃止したときも同様とする。 ８　災害対策本部（第２配備）へ移行 (1) 水害被害が拡大 本部長は、甚大な水害の発生のおそれがあるとき、又は発生したときは、災害対策本部（第２配備）へ移行する。
360	風水害-応急-12～13	第４　災害対策本部（第２～第３非常体制）の設置と運営【 全職員 】 非常体制における災害対策本部（第２～第３非常体制）は、次のとおりとする。 １　災害対策本部（第２非常体制）の配備基準 ・河川水位が「氾濫危険水位」に到達し、なお水位が上昇する見込みがある場合。 ・洪水予報「氾濫危険情報」が発令された場合 ２　災害対策本部（第３非常体制）の配備基準	第４　災害対策本部（第２配備）の設置と運営【 全職員 】 非常体制における災害対策本部（第２配備）は、次のとおりとする。 １　災害対策本部（第２配備）の配備基準 ・市の大部分において水害が発生、又は発生するおそれがあるとき ・大雨特別警報が発表されたとき ・氾濫警戒情報が発表され、さらに水位の上昇（氾濫危険水位の到達）が予測されたときなど、避難判断の必要性が生じたとき

		・河川の氾濫が発生した場合 ・気象警報「大雨特別警報（浸水害）」が発表された場合 ・洪水予報「氾濫発生情報」が発表された場合 3　災害対策本部（第２～第３非常体制）の所掌事務 次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。 (1) 災害対策本部（第２～第３非常体制）の設置及び廃止に関すること。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 避難指示の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関すること。 (6) 市町村の相互応援に関すること。 (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。 (8) 各部の連絡調整に関すること。 (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。 (10) その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。 4　現地災害対策本部の設置 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。 5　本部の弾力的運用 本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。 6　災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織等 (1) 災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織	2　災害対策本部（第２配備）の所掌事務 次の事項に関して、災害対策本部の基本方針を決定する。 (1) 災害対策本部（第２配備）の設置及び廃止に関すること。 (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 (3) 避難指示の発令又は解除に関すること。 (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。 (5) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用に関すること。 (6) 市町村の相互応援に関すること。 (7) 埼玉県、自衛隊及び公共機関に対する応援要請に関すること。 (8) 各部の連絡調整に関すること。 (9) 防災・減災対策に要する経費の支弁に関すること。 (10)　その他、災害対策に関する重要事項の決定等に関すること。 3　現地災害対策本部の設置 本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地災害対策本部を設置することができる。 4　本部の弾力的運用 本部長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、部班を弾力的に運用する。 5　災害対策本部（第２配備）の組織等 (1) 災害対策本部（第２配備）の組織

		災害対策本部（第２～第３非常体制）の組織は、次のとおりとする。	災害対策本部（第２配備）の組織は、災害対策本部（第１配備）の組織を準用する。 (2)災害対策本部（第２配備）の事務分掌 災害対策本部（第２配備）の事務分掌は、次のとおりとする。
361～369	風水害-応急-14～21	別紙のとおり	別紙のとおり
369	風水害-応急-22	別紙のとおり	別紙のとおり
371～374	風水害-応急-24～25	別紙のとおり	別紙のとおり
376	風水害-応急-27	別紙のとおり	別紙のとおり
382	風水害-応急-33	第１０　災害ボランティアの確保【生活再建班】	第１０　災害ボランティアの確保【要配慮者支援班】
384	風水害-応急-35	別紙のとおり	別紙のとおり
388～389	風水害-応急-38～39	別紙のとおり	別紙のとおり
390	風水害-応急-41	別紙のとおり	別紙のとおり
391	風水害-応急-42	別紙のとおり	別紙のとおり
392	風水害-応急-	○記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上	○記録的短時間大雨情報 埼玉県内で大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、

	43	の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。 略 ３　特別警報・警報・注意報等の伝達系統及び伝達体制 市は、県等関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。	かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクルで確認することができる。 略 ３　特別警報・警報・注意報等の伝達系統及び伝達体制 市は、県等関係機関から注意報・警報等の伝達を受けた場合には、必要に応じて、市民等へ伝達する。なお、特別警報の伝達を受けた場合には、直ちに防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等により市民等へ周知するなどの対応をとるものとする。
393	風水害-応急-44	別紙のとおり	別紙のとおり
397	風水害-応急-48	別紙のとおり	別紙のとおり
401	風水害-応急-52	別紙のとおり	別紙のとおり
417～418	風水害-応急-69～70	１．２ 広報の手段【 広報情報班 】 本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。 (1) 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示等）	１．２ 広報の手段【 広報情報班 】 本市が、市民に対して実施する広報の手段は、防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、緊急速報メール、ＳＮＳ、電話応答サービス、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）、テレビ、新聞等によるものとする。 また、必要に応じて職員による現場での指示や看板、ビラ、広告等を作成して、現地で配付・掲示するとともに、自治会又は自主防災組織等による広報も行う。 広報の手段（媒体）の選定は、市災害対策本部会議から特に指示された場合を除き、「広報情報班」が状況を判断の上、適切なものを選定する。 (1) 緊急に伝達の必要があるもの（避難指示等）

→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、自治会又は自主防災組織、テレビ・FM ラジオ（エフエムこしがや）（報道機関に依頼）、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等

『【資料】第２．１５「広報文例』参照

(2) 一斉に伝達するもの（気象情報、河川情報、安否情報、医療救護所等）

→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(3) 時期又は地域を限って行うもの

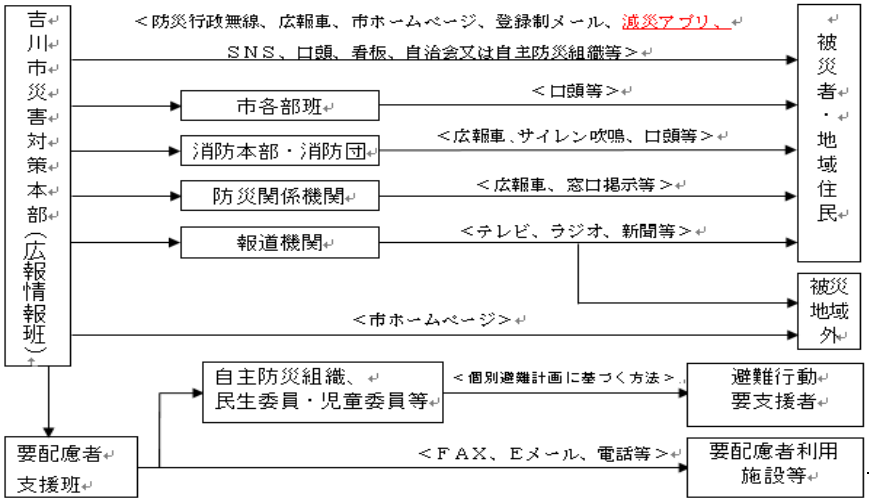
→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 被災地域外に対して行うもの

→　市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

１．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。



→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、自治会又は自主防災組織、テレビ・FM ラジオ（エフエムこしがや）（報道機関に依頼）、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）等

『【資料】第２．１５「広報文例』参照

(2) 一斉に伝達するもの（気象情報、河川情報、安否情報、医療救護所等）

→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、緊急速報メール、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(3) 時期又は地域を限って行うもの

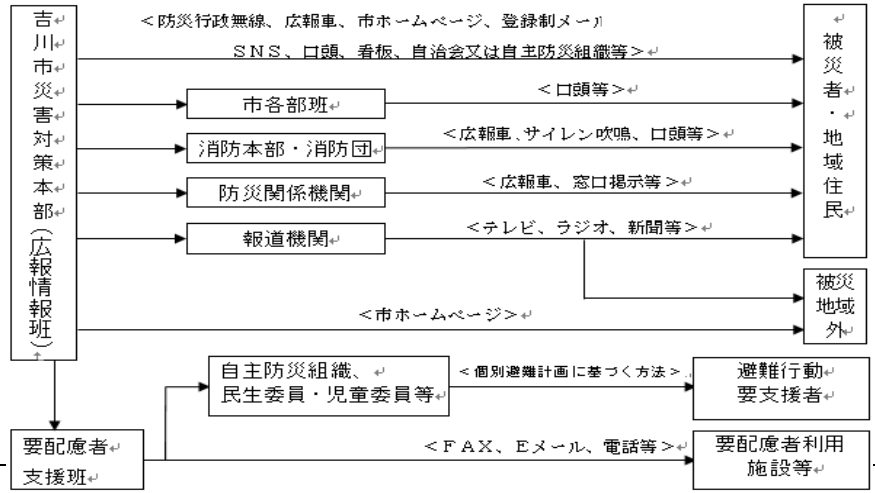
→　防災行政無線、市ホームページ、広報車、登録制メール、ＳＮＳ、FM ラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、現場での指示（口頭）、看板、ビラ、張り紙、自治会又は自主防災組織、緊急時情報伝達収集システム（よしかわ安心電話）

(4) 被災地域外に対して行うもの

→　市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞（報道機関に依頼）等

１．３ 広報の方法【 広報情報班、要配慮者支援班】

広報の方法は、次の伝達経路のとおりとする。



422	風水害-応急-74	２．１　災害相談窓口の設置【市民支援班、生活再建班】	２．１　災害相談窓口の設置【市民支援班】
427	風水害-応急-79	第３　警戒区域の設定【土木施設班、消防本部、消防団】	第３　警戒区域の設定【土木施設対策班、消防本部、消防団】
428	風水害-応急-80	第４　交通対策【土木施設班（道路管理者）】	第４　交通対策【土木施設対策班（道路管理者）】
429	風水害-応急-81	第５　決壊時の処置【総括班、土木施設班、下水道・河川施設班、消防本部、水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所】	第５　決壊時の処置【総括班、土木施設対策班、消防本部、水防団（消防団）、江戸川水防事務組合、江戸川河川事務所、越谷県土整備事務所】
437	風水害-応急-88	第２　避難情報の発令【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設班、消防本部、消防団】	第２　避難情報の発令【総括班、広報情報班、避難所班、土木施設対策班、消防本部、消防団】
449	風水害-応急-100	２　活動体制の確立 (1)消防本部・消防団の活動体制 ①　市内の浸水被害状況、また、１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合的に勘案し、消防職員及び消防団員で活動体制を整える。 ②　災害のため救出を要する場合には、本部長の指示により、消防本部は、消防本部・署に救出隊を設置し、これをもって救急救助活動を行う。 ③　救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。また、救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。 (2) 警察との連携 消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して浸水区域からの避難誘導、浸水家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。 (3) 自衛隊派遣要請 緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。 『【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」（風水害-応急-28、29)』参照	２　活動体制の確立 (1)消防本部・消防団の活動体制 ①　市内の浸水被害状況、また、１１９番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合的に勘案し、消防職員及び消防団員で活動体制を整える。 ②　災害のため救出を要する場合には、本部長の指示により、消防本部は、消防本部・署に救出隊を設置し、これをもって救急救助活動を行う。 ③　救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。また、救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。 (2) 警察との連携 消防本部又は消防団は、吉川警察署と連携して浸水区域からの避難誘導、浸水家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救出・救助に努める。 (3) 自衛隊派遣要請 緊急に救出を要する住民が多数であり、消防において救出困難と認められるときは、自衛隊の派遣要請を「総括班」に依頼する。 『【本文】本編 本章 第１節「第７　広域応援要請」（風水害-応急-28、29)』参照

		(4) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ (5) その他機関等からの人員の投入 被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。 「土木施設班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。 「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。 (6) 医療機関との連絡協調 救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じて各消防署に随時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。 『【本文】第２編 第２章 第２節 第５「５．１ 医療体制の整備」(震災-予防-50～53)』参照	(4) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受け入れ (5) その他機関等からの人員の投入 被害の程度が大きく、従来の救出機関等での対応が困難な場合は、付近住民、企業、各種団体等から人員の提供を受ける。 「土木施設対策班」は、企業、各種団体等に人員の提供を依頼する。 「広報情報班」は、報道機関や広報車等で住民への協力の呼びかけを行う。 (6) 医療機関との連絡協調 救出業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、(一社)吉川松伏医師会を通じて各消防署に随時連携を図り、協力体制の確立を期するものとする。 『【本文】第２編 第２章 第２節 第５「５．１ 医療体制の整備」(震災-予防-50～53)』参照
454	風水害-応急-105	第１　緊急輸送体制の確立【広報情報班、土木施設班、産業物資班】	第１　緊急輸送体制の確立【広報情報班、土木施設対策班、産業物資班】
455	風水害-応急-106	第１　緊急給水体制の確立【水道施設・給水班】	第１　緊急給水体制の確立【給水班、水道施設対策班】
456	風水害-応急-107	第５　義援金の受付・配分【生活再建班、広報情報班、出納班、総括班】	第５　義援金の受付・配分【要配慮支援者班、広報情報班、出納班、総括班】
457	風水害-応急-108	第２　土木施設被害応急復旧【土木施設班】 略 ライフライン施設の応急対策【土木施設班、水道施設・給水班、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東彩ガス㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部、東日本旅客鉄道㈱】	第２　土木施設被害応急復旧【土木施設対策班】 略 ライフライン施設の応急対策【土木施設対策班、水道施設対策班、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東彩ガス㈱、東日本電信電話㈱埼玉事業部、東日本旅客鉄道㈱】
461	風水害-復旧-2	第１　災害市民相談 被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。	第１　災害市民相談 被災者から寄せられる多様な生活上の不安に対応できるような総合相談窓口を開設し、被災以前の状態への早期回復を図っていく。

		１．１ 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課 】 １．２ 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班 】 １．３ 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】 １．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】 １．５ 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課 】	１．１ 総合相談窓口の開設【 市民支援班、関係各課 】 １．２ 尋ね人相談【 広報情報班、市民支援班 】 １．３ 住家の被害認定調査【 被害調査税務班、住宅対策班 】 １．４ 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、市民支援班 】 １．５ 罹災証明の発行【 市民支援班、市民課 】
477	その他 自然災 害-12	□市域内又は隣接市町で竜巻の発生が目撃された場合 (1) 略 (2) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、庶務課、都市建設部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等を収集する。	□市域内又は隣接市町で竜巻の発生が目撃された場合 (1) 略 (2) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、市民参加推進課、都市整備部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等を収集する。
477	その他 自然災 害-12	□竜巻注意情報の目撃情報で「埼玉県南部」、又は「千葉県北西部」が記載されている場合 (1) ～(2) 略 (3) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、庶務課、都市建設部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等の収集に備える。	□竜巻注意情報の目撃情報で「埼玉県南部」、又は「千葉県北西部」が記載されている場合 (1) ～(2) 略 (3) 緊急初動体制として政策室、議会事務局、市民参加推進課、都市整備部等の職員で「パトロール班」を編成し、被害情報等の収集に備える。
480～ 481	その他 自然災 害-15～ 16	□緊急初動体制と主な応急対策活動 ○危機管理課、庶務課（情報管理担当）、政策室（職員担当） ：気象・竜巻情報の収集・伝達、職員の招集、緊急初動体制の編成、災害対策本部の設置、防災関係機関等への連絡・報告、応急対策活動の指示 ○政策室（職員担当以外）、議会事務局、市民参加推進課 ：パトロール班による被害調査、広報広聴活動、被害情報の収集・とりまとめ、報道機関対応、自治会・自主防災組織との連携・協力要請 ○総務部（庶務課（情報管理担当）を除く）、会計課、監査委員事務局 ：救出救助活動、市民問合せ窓口の設置、建物被害調査、被災者台帳の作成 ○健康長寿部、こども福祉部 ：医療救護活動、要配慮者の安否確認、避難所の開設・運営、応急物資等の配付、保育所・医療機関・社会福祉施設等の被害対応、災害救助法の対応 ○産業振興部、環境課 ：農業・商工業の被害対応、がれき収集・処理、食料・生活必需品等の調達	□緊急初動体制と主な応急対策活動 ○危機管理課・庶務課・監査委員事務局 ：気象・竜巻情報の収集・伝達、職員の招集、緊急初動体制の編成、災害対策本部の設置、防災関係機関等への連絡・報告、応急対策活動の指示 ○政策室、議会事務局、市民参加推進課 ：パトロール班による被害調査、広報広聴活動、被害情報の収集・とりまとめ、報道機関対応、自治会・自主防災組織との連携・協力要請 ○総務部（庶務課を除く） ：救出救助活動、市民問合せ窓口の設置、建物被害調査、被災者台帳の作成 ○健康長寿部、こども福祉部 ：医療救護活動、要配慮者の安否確認、避難所の開設・運営、応急物資等の配付、保育所・医療機関・社会福祉施設等の被害対応、災害救助法の対応 ○産業振興部 ：農業・商工業の被害対応、がれき収集・処理、食料・生活必需品等の調達

		○都市建設部、都市計画部 ：交通対策、道路・河川等の被害対応、応急危険度判定、応急住宅対応、水道施設の被害対応、応急給水対応 ○教育部 ：児童生徒の安全確保、学校・公共施設等の被害対応 ○消防本部・消防署 ：救出救助活動、医療救護活動、消火活動、火災防止活動 ○消防団 ：常備消防の活動支援、要配慮者の安否確認、道路のがれき除去、交通整理	○都市整備部 ：交通対策、道路・河川等の被害対応、応急危険度判定、応急住宅対応、水道施設の被害対応、応急給水対応 ○教育部 ：児童生徒の安全確保、学校・公共施設等の被害対応 ○消防本部・消防署 ：救出救助活動、医療救護活動、消火活動、火災防止活動 ○消防団 ：常備消防の活動支援、要配慮者の安否確認、道路のがれき除去、交通整理
482	その他自然災害-17	**(6) 交通対策【 土木施設班（道路管理者）、吉川警察署 】** 道路管理者は、発災後直ちに応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署と連携し、道路等の被害箇所・区間における交通規制やう回路の選定、その他誘導等の適切な措置を行うものとする。	**(6) 交通対策【 土木施設対策班（道路管理者）、吉川警察署 】** 道路管理者は、発災後直ちに応急対策活動や避難路の確保等のため、吉川警察署と連携し、道路等の被害箇所・区間における交通規制やう回路の選定、その他誘導等の適切な措置を行うものとする。
483	その他自然災害-18	**□要請先** ・被災建築物応急危険度判定士：県建築安全課震災対策・構造指導担当 （電話：048-830-5527） ・被災宅地危険度判定士：県都市計画課開発指導・屋外広告物担当 （電話：048-830-5478）	**□要請先** ・被災建築物応急危険度判定士：県建築安全課震災対策・構造指導担当 （電話：048-830-5527） ・被災宅地危険度判定士：県都市計画課開発指導担当 （電話：048-830-5478）
484	その他自然災害-19	**(5) 道路の応急復旧【 土木施設班 】** 市は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。	**(5) 道路の応急復旧【 土木施設対策班 】** 市は、竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。
484	その他自然災害-19	**(6) ライフラインの応急復旧【 水道施設・給水班、ライフライン事業者 】** 平成２５年９月の竜巻災害では、強風や飛来物等による電柱倒壊等により、約２日間にわたる大規模な停電被害が発生した。その他のライフライン施設についても、竜巻による施設被害、また、停電の影響による供給停止などが考えられる。 このため、ライフライン事業者は、竜巻等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民	**(6) ライフラインの応急復旧【 水道施設対策班、ライフライン事業者 】** 平成２５年９月の竜巻災害では、強風や飛来物等による電柱倒壊等により、約２日間にわたる大規模な停電被害が発生した。その他のライフライン施設についても、竜巻による施設被害、また、停電の影響による供給停止などが考えられる。 このため、ライフライン事業者は、竜巻等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。また、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民

		生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。	生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。
485	その他 自然災害-20	**(3) 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、生活再建班、市民支援班 】** 「被害調査税務班」は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、「要配慮者支援班」、「生活再建班」、「市民支援班」と連携し、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成する。	**(3) 被災者台帳の作成【 被害調査税務班、要配慮者支援班、市民支援班 】** 「被害調査税務班」は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、「要配慮者支援班」、「市民支援班」と連携し、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する被災者台帳を作成する。
486	その他 自然災害-21	**(5) がれき収集・運搬・処理【 環境衛生班 】** 市は、災害廃棄物処理計画を作成し、廃棄物処理業者等の協力を得て収集作業を実施する。 なお、家庭用のがれき収集袋として土のう袋の配布に努める。 がれき収集・運搬・処理にあたっての主な留意点は、次のとおりである。 ○仮置き場（一時集積場所）を設置し、がれきの受け入れを行う。 ○がれきの回収方法や個人で持ち込む場合の集積場所を指定し、広報情報班に情報提供する。 ○農薬やガスボンベ等の危険物は特に安全に配慮し、適切に回収する。 ○地域の集積場所まで個人で持ち込めない場合、廃棄部処理業者等による収集・運搬・処理を要請する。	**(5) がれき収集・処理【 環境衛生班 】** 市は、がれきの収集・処理計画を作成し、事業者の協力を得て収集作業を実施する。 なお、家庭用のがれき収集袋として土のう袋の配付に努める。 がれき収集・処理にあたっての主な留意点は、次のとおりである。 ○仮置き場（一時集積場所）を設置し、がれきの受け入れを行う。 ○がれきの回収方法や個人で持ち込む場合の集積場所を指定し、広報する。 ○農薬やガスボンベ等の危険物は特に安全に配慮し、適切に回収する。 ○地域の集積場所まで個人で持ちこめない場合、事業者による運搬を要請する。
487	その他 自然災害-22	**(6) 被災者への支援情報等の提供【 広報情報班 】** 市は、市民に対して、広報誌、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ等により、被害情報や支援情報を随時提供する。	**(6) 被災者への支援情報等の提供【 広報情報班 】** 市は、市民に対して、広報誌、市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等により、被害情報や支援情報を随時提供する。
489	その他 自然災害-24	**(10) 災害ボランティア【 生活再建班 】** 被害状況を踏まえ、市災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣に係る希望受付を開始する。	**(10) 災害ボランティア【 要配慮者支援班 】** 被害状況を踏まえ、市災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣に係る希望受付を開始する。
492	その他 自然災害-27	**２．２ 雪害時の応急対応力の強化【 道路課、危機管理課 】** １～４　略 **５　道路の排水口、集水桝等の維持管理** 雪解け水、また、降雪後の大雨による道路冠水に備え、道路の排水口・集水桝等の維持管理に努める。	**２．２ 雪害時の応急対応力の強化【 道路公園課、危機管理課 】** １～４　略 **５　道路の排水口、集水桝等の把握** 雪解け水、また、降雪後の大雨による道路冠水に備え、道路の排水口・集水桝等の設置箇所を把握する。
494～	その他	**第３　雪害応急対策活動計画**	**第３　雪害応急対策活動計画**

495　自然災害-29～30

３．１ 活動体制の確立【 危機管理課、道路課、施設管理担当課 】

１　配備体制と配備基準

配備の区分	配備基準	活動内容	災対本部の設置
注意体制	○原則として大雪注意報又は風雪注意報が発表され、積雪の深さがおおむね5cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○道路課が主要道路、橋、跨線橋、隧道、駅前広場等の除雪作業及び通行止めの準備又は実施する体制 ○施設敷地内の積雪の状況により、庁舎、公共施設等の施設管理担当課が利用者の安全対策及び施設管理のため、除雪作業等を実施する体制	無
警戒体制	○原則として大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね10cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○危機管理課、都市建設部各課、農政課、施設管理担当課が監視及び警戒並びに雪害対策活動に当たる体制	無
非常体制	○大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき ○甚大な被害（災害救助法が適用される被害など）が発生、又は発生するおそれがあるとき	○災害対策本部を設置して、全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有

注）積雪の深さは、市役所敷地または対象アメダスで観測したものを参考とする。

２　配備体制の決定権者

配備体制	決定権者
注意体制	道路課長、施設管理担当課長
警戒体制	市民生活部長
非常体制	市長

３　配備体制の発令手順

(1) 注意体制

道路課長、施設管理担当課長は、道路、庁舎、公共施設等の利用者の安全対策及び施設管理のため、除雪作業等を実施する必要があるときは、注意体制を発令する。

(2) 警戒体制

３．１ 活動体制の確立【 危機管理課、道路公園課、施設管理担当課 】

１　配備体制と配備基準

配備の区分	配備基準	活動内容	災対本部の設置
注意体制	○原則として大雪注意報又は風雪注意報が発表され、積雪の深さがおおむね5cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○道路公園課が主要道路、橋、跨線橋、隧道、駅前広場等の除雪作業及び通行止めの準備又は実施する体制 ○施設敷地内の積雪の状況により、庁舎、公共施設等の施設管理担当課が利用者の安全対策及び施設管理のため、除雪作業等を実施する体制	無
警戒体制	○原則として大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね10cmに達し、さらに降雪が続くと見込まれるとき	○危機管理課、都市整備部各課、農政課、施設管理担当課が監視及び警戒並びに雪害対策活動に当たる体制	無
非常体制	○大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき ○甚大な被害（災害救助法が適用される被害など）が発生、又は発生するおそれがあるとき	○災害対策本部を設置して、全職員を動員し、市の組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	有

注）積雪の深さは、市役所敷地で観測したものを参考とする。

２　配備体制の決定権者

配備体制	決定権者
注意体制	道路公園課長、施設管理担当課長
警戒体制	市民生活部長
非常体制	市長

３　配備体制の発令手順

(1) 注意体制

道路公園課長、施設管理担当課長は、道路、庁舎、公共施設等の利用者の安全対策及び施設管理のため、除雪作業等を実施する必要があるときは、注意体制を発令する。

(2) 警戒体制

		危機管理課長は、大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね１０㎝に達し、さらに降雪が続くと見込まれるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市建設部長と協議し、警戒体制を発令する。	危機管理課長は、大雪警報又は暴風雪警報が発表され、積雪の深さがおおむね１０㎝に達し、さらに降雪が続くと見込まれるときは、気象状況、被害状況等を市民生活部長へ報告する。 市民生活部長は、都市整備部長と協議し、警戒体制を発令する。
495	その他自然災害-30	**第３　雪害応急対策活動計画** **３．２ 情報の収集・伝達・広報【 危機管理課、道路課 】**	**第３　雪害応急対策活動計画** **３．２ 情報の収集・伝達・広報【 危機管理課、道路公園課 】**
496	その他自然災害-31	**３．４ 雪捨て場の確保【 道路課 】**	**３．４ 雪捨て場の確保【 道路公園課 】**
506	その他自然災害-41	**第２　火山噴火降灰災害予防計画** **２．３ 事前対策の検討【 危機管理課、道路課、環境課、農政課、健康増進課、水道課、河川下水道課 】**	**第２　火山噴火降灰災害予防計画** **２．３ 事前対策の検討【 危機管理課、道路公園課、環境課、農政課、健康増進課、水道課、河川下水道課 】**
507	その他自然災害-42	**第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画** **３．２ 被害情報等の収集・伝達【 危機管理課、環境課、健康増進課 】** 降灰による被害発生時に円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 **１　降灰に関する情報の伝達** 市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得るとともに、防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳなどにより、降灰状況等を市民等へ周知する。 ２　略 **３　市民・事業所等のとるべき行動の周知** 市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市民等のとるべき行動などについて、市ホームページ、登録制メール、減災	**第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画** **３．２ 被害情報等の収集・伝達【 危機管理課、環境課、健康増進課 】** 降灰による被害発生時に円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。 **１　降灰に関する情報の伝達** 市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市及び県は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得るとともに、防災行政無線、市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳなどにより、降灰状況等を市民等へ周知する。 ２　略 **３　市民・事業所等のとるべき行動の周知** 市及び県は、富士山に関する噴火警報や降灰予報が発表されたとき、又は市域で降灰を確認したときは、市民等のとるべき行動などについて、市ホームページ、登録制メール、ＳＮ

<table>
<tr><td></td><td></td><td>アプリ、ＳＮＳなどにより市民等に周知する。</td><td>Ｓなどにより市民等に周知する。</td></tr>
<tr><td>508</td><td>その他自然災害-43</td><td>３．６ 道路・ライフラインの応急・復旧対策
【 道路課、水道課、河川下水道課、ライフライン事業者】</td><td>３．６ 道路・ライフラインの応急・復旧対策
【 道路公園課、水道課、河川下水道課、ライフライン事業者】</td></tr>
<tr><td>509</td><td>その他自然災害-44</td><td>第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画
３．８ 降灰の処理【 環境課、道路課、都市計画課 】</td><td>第３　火山噴火降灰災害応急対策活動計画
３．８ 降灰の処理【 環境課、道路公園課 】</td></tr>
<tr><td>517</td><td>事故-6</td><td>②　予防広報
各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年２回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報誌を通じ、啓発活動の実施に努める。</td><td>②　予防広報
各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年２回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報誌を通じ、啓発活動の実施に努める。~~また、一人暮らし高齢者世帯等に対し、住宅防火診断を実施して火器使用設備の使用実態、消火器等の防災機器の設置状況等からそれぞれの家族及び住宅ごとに防火安全性の現状評価及び改善効果を数値で示すことにより、防火意識の高揚を図るとともに、防火安全性を高めるものとする。~~</td></tr>
<tr><td>518</td><td>事故-7</td><td>第１　大規模火災予防計画
１．６ 避難拠点、避難路の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、
長寿支援課、教育総務課、道路課 】</td><td>第１　大規模火災予防計画
１．６ 避難拠点、避難路の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、
長寿支援課、教育総務課、道路公園課 】</td></tr>
<tr><td>522</td><td>事故-11</td><td>第２　大規模火災応急対策活動計画
２．６ 緊急輸送活動【 産業物資班、土木施設班、消防本部、吉川警察署、道路管理者 】</td><td>第２　大規模火災応急対策活動計画
２．６ 緊急輸送活動【 産業物資班、土木施設対策班、消防本部、吉川警察署、道路管理者 】</td></tr>
<tr><td>523</td><td>事故-12</td><td>第２　大規模火災応急対策活動計画
２．８ 応急復旧活動【 土木施設班、住宅対策班、関係機関 】</td><td>第２　大規模火災応急対策活動計画
２．８ 応急復旧活動【 土木施設対策班、住宅対策班、関係機関 】</td></tr>
<tr><td>526</td><td>事故-15</td><td>□危険物関連施設（吉川市内）（令和５年４月１日現在）
<table><tr><td>製</td><td>計</td><td>製</td><td>貯蔵所</td><td>取扱所</td></tr></table></td><td>□危険物関連施設（吉川市内）（令和３年４月１日現在）
<table><tr><td>製</td><td>計</td><td>製</td><td>貯蔵所</td><td>取扱所</td></tr></table></td></tr>
</table>

造所等の種別		造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	125	2	32	3	0	24	0	19	0	27	0	18
		2	78							45		

□高圧ガスの取扱施設（吉川市内）　（令和5年4月1日現在）

種別			取扱施設数
製造所	1種【許可】	一般高圧ガス	0
		液化石油ガス	1
		冷凍	0
	2種【届出】	一般高圧ガス	2
		液化石油ガス	0
		冷凍	2
貯蔵所	1種【許可】		1
	2種【届出】		4
販売	高圧ガス販売(工業用販売)		18
	液化石油ガス販売		9

資料）埼玉県危機管理防災部化学保安課

□毒物・劇物の取扱施設（吉川市内）　（令和5年4月1日現在）

製造所等の種別	計	製造業	輸入業	販売所			業務上取扱者			特定毒物研究者	特定毒物使用者
				一般	農業用品目	特定品目	電気めっき	金属熱処理	運送		
計	26	2	0	18	3	1	1	0	1	0	0
		2	0	22			2			0	0

資料）埼玉県草加保健所

造所等の種別		造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	136	3	30	3	0	24	0	32	1	25	0	18
		3	90							43		

□高圧ガスの取扱施設（吉川市内）　（令和3年4月1日現在）

種別			取扱施設数
製造所	1種【許可】	一般高圧ガス	0
		液化石油ガス	1
		冷凍	0
	2種【届出】	一般高圧ガス	1
		液化石油ガス	0
		冷凍	2
貯蔵所	1種【許可】		1
	2種【届出】		4
販売	高圧ガス販売(工業用販売)		27
	液化石油ガス販売		10

資料）埼玉県危機管理防災部化学保安課

□毒物・劇物の取扱施設（吉川市内）　（令和3年4月1日現在）

製造所等の種別	計	製造業	輸入業	販売所			業務上取扱者			特定毒物研究者	特定毒物使用者
				一般	農業用品目	特定品目	電気めっき	金属熱処理	運送		
計	27	2	0	19	3	1	1	0	1	1	0
		2	0	23			2			1	0

資料）埼玉県草加保健所

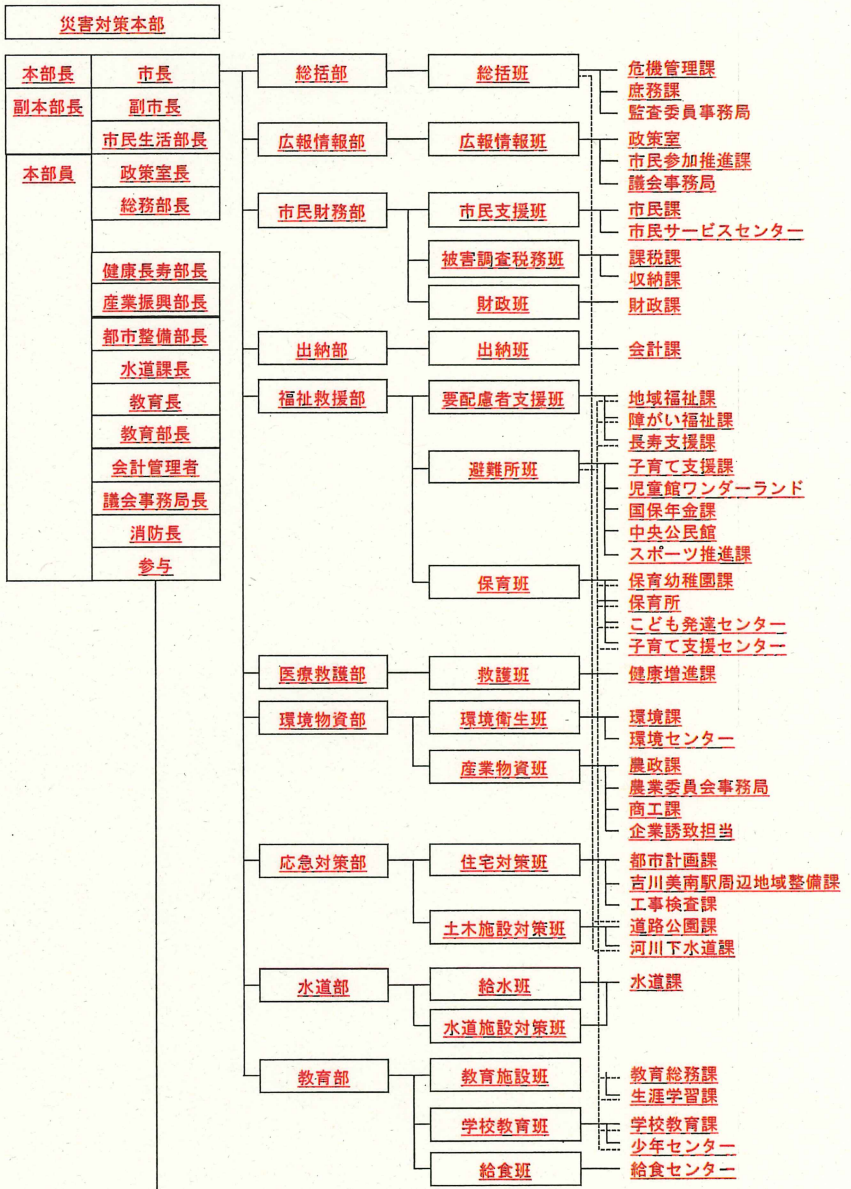
534	事故-23	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．５ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署 】	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．５ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設対策班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署 】
537	事故-26	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．１０ 飲料水・飲食物の摂取制限【 水道施設・給水班、産業物資班、救護班 】	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．１０ 飲料水・飲食物の摂取制限【 水道施設対策班、産業物資班、救護班 】
538～ 539	事故-27 ～28	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．１３ 原子力発電所事故応急対策【 環境衛生班、産業物資班、広報情報班、 水道施設・給水班、避難所班】 １～２　略 ３　他県からの避難者の受入れ 他県において原発事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、 『【本文】第２編 第３章 第３節「第４ 避難対策」(P156～170)』を準用する。 なお、東海第二原子力発電所から 30km 圏内に位置する茨城県水戸市と平成 30 年 12 月 25 日、また、浜岡原子力発電所から 31 km圏内に位置する静岡県焼津市と令和 5 年 3 月 24 日に、原発事故を想定した県外広域避難に関する協定を締結した。	第２　放射性物質事故災害応急対策活動計画 ２．１３ 原子力発電所事故応急対策【 環境衛生班、産業物資班、広報情報班、 水道施設対策班、避難所班】 １～２　略 ３　他県からの避難者の受入れ 他県において原発事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、 『【本文】第２編 第３章 第３節「第４ 避難対策」(震災-応急-41～55)』を準用する。 なお、東海第二原子力発電所から 30km 圏内に位置する茨城県水戸市と平成 30 年 12 月 25 日、原発事故を想定した県外広域避難に関する協定を締結した。
540	事故-29	１．１ 道路の安全確保【 道路課、道路管理者 】	１．１ 道路の安全確保【 道路公園課、道路管理者 】
543	事故-32	２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、道路課 】	２．２ 活動体制の確立【 危機管理課、道路公園課 】
543	事故-32	２．４ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署 】	２．４ 緊急輸送活動【 産業物資班、救護班、土木施設対策班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署 】

□非常配備体制（災害対策本部）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長				
本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	道路課
			政策室（職員担当）	河川下水道課
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課
				収納課
		被害調査税務班	課税課	
			収納課	
		財政班	財政課	
		出納班	会計課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	
		要配慮者支援班	障がい福祉課	
			長寿支援課	
		保育班	保育幼稚園課	
			保育所	
			こども発達センター	
			子育て支援センター	
健康長寿部長		避難所班	庶務課（文書担当）	地域福祉課
			市民サービスセンター	子育て支援センター
			子育て支援課	障がい福祉課
			児童館ワンダーランド	こども発達センター
			国保年金課	保育幼稚園課
			スポーツ推進課	保育所
			市民参加推進課	長寿支援課
			生涯学習課	学校教育課
			中央公民館	教育センター
			監査委員事務局	給食センター
	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
			農政課	
			農業委員会事務局	
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	
			開発建築課	
			吉川美南駅周辺地域整備課	
			工事検査課	
都市建設部長		土木施設班	道路課	
			都市計画課（公園緑地担当）	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
		水道施設・給水班	水道課	
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課
		学校教育班	学校教育課	
			教育センター	
		給食班	給食センター	
消防長	吉川松伏消防組合		吉川市消防団	

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□非常配備体制（災害対策本部）組織表



注）「 -------- 」は、兼務

別　紙

□災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市　長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副　市　長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参　与 教　育　長 政　策　室　長 総　務　部　長 会　計　管　理　者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教　育　部　長 消　防　長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 政策室（職員担当） ※道路課 ※河川下水道課 ※は兼務	●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

別　紙

□災害対策本部の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市　長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副　市　長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	政　策　室　長 総　務　部　長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水　道　課　長 教　育　長 教　育　部　長 会　計　管　理　者 議会事務局長 消　防　長 参　与	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 庶務課 監査委員事務局 （道路公園課） （河川下水道課）	●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長（副市長）の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフラインの被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。 ●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフラインの被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。 ●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●議会対応に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 ※課税課 ※収納課 ※は兼務	●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」） ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。 ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（市民財務部・出納部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民財務部	市民支援班	市民課 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」） ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること
	被害調査税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。 ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
出納部	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	要配慮者 支援班	障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援ｾﾝﾀｰ ※障がい福祉課 ※こども発達ｾﾝﾀｰ ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	要配慮者 支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	子育て支援課 児童館ワンダーランド 国保年金課 中央公民館 スポーツ推進課 (地域福祉課) (障がい福祉課) (長寿支援課) (保育幼稚園課) (保育所) (こども発達ｾﾝﾀｰ) (子育て支援ｾﾝﾀｰ) (生涯学習課) (教育総務課) (学校教育課) (少年センター) ※（　）は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

【震災対策編】
[応急対策活動計画]
(基本方針)

□災害対策本部の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

□災害対策本部の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課 （公園緑地担当以外） 開発建築課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設班	道路課 都市計画課 （公園緑地担当）	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること ●「総括班」への応援に関すること（道路課のみ）。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること。 ●排水対策に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整） ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（応急対策部・水道部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設対策班	道路公園課 河川下水道課	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること ●排水対策に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「水道施設対策班」への応援に関すること。
	水道施設対策班	水道課	●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。 ●「給水班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育 施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「産業物資班」への応援に関すること。（教育総務課のみ）
			●「避難所班」への応援に関すること。（生涯学習課のみ）
	学校 教育班	学校教育課 教育センター	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育 施設班	教育総務課 生涯学習課	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「避難所班」への応援に関すること。
	学校 教育班	学校教育課 少年センター	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	●被災者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。

別紙

□配備体制別動員計画表（1／2）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
本部長		市長					◎
副本部長		副市長					◎
		市民生活部長				※	◎
本部員		参与					◎
		教育長					◎
		政策室長				※	◎
		総務部長					◎
		会計管理者					◎
		議会事務局長					◎
		こども福祉部長					◎
		健康長寿部長					◎
		産業振興部長					◎
		都市計画部長				※	◎
		都市建設部長				※	◎
		教育部長				※	◎
		消防長					◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	○	◎	◎
		政策室（職員担当）				○	◎
		＊道路課			○	◎	◎
		＊河川下水道課			○	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□		◎	◎
		庶務課（情報管理担当）				○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長会計管理者	□		○	◎
		＊課税課					◎
		＊収納課					◎
	被害調査税務班	課税課		□			◎
		収納課					◎
	財政班	財政課		□		○	◎
	出納班	会計課		□			◎
福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	こども福祉部長	□		○	◎
	要配慮者支援班	障がい福祉課		□		○	◎
		長寿支援課				○	◎
	保育班	保育幼稚園課		□			◎
		保育所					◎
		こども発達ｾﾝﾀｰ					◎
		子育て支援ｾﾝﾀｰ					◎

注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。
注）※印は、本部員であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。
注）＊印は、兼務課を示す。

別紙

□配備体制別動員計画表（その１）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
本部長		市長					◎
副本部長		副市長					◎
		市民生活部長				※	◎
本部員		政策室長				※	◎
		総務部長					◎
		こども福祉部長					◎
		健康長寿部長					◎
		産業振興部長					◎
		都市整備部長				※	◎
		水道課長			※	※	◎
		教育長					◎
		教育部長				※	◎
		会計管理者					◎
		議会事務局長					◎
		消防長					◎
		参与					◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長/都市整備部長	□	○	◎	◎
		庶務課				○	◎
		監査委員事務局				○	◎
広報情報部	広報情報班	政策室	政策室長/議会事務局長	□		◎	◎
		市民参加推進課				○	◎
		議会事務局				○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□		○	◎
		市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ					◎
	被害調査税務班	課税課		□			◎
		収納課					◎
	財政班	財政課		□		○	◎
出納部	出納班	会計課	会計管理者	□			◎
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	こども福祉部長/健康長寿部長	□		○	◎
		障がい福祉課				○	◎
		長寿支援課				○	◎
	避難所班	子育て支援課		□		○	◎
		児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ				○	◎
		国保年金課				○	◎
		中央公民館				○	◎
		スポーツ推進課				○	◎
	保育班	保育幼稚園課		□			◎
		保育所					◎
		こども発達ｾﾝﾀｰ					◎
		子育て支援ｾﾝﾀｰ					◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□			◎

注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。
注）※印は、本部員であるが、動員する部の統括者としての動員を示す。

□配備体制別動員計画表（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
福祉救援部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長			○	◎
		市民サービスセンター				○	◎
		子育て支援課		□		○	◎
		児童館ワンダーランド				○	◎
		国保年金課				○	◎
		スポーツ推進課				○	◎
		市民参加推進課				○	◎
		生涯学習課				○	◎
		中央公民館				○	◎
		監査委員事務局				○	◎
		＊地域福祉課				○	◎
		＊子育て支援センター				○	◎
		＊障がい福祉課				○	◎
		＊こども発達センター				○	◎
		＊保育幼稚園課				○	◎
		＊保育所				○	◎
		＊長寿支援課				○	◎
		＊学校教育課				○	◎
		＊教育センター				○	◎
		＊給食センター				○	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□			◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□			◎
		環境センター					◎
	産業物資班	商工課		□			◎
		企業誘致担当					◎
		農政課					◎
		農業委員会事務局					◎
		＊教育総務課					◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長	□		◎	◎
		開発建築課				◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課				◎	◎
		工事検査課				◎	◎
	土木施設班	道路課	都市建設部長	□	○	◎	◎
		都市計画課（公園緑地担当）			○	◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	○	◎	◎
	水道施設・給水班	水道課		□	○	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□		◎	◎
		＊生涯学習課					◎
	学校教育班	学校教育課		□		◎	◎
		教育センター					◎
	給食班	給食センター		□			◎
吉川松伏消防組合		吉川市消防団	消防長				◎

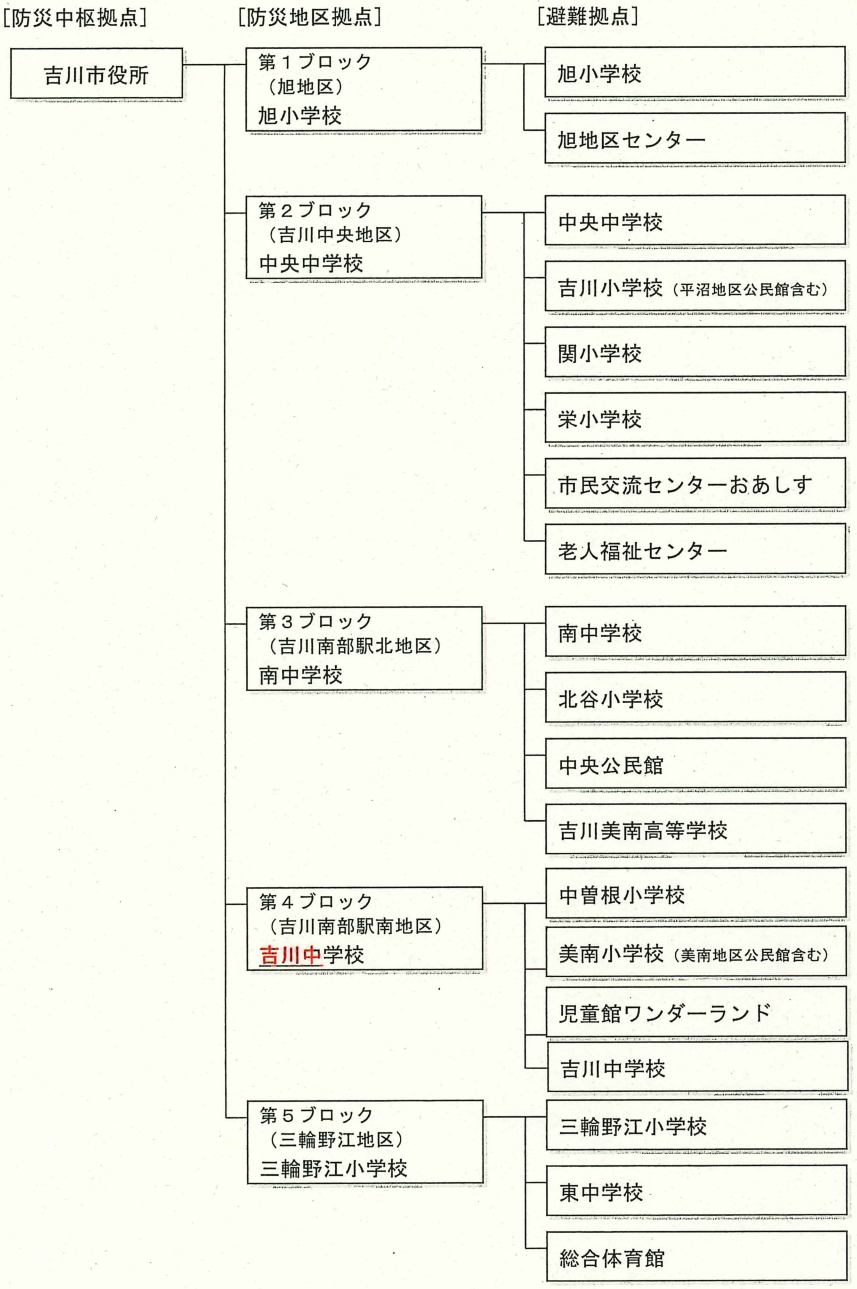
注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。　注）＊印は、兼務課を示す。

□配備体制別動員計画表（その２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	警備体制（震度４）	緊急体制（震度５弱）	非常体制（震度５強）
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□			◎
		環境ｾﾝﾀｰ					◎
	産業物資班	農政課		□			◎
		農業委員会事務局					◎
		商工課					◎
		企業誘致担当					◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課	都市整備部長	□		◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課				◎	◎
		工事検査課				◎	◎
	土木施設対策班	道路公園課		□	○	◎	◎
		河川下水道課			○	◎	◎
水道部	給水班 水道施設対策班	水道課	水道課長	□	○	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□		◎	◎
		生涯学習課					◎
	学校教育班	学校教育課		□		◎	◎
		少年ｾﾝﾀｰ					◎
	給食班	給食センター		□			◎
吉川松伏消防組合本部		吉川市消防団	消防長				◎

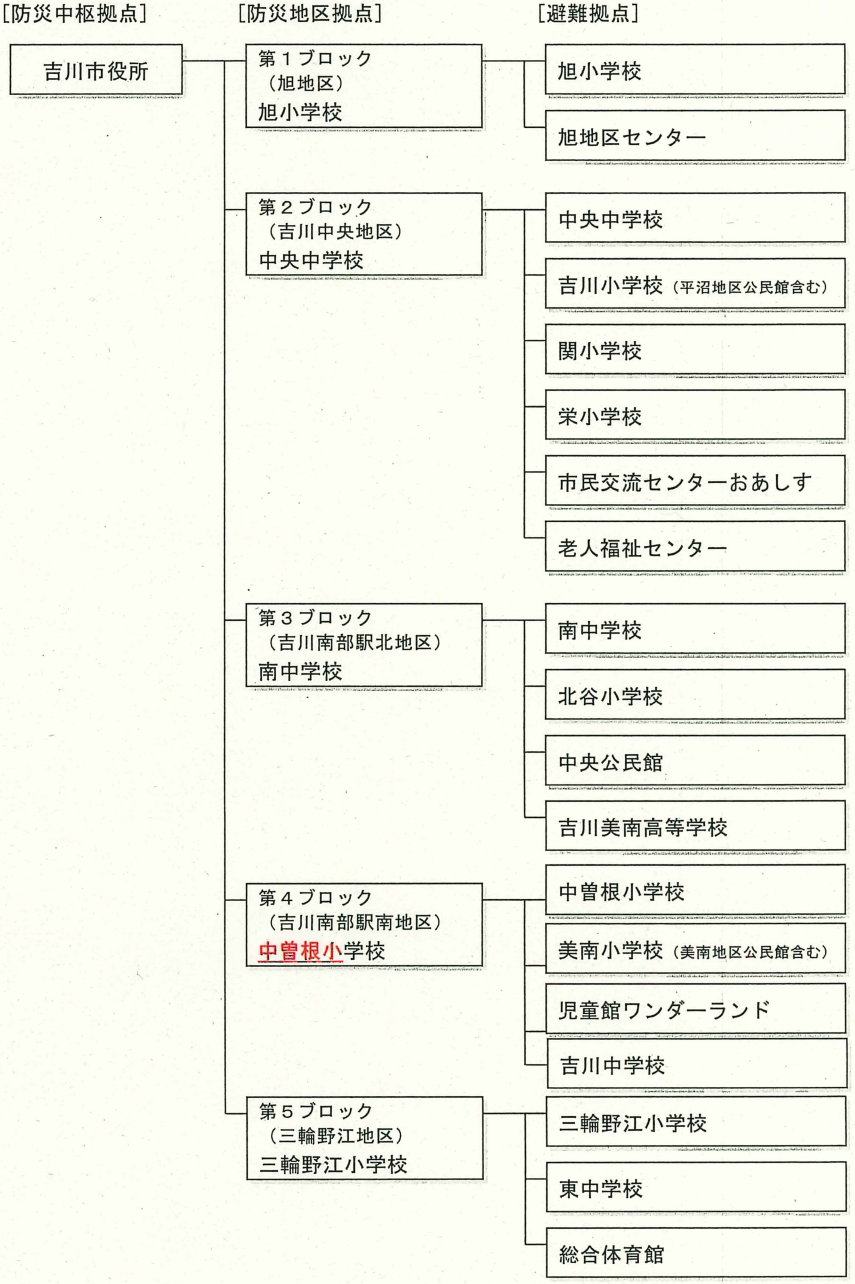
注）○印は、指定された職員の動員を示す。
注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。
注）□印は、班長を担当する課を示す。

□防災拠点の概念図



【風水害対策編】
［予防計画］

□防災拠点の概念図

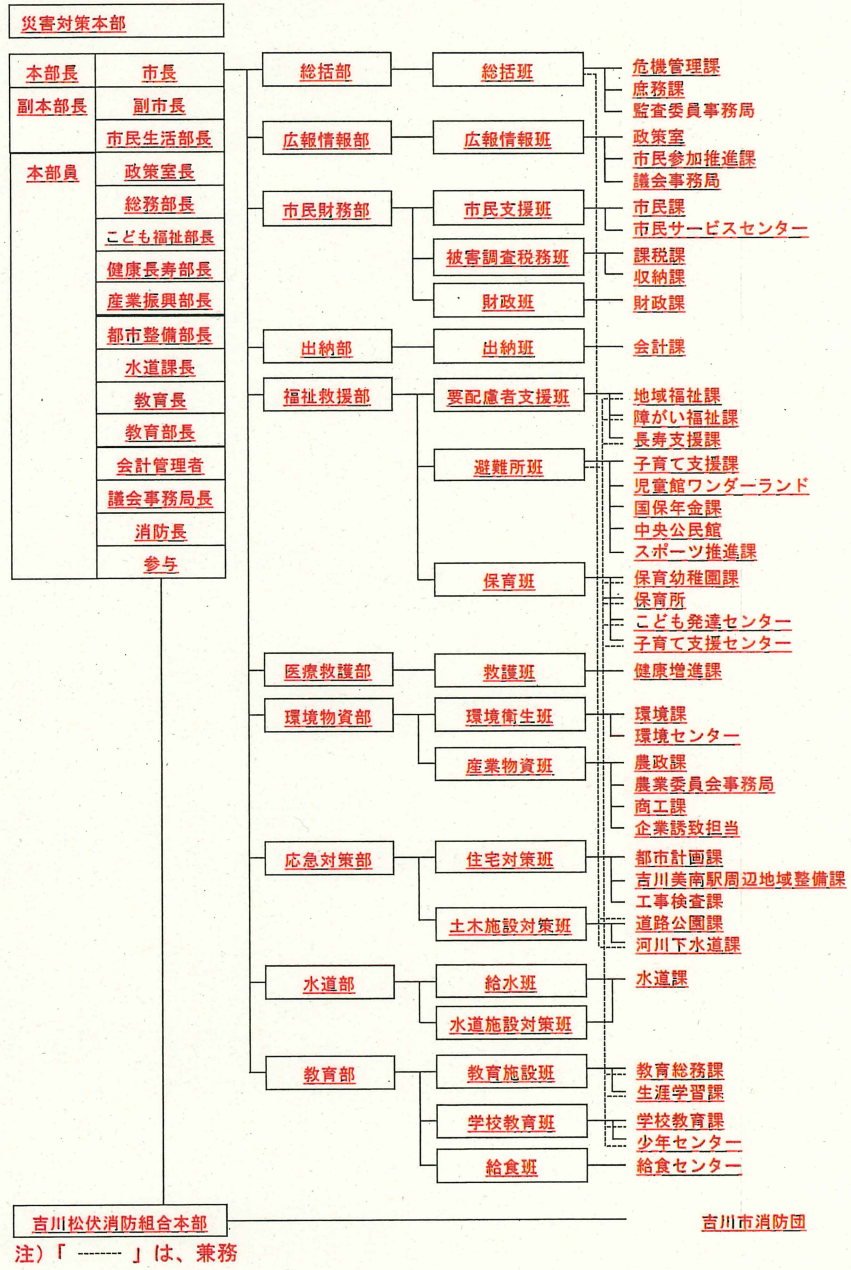


□水害対策活動室（警戒体制）～災害対策本部（第１非常体制）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長

本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	
		土木施設班	道路課	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長	市民財務部	市民支援班	市民課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
都市計画部長 都市建設部長	応急対策部	応急対策１班	都市計画課	
			開発建築課	
			工事検査課	
		応急対策２班	課税課	
		応急対策３班	政策室（職員担当）	河川下水道課
			長寿支援課（介護給付）	
		応急対策４班	農政課	
			農業委員会事務局	
		応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課	環境課・環境センター
		応急対策６班	財政課	
			会計課	
		応急対策７班	収納課	
		応急対策８班	保育幼稚園課	
			地域福祉課（保護）	
		水道施設・給水班	水道課	
こども福祉部長 健康長寿部長	福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	
			障がい福祉課	
			長寿支援課（高齢福祉・介護認定）	
		避難所班	庶務課（文書担当）	学校教育課
			市民サービスセンター	教育センター
			子育て支援課	給食センター
			児童館ワンダーランド	
			子育て支援センター	
			こども発達センター	
			保育所	
			国保年金課	
			スポーツ推進課	
			市民参加推進課	
			生涯学習課	
			中央公民館	
			監査委員事務局	
健康長寿部長	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
教育部長	教育部	学校教育班	教育総務課	
			学校教育課	
			教育センター	
			給食センター	

□非常体制（災害対策本部）



注）「 ------- 」は、兼務

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部・広報情報部・市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市　　長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副　市　長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参　　与 教　育　長 政策室長 総務部長 会計管理者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教育部長 消　防　長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課	●水害対策活動室の設置、会議の運営に関すること。 ●各班への職員動員要請、活動要請、連絡調整、情報伝達に関すること。 ●気象情報、河川情報、被害状況、交通規制状況、ポンプ稼働状況等の収集、分析、情報伝達、取りまとめに関すること。 ●県等への被害報告に関すること。 ●消防、県、警察等の関係機関との連絡調整、応援要請に関すること。 ●資機材、公用車等の手配に関すること。
	土木施設班	道路課	●市内の道路冠水状況の把握、対策に関すること。 ●道路冠水の予防、事後の道路側溝清掃に関すること。 ●総括班との情報連携に関すること。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●河川施設、ポンプ施設、排水施設等の点検に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の開閉操作に関すること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●道路浸水状況、危険箇所、被害家屋等の現地調査の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●水害対策活動室の撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●気象情報、河川情報、災害情報、交通機関運行状況等の広報（ホームページ、メール等）に関すること。 ●情報機器関係の設置、管理（水害対策活動室の開設）に関すること。 ●特別職との連絡調整に関すること。
市民財務部	市民支援班	市民課	●市民等からの要望、苦情、問合せの受付、記録、整理に関すること。 ●総括班の応援に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●市議会議員の対応に関すること。

□災害対策本部（第１配備）の事務分掌

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市　　長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副　市　長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教　育　長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消　防　長 参　　与	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 庶務課 監査委員事務（河川下水道課）（道路公園課） ※（　）は兼務	●各災害対策班職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●気象予報・警報、洪水予報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●避難情報の発令に関すること ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること ●避難状況のとりまとめに関すること ●道路浸水、被害家屋等の被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●消防本部等に対する協力・応援要請に関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●本部の活動記録に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●水防資機材に関すること。 ●各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ポンプの操作・稼働状況の把握・稼働の要請に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。 ●ライフライン・交通機関の被害情報の収集に関すること。
広報情報部	広報情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	●市民への気象情報、災害情報等の広報に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	応急対策１班	都市計画課 開発建築課 工事検査課	●須賀、榎戸地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●中川のゲート調整(須賀)、大型ポンプによる湛水排除に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策２班	課税課	●旧県道葛飾吉川松伏線西側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●中川のゲート調整に関すること。 ●吉川５区・月の公園(保)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策３班	政策室（職員担当） 長寿支援課（介護給付） ※河川下水道課 ※は兼務	●高久、共保ポンプ場、駅美南№１、№２、美南１・２丁目、美南３丁目、東埼玉東テクノポリスの浸水対策に関すること。 ●木売落の清掃に関すること。 ●上第２大場川、大場川、西大場川のゲート調整・巡視に関すること。 ●大型ポンプによる湛水排除に関すること。 ●応急対策４班との連携に関すること。
	応急対策４班	農政課 農業委員会事務局	●木売落のゲート調整に関すること。 ●旭土地改良区との調整(木売落排水機場など）に関すること。 ●葛西土地改良区(二郷半用水、新田用水、東大場川など)との調整に関すること。 ●農地、農業施設の被害調査、撮影、記録、整理、報告に関すること。 ●応急対策３班との連携に関すること。
	応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課 ※環境課 ※環境センター ※は兼務	●県道加藤平沼線北側から関会野谷線南側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●吉川調節池、中央第１調整池、中井沼・アクアパーク、栄町(中井橋)ポンプに関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	応急対策６班	財政課 会計課	●第１区画整理地内吉川駅北側地区の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ●応急対策７班との連携に関すること。
	応急対策７班	収納課	●第１区画整理地内吉川駅南側及び美南地区(高富隋道含む)の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。 ●応急対策６班との連携に関すること。
	応急対策８班	保育幼稚園課 地域福祉課（保護）	●県道加藤平沼線南側の市街化区域(三郷吉川線東側の保、中野、小松川地域)の湛水排除、浸水対策に関すること。 ●担当エリアの交通対策及び土のう配布に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ●被災者への応急給水に関すること。

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
			●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること。 ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。
市民財務部	市民支援班	市民課 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	●電話交換業務に関すること。 ●市民等からの問合せの受付・記録・整理に関すること。 ●安否情報システム、全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査税務班	課税課 収納課	●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。
出納部	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への災害情報等の伝達及び救護に関すること。 ●要配慮者施設への災害情報等の伝達及び安全確保、支援に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●避難所班への応援に関すること。
	避難所班	子育て支援課 児童館ワンダーランド 国保年金課 中央公民館 スポーツ推進課 (地域福祉課) (障がい福祉課)	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●本部へ福祉避難所の開設要請に関すること。

□災害対策本部（第１非常体制）の事務分掌（福祉救援部・医療救護部・環境物資部・教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課 （高齢福祉・介護認定）	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●要配慮者利用施設への情報伝達、安全確保、支援に関すること。 ●福祉避難所施設管理者との連絡調整に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 子育て支援センター こども発達センター 保育所 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●施設管理者との連絡調整に関すること。 ●避難所の開設準備に関すること。 ●避難所の開設及び閉鎖に関すること。 ●避難者の支援に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
医療救護部	救護班	健康増進課	●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。 ●医師会・歯科医師会・薬剤師会・草加保健所との連絡調整に関すること。 ●救急医療機関との連絡調整に関すること。 ●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。 ●学校教育班との連携に関すること。
環境物資部	環境衛生班	環境課 環境センター	●環境衛生対策（消毒・し尿処理・ゴミ処理等）に関すること。 ●ペット同行避難者対応に関すること。 ●応急対策活動５班の支援に関すること。
	産業物資班	商工課 企業誘致担当 ※教育総務課 ※は兼務	●避難所への食料、飲料水、生活必需品等の調達、配分、運送、管理に関すること。
教育部	学校教育班	教育総務課 学校教育課 教育センター 給食センター	●児童、生徒の安全確保に関すること。 ●施設の被害調査に関すること。 ●避難所開設支援（学校施設管理者の連絡調整含む）に関すること。 ●避難所班との連携に関すること。 ●避難所班の支援に関すること。

(5) 災害対策活動班管理者の所掌事務

① 班員名簿及び緊急連絡網の作成
② 災害対策活動班マニュアルの作成及び班員への周知
③ 水防訓練・伝達訓練等の実施
④ 水防資機材等の点検・設置
⑤ 班員への配備体制及び配備要員の伝達
⑥ 動員職員状況の報告
⑦ 水害対策活動の実施

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
		（長寿支援課） （保育幼稚園課） （保育所） （こども発達ｾﾝﾀｰ） （子育て支援ｾﾝﾀｰ） （生涯学習課） （教育総務課） （学校教育課） （少年センター） ※（　）は兼務	●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●避難所班への応援に関すること。
医療救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。 ●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
環境物資部	環境衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。 ●そ族昆虫駆除に関すること。 ●ごみ処理に関すること。 ●し尿処理に関すること。 ●災害廃棄物の処理に関すること。
	産業物資班	農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。 ●救出用資機材の調達に関すること。 ●応急対策活動用資機材の調達に関すること。 ●輸送車両の調達に関すること。 ●県トラック協会への協力要請に関すること。 ●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
応急対策部	住宅対策班	都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●被害家屋等の現地情報収集、「総括班」、「広報情報班」への報告に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
	土木施設対策班	道路公園課 河川下水道課	●土のうの作成、配付及び設置に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●吐口の開閉操作に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●道路、橋梁、公園等の被害調査、「総括班」、「広報情報班」への報告に関すること。 ●河川・下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●その他浸水対策に関すること。 ●総括班への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。
	水道施設対策	水道課	●水道施設の応急復旧に関すること。 ●水道施設の被害調査・記録に関すること。

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
	班		●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	●学校教育施設の被害調査に関すること。 ●社会教育施設の被害調査に関すること。 ●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●避難所班への応援に関すること。
	学校教育班	学校教育課 少年ｾﾝﾀｰ	●児童、生徒の避難及び救護に関すること。 ●学校施設等の避難所の使用・開設準備に関すること。 ●避難所班への応援に関すること。
	給食班	給食ｾﾝﾀｰ	●被災者への炊き出し及び配給に関すること。
消防本部	吉川市消防団	吉川市消防団	●河川堤防の巡視に関すること。 ●土のうの作成、配付及び設置に関すること。 ●交通対策に関すること。 ●道路浸水等の現地収集に関すること。 ●避難行動要支援者への災害情報等の伝達及び救護に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）組織表

本部長：市長　副本部長：副市長、市民生活部長　本部員：参与、教育長、各室部局長、消防長

本部員	部	班	担当課等	兼務
市民生活部長	総括部	総括班	危機管理課	道路課
			政策室（職員担当）	河川下水道課
政策室長	広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	
			庶務課（情報管理担当）	
総務部長 会計管理者	市民財務部	市民支援班	市民課	課税課
				収納課
		被害調査税務班	課税課	
			収納課	
		財政班	財政課	
		出納班	会計課	
議会事務局長	議会部	議会班	議会事務局	
こども福祉部長	福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	
		要配慮者支援班	障がい福祉課	
			長寿支援課	
		保育班	保育幼稚園課	
			保育所	
			こども発達センター	
			子育て支援センター	
健康長寿部長		避難所班	庶務課（文書担当）	地域福祉課
			市民サービスセンター	子育て支援センター
			子育て支援課	障がい福祉課
			児童館ワンダーランド	こども発達センター
			国保年金課	保育幼稚園課
			スポーツ推進課	保育所
			市民参加推進課	長寿支援課
			生涯学習課	学校教育課
			中央公民館	教育センター
			監査委員事務局	給食センター
	医療救護部	救護班	健康増進課	
産業振興部長	環境物資部	環境衛生班	環境課	
			環境センター	
		産業物資班	商工課	教育総務課
			企業誘致担当	
			農政課	
			農業委員会事務局	
都市計画部長	応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	
			開発建築課	
			吉川美南駅周辺地域整備課	
			工事検査課	
都市建設部長		土木施設班	道路課	
			都市計画課（公園緑地担当）	
		下水道・河川施設班	河川下水道課	
		水道施設・給水班	水道課	
教育部長	教育部	教育施設班	教育総務課	生涯学習課
		学校教育班	学校教育課	
			教育センター	
		給食班	給食センター	
消防長	吉川松伏消防組合		吉川市消防団	

（新設）

(2) 災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌

災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	参与 教育長 政策室長 総務部長 会計管理者 議会事務局長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市計画部長 都市建設部長 教育部長 消防長	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	市長が指名した各職員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 政策室（職員担当） ※道路課 ※河川下水道課 ※は兼務	●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●地震情報、気象予報・警報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（災害対策本部・総括部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
災害対策本部	本部長	市長	●災害対策活動に係る重要事項を決定すること。 ●本部の事務を統轄し、職員の指揮監督を行うこと。
	副本部長	副市長 市民生活部長	●本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理すること。
	本部員	政策室長 総務部長 こども福祉部長 健康長寿部長 産業振興部長 都市整備部長 水道課長 教育長 教育部長 会計管理者 議会事務局長 消防長 参与	●収集された災害情報に基づき、災害対策活動方針の検討に関すること。 ●災害対策本部の決定事項の指揮命令に関すること。 ●本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督に関すること。 ●部の業務を掌理し、所属職員の指揮監督を行うこと。
	本部連絡員	指名された各班員	●各部における収集情報及び災害対策活動実施状況の本部への伝達に関すること。 ●本部決定事項の各部への伝達に関すること。
総括部	総括班	危機管理課 庶務課 監査委員事務局 （道路公園課） （河川下水道課）	●各部職員の動員に関すること。 ●災害対策本部の設置及び開設に関すること。 ●災害対策本部会議の運営に関すること。 ●気象予報・警報、洪水予報等の収集伝達に関すること。 ●防災行政無線等の運用、保安及び確保に関すること。 ●被害状況の総括取りまとめに関すること。 ●避難情報の発令等に関すること。 ●避難所・福祉避難所の開設等の指示に関すること。 ●避難状況の総括取りまとめに関すること。 ●応急・復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること。 ●県災害対策本部への報告に関すること。 ●県、市町村及び防災関係機関に対する協力・応援要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ●自衛隊の災害派遣要請及び受入れに関すること。 ●消防、警察、「救護班」等への救出・救助・救護の活動要請に関すること。 ●ヘリコプターによる輸送手段の確保に関すること（消防本部への離着陸場の開設及び運行支援の協力依頼含む。）。 ●本部の活動記録に関すること。 ●災害対策要員のローテーション計画の作成に関すること。 ●公用車の配車に関すること。 ●職員等の食料、飲料水等の確保に関すること。 ●市民等からの問合せに対する対応に関すること。 ●災害救助法の適用事務に関すること。（広報情報班と調整）

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室（職員担当以外） 庶務課（情報管理担当）	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長（副市長）の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要配慮者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者利用施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフラインの被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。 ●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（広報情報部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
広報 情報部	広報 情報班	政策室 市民参加推進課 議会事務局	●災害情報の現地収集(パトロール班の編成)に関すること。 ●本部長、副本部長の秘書に関すること。 ●職員の安否確認、被災状況の把握に関すること。 ●消防本部、警察との被害状況の情報共有に関すること。 ●各班からの被害情報の収集、各班への情報伝達に関すること。 ●各班、消防、警察からの市民の人的被害情報、安否情報の収集に関すること。 ●「避難所班」からの避難施設の被害情報、及び避難者等の避難情報、被害情報の収集に関すること。 ●「要支援者支援班」からの要配慮者の人的被害情報・安否情報・避難情報、及び要配慮者施設の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の被害情報の収集に関すること。 ●交通機関の応急・復旧対策の要請に関すること。 ●交通規制状況の把握に関すること。 ●ライフライン被害情報の収集に関すること。 ●ライフラインの応急･復旧対策の要請に関すること。 ●近隣市町の被害状況、災害対応状況等の収集に関すること。 ●災害の撮影記録に関すること。 ●市民、来訪者への避難情報の伝達に関すること。 ●市民、帰宅困難者への災害情報の広報に関すること。 ●自治会、自主防災組織への災害情報、生活情報の伝達及び被害情報の収集に関すること。 ●外国人に対する情報提供等に関すること。 ●議会対応に関すること。 ●避難者に対する生活情報の広報に関すること。 ●被災者に対する生活支援情報等の広報に関すること ●報道機関に対する発表、取材対応に関すること。 ●報道機関との連絡調整・情報交換・要請に関すること。 ●県、警察との広報調整に関すること。 ●関係防災機関の広報内容の把握に関すること。 ●庁内関係者への防災情報の広報に関すること。 ●情報紙の作成、配付に関すること。 ●災害見舞い及び視察者の対応に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（市民財務部・議会部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課 ※課税課 ※収納課 ※は兼務	●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」） ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること。
	被害調査 税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（教育部所管施設以外）の応急危険度判定調査に関すること（建築技師）。 ●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援） ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。
議会部	議会班	議会事務局	●議会との情報共有に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（市民財務部・出納部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
市民 財務部	市民 支援班	市民課 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	●電話交換業務に関すること。 ●被災市民の総合相談窓口の開設、相談業務及び被災者支援に関する各種申請書の受理に関すること。 ●罹災証明書の発行事務に関すること。（火災以外） （被害調査、被災者台帳の作成は、「被害調査税務班」） ●市民の安否確認、避難確認の窓口業務に関すること。 ●安否情報システムの運用等に関すること。 ●「広報情報班」からの市民の安否情報、避難情報の収集に関すること。 ●市外からの避難者の受入れ窓口業務、把握に関すること（「広報情報班」への受入れ状況の報告含む。）。 ●全国避難者情報システムの運用等に関すること
	被害調査 税務班	課税課 収納課	●被災住宅の被害認定調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●「広報情報班」からの市民の人的被害、建物被害等の情報の収集に関すること。 ●被災者台帳（人的・建物等）の作成に関すること。 ●被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。
	財政班	財政課	●市庁舎、公共施設（他課で管理している公共施設は除く。）、市有財産の被害状況の把握、応急修理に関すること（「広報情報班」への報告含む。）。 ●公用車の手配・管理、燃料の確保に関すること。 ●災害対策関係予算及び資金に関すること。 ●国、県等の補助金に関すること。 ●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
出納部	出納班	会計課	●災害対策に必要な現金及び物資の出納に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	生活再建班	地域福祉課	●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	要配慮者支援班	障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送に関すること（避難所班と調整）。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	庶務課（文書担当） 市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ 子育て支援課 児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ 国保年金課 スポーツ推進課 市民参加推進課 生涯学習課 中央公民館 監査委員事務局 ※地域福祉課 ※子育て支援ｾﾝﾀｰ ※障がい福祉課 ※こども発達ｾﾝﾀｰ ※保育幼稚園課 ※保育所 ※長寿支援課 ※学校教育課 ※教育センター ※給食センター ※は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（福祉救援部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
福祉 救援部	要配慮者支援班	地域福祉課 障がい福祉課 長寿支援課	●避難行動要支援者への情報伝達、避難支援に関すること。 ●避難行動要支援者の安否情報、避難情報の収集及び報告に関すること。 ●要配慮者利用施設への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の開設、管理、運営に関すること（総括班、避難所班と調整）。 ●福祉避難所の食料、飲料水、生活必需品、日常用具等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●要配慮者の福祉避難所、社会福祉施設等への誘導・移送等に関すること（避難所班と調整）。 ●救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること（総括班、出納班と調整）。 ●災害弔慰金及び被災者生活再建支援金等の支給及び被災者に対する災害援護資金等の貸付けに関すること。 ●災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること（市社会福祉協議会との連絡調整）。 ●行方不明者の捜索窓口の設置、遺体の収容、埋火葬に関すること。 ●行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。
	避難所班	子育て支援課 児童館ワンダーランド 国保年金課 中央公民館 スポーツ推進課 （地域福祉課） （障がい福祉課） （長寿支援課） （保育幼稚園課） （保育所） （こども発達ｾﾝﾀｰ） （子育て支援ｾﾝﾀｰ） （生涯学習課） （教育総務課） （学校教育課） （少年センター） ※（　）は兼務	●避難所の開設及び管理・運営に関すること。 ●避難所施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 ●施設利用者の避難及び救護に関すること（施設のみ）。 ●避難者、帰宅困難者の避難所への誘導に関すること。 ●避難状況・避難者の被害状況の収集及び報告に関すること。 ●帰宅困難者の一時滞在の受入れ、把握及び報告に関すること。 ●要配慮者の配慮事項等の収集及び報告に関すること。 ●福祉避難所の本部への開設要請に関すること。 ●食料、飲料水、生活必需品等の需要把握、本部への調達要請、管理及び配給に関すること。 ●避難者等からの情報による救出・救助・救護活動の本部への活動要請に関すること。
	保育班	保育幼稚園課 保育所 こども発達ｾﾝﾀｰ 子育て支援ｾﾝﾀｰ	●保育所児童の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。 ●応急保育に関すること。 ●保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	商工課 企業誘致担当 農政課 農業委員会事務局 ※教育総務課 ※は兼務	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（医療救護部・環境物資部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
医療 救護部	救護班	健康増進課	●医療救護所の設置に関すること。
			●病院、診療所等への災害情報の伝達、被害情報の収集及び報告に関すること。
			●医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること。
			●避難所、福祉避難所、在宅要配慮者宅への巡回医療の実施に関すること。
			●草加保健所との連絡調整に関すること。
			●救急医療機関との連絡調整に関すること。
			●負傷者等の搬送支援、消防との連絡調整に関すること。
			●防疫に関すること。
			●医薬品等の調達に関すること。
環境 物資部	環境 衛生班	環境課 環境ｾﾝﾀｰ	●環境衛生対策に関すること。
			●そ族昆虫駆除に関すること。
			●ごみ処理に関すること。
			●し尿処理に関すること。
			●関係団体へのがれきの撤去、運搬等の応援要請に関すること。
			●災害廃棄物の一時保管場所の確保、処理に関すること。
			●動物愛護・猛獣対策に関すること。
	産業 物資班	農政課 農業委員会事務局 商工課 企業誘致担当	●食料・飲料水・生活必需品等の調達、配分、運送、及び管理に関すること（総括班と調整）。
			●救出用資機材の調達に関すること。
			●応急対策活動用資機材の調達に関すること。
			●輸送車両の調達に関すること。
			●緊急通行車両に関すること。
			●県トラック協会への協力要請に関すること。
			●農地、農業用施設の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農地・農業用施設の応急・復旧対策に関すること。
			●農産物・園芸作物の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●農産物・園芸作物の応急・復旧対策に関すること。
			●家畜の防疫に関すること。
			●商工業関係の被害調査（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災者台帳（農業・商工業関係）の作成に関すること。
			●被災事業者等に対する融資支援制度等の広報に関すること（広報情報班と調整）。
			●悪質商法等の防犯情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（応急対策部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外） 開発建築課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●避難所の応急危険度判定調査に関すること（教育施設班と調整）。 ●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設班	道路課 都市計画課 （公園緑地担当）	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●交通対策に関すること ●「総括班」への応援に関すること（道路課のみ）。
	下水道・河川施設班	河川下水道課	●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること。 ●排水対策に関すること。 ●「総括班」への応援に関すること。
	水道施設・給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整） ●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（応急対策部・水道部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
応急対策部	住宅対策班	都市計画課 吉川美南駅周辺地域整備課 工事検査課	●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●被災宅地危険度判定調査に関すること。 ●災害危険区域の警戒及び巡視に関すること。 ●事業区域の被害調査に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●事業区域の応急修理及び災害復旧工事に関すること。 ●野外避難所の設営及び管理に関すること。 ●一時入居施設の確保に関すること。 ●応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 ●応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること。 ●被災住宅の応急修理に関すること。 ●市有建物の応急修理に関すること。
	土木施設対策班	道路公園課 河川下水道課	●道路、橋梁、公園等の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●道路、橋梁、公園等の災害復旧工事に関すること。 ●下水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●下水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●河川の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●河川の災害復旧工事に関すること。 ●緊急輸送道路の確保に関すること（「広報情報班」へ確保状況の報告含む。）。 ●道路障害物の除去作業に関すること（環境衛生班と調整）。 ●市建設業協会等との連絡及び協力要請に関すること。 ●ポンプの稼働状況の把握及び稼働の要請に関すること。 ●ポンプ場の操作に関すること。 ●排水ポンプの設置及び操作に関すること。 ●土のうの作成、配付、及び設置に関すること。 ●吐口の開閉操作に関すること。 ●交通対策に関すること ●「総括班」への応援に関すること。
水道部	給水班	水道課	●被災者への応急給水に関すること。 ●給水方針に関すること。 ●応急給水情報の広報に関すること（広報情報班と調整）。 ●「水道施設対策班」への応援に関すること。
	水道施設対策班	水道課	●水道施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。 ●水道施設の災害復旧工事に関すること。 ●災害時の水源確保に関すること。 ●吉川市管工事協同組合、日本水道協会埼玉県支部への協力要請に関すること。 ●「給水班」への応援に関すること。

□災害対策本部（第２～第３非常体制）の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 ※生涯学習課 ※は兼務	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の応急危険度判定調査に関すること（建築技師：住宅対策班への応援）
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「産業物資班」への応援に関すること。（教育総務課のみ）
			●「避難所班」への応援に関すること。（生涯学習課のみ）
	学校教育班	学校教育課 教育センター	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食センター	●被災者及び災害救助従事者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。

□災害対策本部の事務分掌（吉川松伏消防組合・吉川市消防団）

部名等	班名等	事務分掌
吉川松伏消防組合	総括班	●警防本部運営の総括に関すること。
		●災害対応の総合分析判断に関すること。
		●災害対策本部との連絡調整に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の消防部隊の対応に関すること。
	警防班	●災害情報及び部隊、人員の整理にすること。
		●消防班及び消防団の運用に関すること。
		●他都道府県及び市町村等の警防部隊の活動拠点確保に関すること。
		●作成会議の運営及び庶務に関すること。
	総務班	●消防職員の人事管理に関すること。
		●庁舎に関すること。
		●報道対応に関すること。
	予防班	●警防本部各班の情報連絡に関すること。
		●災害状況及び災害活動の記録に関すること。
		●危険物施設等の安全措置に関すること。
	指令班	●消防通信の運用に関すること。
		●出動指令に関すること。
		●災害状況等の情報収集に関すること。
	指揮班	●現場指揮に関すること。
		●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（教育部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
教育部	教育施設班	教育総務課 生涯学習課	●避難所、社会教育施設（教育部所管施設）の応急危険度判定調査に関すること（住宅対策班と調整）。
			●学校教育施設、社会教育施設の被害調査、記録及び応急修理に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●学校教育施設、社会教育施設の災害復旧工事に関すること。
			●文化財の被害調査及び記録に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●文化財の復旧に関すること。
			●被災住宅の被害認定調査に関すること（建築技師：被害調査税務班への応援）
			●「避難所班」への応援に関すること。
	学校教育班	学校教育課 少年ｾﾝﾀｰ	●児童、生徒の避難、救護及び保護（保護者の帰宅困難対策含む。）に関すること。
			●児童、生徒及び職員の被害状況の把握に関すること（「広報情報班」への調査結果の報告含む。）。
			●被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること。
			●被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。
			●学校施設の避難所使用等に関すること。
			●応急教育に関すること。
			●「避難所班」への応援に関すること。
	給食班	給食ｾﾝﾀｰ	●被災者への炊き出し及び配給に関すること。
			●応急給食に関すること。

		●増強部隊の編成に関すること。 ●関係機関の現地派遣職員との調整。 ●現場広報に関すること。
	消防班	●増強部隊の編成に関すること。 ●現地における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●消防車両、資機材に関すること。 ●関係機関の現地派遣職員との調整。 ●現場指揮に関すること。 ●災害の警戒、防御、鎮圧及び予防に関すること。 ●救急救助活動に関すること。 ●現場広報に関すること。 ●災害の警戒及び防御並びに警戒杭域の設定に関すること。 ●避難者の誘導に関すること。
吉川市消防団	団長 副分団長	●災害対応の総合分析判断に関すること。 ●現場指揮に関すること。 ●災害現場における被害の状況及びその対応状況の把握に関すること。 ●応急救護所等に関すること。
	第1分団～ 第13分団	●消防長または消防署長の所轄の下に消防署受持区域の災害の警戒及び防御並びに警戒区域の設定の行動に関すること。

□災害対策本部（第２配備）の事務分掌（消防団・吉川松伏消防本部）

部名等	班名等	担当部署等	事務分掌
消　防　団			●管轄区域又は隣接地区における災害防御活動に関すること。 ●人命の救出及び救助に関すること。 ●避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援に関すること。 ●被災者の避難誘導に関すること。 ●避難路等の障害物の除去に関すること。 ●危険物等の措置に関すること。 ●排水活動及び給水活動の協力に関すること。 ●河川堤防の巡視に関すること。 ●水防工法の実施に関すること。 ●死者及び行方不明者の捜索に関すること。 ●被災情報の収集、及び消防本部への報告に関すること。 ●その他災害防御に必要な活動に関すること。
吉川松伏消防本部 （吉川消防署及び南分署）			●庁舎（消防組合本部）の保全に関すること。 ●本部の設置・運営に関すること。 ●市災害対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること。 ●市災害対策本部との被害状況の情報共有に関すること。 ●情報の収集・伝達に関すること。 ●警防活動方針の決定に関すること。 ●消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること。 ●消火活動の実施に関すること。 ●救急・救助活動の実施に関すること。 ●消防隊等の増強及び編成に関すること。 ●車両等燃料の確保に関すること。 ●食料・飲料水の確保に関すること。 ●避難情報に関すること。 ●仮救護所の設置に関すること。 ●消防団の出動に関すること。 ●水防工法の実施に関すること。 ●被災者台帳の作成及び罹災証明の交付に関すること。（火災） ●ヘリコプター離着陸場の開設、運営支援に関すること。

6　災害対策本部設置及び廃止の報告

災害対策本部の設置又は廃止について、次のとおり、報告するものとする。

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線ＦＡＸ、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、減災アプリ、ＳＮＳ、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災関係機関	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災会議委員	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等

『【資料】第２．１２「防災関係機関一覧」』参照

【風水害対策編】
[応急対策活動計画]

報告先	担当	報告・通知の方法
各部	広報情報班	庁内放送、庁内ネットワーク、ＦＡＸ、電話、口頭等
県災害対策課	総括班	災害オペレーション支援システム、県防災行政無線ＦＡＸ、電話等
市民	広報情報班	市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ、Ｌアラート（NHKｄ放送、テレ玉ｄ放送）、FMラジオ（エフエムこしがや）、ケーブルテレビ（J-COM）、広報車、報道発表等
自治会・自主防災組織	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災関係機関	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
防災会議委員	総括班	メール、ＦＡＸ、電話等
報道機関等	広報情報班	メール、ＦＡＸ、電話等

別紙

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第１非常体制）（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制 第１	警戒体制 第２	非常体制 第１
本部長		市長						◎
副本部長		副市長						◎
		市民生活部長			※	※◎	※◎	◎
本部員		参与						◎
		教育長						◎
		政策室長						◎
		総務部長						◎
		会計管理者						◎
		議会事務局長						◎
		こども福祉部長				△	△	◎
		健康長寿部長				△	△	◎
		産業振興部長						◎
		都市計画部長						◎
		都市建設部長			※	※◎	※◎	◎
		教育部長				△	△	◎
		消防長						◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎	◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎	◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	◎	◎	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長/総務部長	□	○	○	○	◎
		庶務課（情報管理担当）			○	○	○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	○	○	○	◎
議会部	議会班	議会事務局	議会事務局長	□		○	○	◎
応急対策部	応急対策１班	都市計画課	都市建設部長	□		○	○	◎
		開発建築課				○	○	◎
		工事検査課				○	○	◎
	応急対策２班	課税課		□		○	○	◎
	応急対策３班	政策室（職員担当）		□		○	○	◎
		長寿支援課（介護給付）				○	○	◎
		＊河川下水道課				○	○	◎
	応急対策４班	農政課		□		○	○	◎
		農業委員会事務局				○	○	◎
	応急対策５班	吉川美南駅周辺地域整備課		□		○	○	◎
		＊環境課				○	○	◎
		＊環境センター				○	○	◎
	応急対策６班	財政課		□		○	○	◎
		会計課				○	○	◎
	応急対策７班	収納課		□		○	○	◎
	応急対策８班	保育幼稚園課		□		○	○	◎
		地域福祉課（保護）				○	○	◎
	水道施設・給水班	水道課		□		○	○	◎

（新設）

□配備体制別動員計画表（待機体制～警戒体制～第１非常体制）（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制		非常体制
						第１	第２	第１
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	こども福祉部長/健康福祉部長	□		○	○	◎
		障がい福祉課				○	○	◎
		長寿支援課（高齢福祉・介護認定）				○	○	◎
	避難所班	庶務課（文書担当）				○	○	◎
		市民サービスセンター				○	○	◎
		子育て支援課		□		○	○	◎
		児童館ワンダーランド				○	○	◎
		子育て支援センター				○	○	◎
		こども発達センター				○	○	◎
		保育所				○	○	◎
		国保年金課				○	○	◎
		スポーツ推進課				○	○	◎
		市民参加推進課				○	○	◎
		生涯学習課				○	○	◎
		中央公民館				○	○	◎
		監査委員事務局				○	○	◎
		＊学校教育課				○	○	◎
		＊教育センター				○	○	◎
		＊給食センター				○	○	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□		○	○	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□		○	○	◎
		環境センター				○	○	◎
	産業物資班	商工課		□		○	○	◎
		企業誘致担当				○	○	◎
		＊教育総務課				○	○	◎
教育部	学校教育班	教育総務課	教育部長	□		○	○	◎
		学校教育課				○	○	◎
		教育センター				○	○	◎
		給食センター				○	○	◎

（新設）

注）○印は、指定された職員の動員を示す。

注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注）□印は、班の統制を行う課を示す。

注）＊印は、兼務課を示す。

注）※印は、体制について協議又は発令する者を示す。

注）△印は、必要に応じて、自主避難のための指定一般避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。

注）統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注）統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

注）警戒体制では、第１は水害対策活動室での内水対応、第２は内水対応から外水警戒（避難所開設）の活動を行う。

□配備体制別動員計画表（第２～第３非常体制）（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	非常体制	
					第２	第３
本部長		市長			◎	◎
副本部長		副市長			◎	◎
		市民生活部長			◎	◎
本部員		参与			◎	◎
		教育長			◎	◎
		政策室長			◎	◎
		総務部長			◎	◎
		会計管理者			◎	◎
		議会事務局長			◎	◎
		こども福祉部長			◎	◎
		健康長寿部長			◎	◎
		産業振興部長			◎	◎
		都市計画部長			◎	◎
		都市建設部長			◎	◎
		教育部長			◎	◎
		消防長			◎	◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長	□	◎	◎
		政策室（職員担当）			◎	◎
		＊道路課			◎	◎
		＊河川下水道課			◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室（職員担当以外）	政策室長	□	◎	◎
		庶務課（情報管理担当）			◎	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	◎	◎
		＊課税課			◎	◎
		＊収納課			◎	◎
	被害調査税務班	課税課		□	◎	◎
		収納課			◎	◎
	財政班	財政課		□	◎	◎
	出納班	会計課	会計管理者	□	◎	◎
議会部	議会班	議会事務局	議会事務局長	□	◎	◎
福祉救援部	生活再建班	地域福祉課	こども福祉部長	□	◎	◎
	要配慮者支援班	障がい福祉課		□	◎	◎
		長寿支援課			◎	◎
	保育班	保育幼稚園課		□	◎	◎
		保育所			◎	◎
		こども発達センター			◎	◎
		子育て支援センター			◎	◎

別紙

□配備体制別動員計画表（１／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制	非常体制	
							第１配備	第２配備
本部長		市長					◎	◎
副本部長		副市長				※	◎	◎
		市民生活部長			※	※◎	◎	◎
本部員		政策室長					◎	◎
		総務部長					◎	◎
		こども福祉部長				△	◎	◎
		健康長寿部長				△	◎	◎
		産業振興部長					◎	◎
		都市整備部長			※	※◎	◎	◎
		水道課長					◎	◎
		教育長					◎	◎
		教育部長				△	◎	◎
		会計管理者					◎	◎
		議会事務局長					◎	◎
		消防長					◎	◎
		参与					◎	◎
総括部	総括班	危機管理課	市民生活部長/都市整備部長	□	◎	◎	◎	◎
		庶務課			○	○	◎	◎
		監査委員事務局				○	○	◎
		*道路公園課			◎	◎	◎	◎
		*河川下水道課			◎	◎	◎	◎
広報情報部	広報情報班	政策室	政策室長/議会事務局長	□	○	○	◎	◎
		市民参加推進課				○	○	◎
		議会事務局				○	○	◎
市民財務部	市民支援班	市民課	総務部長	□	○	○	○	◎
		市民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ				○	○	◎
	被害調査税務班	課税課		□		○	○	◎
		収納課				○	○	◎
	財政班	財政課		□		○	◎	◎
出納部	出納班	会計課	会計管理者	□		○	○	◎
福祉救援部	要配慮者支援班	地域福祉課	こども福祉部長/健康長寿部長	□		○	◎	◎
		障がい福祉課				○	○	◎
		長寿支援課				○	○	◎
	避難所班	子育て支援課		□		○	◎	◎
		児童館ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ				○	○	◎
		*子育て支援ｾﾝﾀｰ				○	○	◎
		*地域福祉課				○	◎	◎
		*障がい福祉課				○	○	◎
		*こども発達ｾﾝﾀｰ				○	○	◎
		*保育幼稚園課				○	○	◎
		*保育所				○	○	◎
		国保年金課				○	○	◎
		*長寿支援課				○	○	◎
		スポーツ推進課				○	○	◎
		*教育総務課				○	◎	◎

□配備体制別動員計画表（第２～第３非常体制）（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	非常体制	
					第２	第３
福祉救援部	避難所班	庶務課（文書担当）	健康長寿部長		◎	◎
		市民サービスセンター			◎	◎
		子育て支援課		□	◎	◎
		児童館ワンダーランド			◎	◎
		国保年金課			◎	◎
		スポーツ推進課			◎	◎
		市民参加推進課			◎	◎
		生涯学習課			◎	◎
		中央公民館			◎	◎
		監査委員事務局			◎	◎
		＊地域福祉課			◎	◎
		＊子育て支援センター			◎	◎
		＊障がい福祉課			◎	◎
		＊こども発達センター			◎	◎
		＊保育幼稚園課			◎	◎
		＊保育所			◎	◎
		＊長寿支援課			◎	◎
		＊学校教育課			◎	◎
		＊教育センター			◎	◎
		＊給食センター			◎	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□	◎	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□	◎	◎
		環境センター			◎	◎
	産業物資班	商工課		□	◎	◎
		企業誘致担当			◎	◎
		農政課			◎	◎
		農業委員会事務局			◎	◎
		＊教育総務課			◎	◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課（公園緑地担当以外）	都市計画部長/都市建設部長	□	◎	◎
		開発建築課			◎	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課			◎	◎
		工事検査課			◎	◎
	土木施設班	道路課		□	◎	◎
		都市計画課（公園緑地担当）			◎	◎
	下水道・河川施設班	河川下水道課		□	◎	◎
	水道施設・給水班	水道課		□	◎	◎
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□	◎	◎
		生涯学習課			◎	◎
	学校教育班	学校教育課		□	◎	◎
		教育センター			◎	◎
	給食班	給食センター		□	◎	◎
吉川松伏消防組合		吉川市消防団	消防長		◎	◎

注）□印は、班の統制を行う課を示す。

注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注）＊印は、兼務課を示す。

注）統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

注）統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

□配備体制別動員計画表（２／２）

災害対策本部の組織		通常組織	統括本部員/統括副本部員	班長課	待機体制	警戒体制	非常体制	
							第１配備	第２配備
福祉救援部	避難所班	＊学校教育課	こども福祉部長/健康長寿部長			○	◎	◎
		＊少年センター				○	◎	◎
		＊生涯学習課				○	○	◎
		中央公民館				○	○	◎
	保育班	保育幼稚園課		□		○	○	◎
		保育所				○	○	◎
		こども発達センター				○	○	◎
		子育て支援センター				○	○	◎
医療救護部	救護班	健康増進課	健康長寿部長	□		○	○	◎
環境物資部	環境衛生班	環境課	産業振興部長	□		○	○	◎
		環境センター				○	○	◎
	産業物資班	農政課		□		○	○	◎
		農業委員会事務局				○	○	◎
		商工課				○	○	◎
		企業誘致担当				○	○	◎
応急対策部	住宅対策班	都市計画課	都市整備部長	□		○	○	◎
		吉川美南駅周辺地域整備課				○	○	◎
		工事検査課				○	○	◎
	土木施設対策班	道路公園課		□	◎	◎	◎	◎
		河川下水道課			◎	◎	◎	◎
水道部	給水班	水道課	水道課長	□		○	○	◎
	水道施設対策班							
教育部	教育施設班	教育総務課	教育部長	□		○	◎	◎
		生涯学習課				○	○	◎
	学校教育班	学校教育課		□		○	◎	◎
		少年センター				○	○	◎
	給食班	給食センター		□		○	○	◎
吉川松伏消防組合本部		吉川市消防団	消防長			○		○

注）○印は、指定された職員の動員を示す。

注）◎印は、課等に属する職員全員又はその職にある者の動員を示す。

注）□印は、班の統制を行う課を示す。

注）※印は、体制について協議又は発令する者を示す。

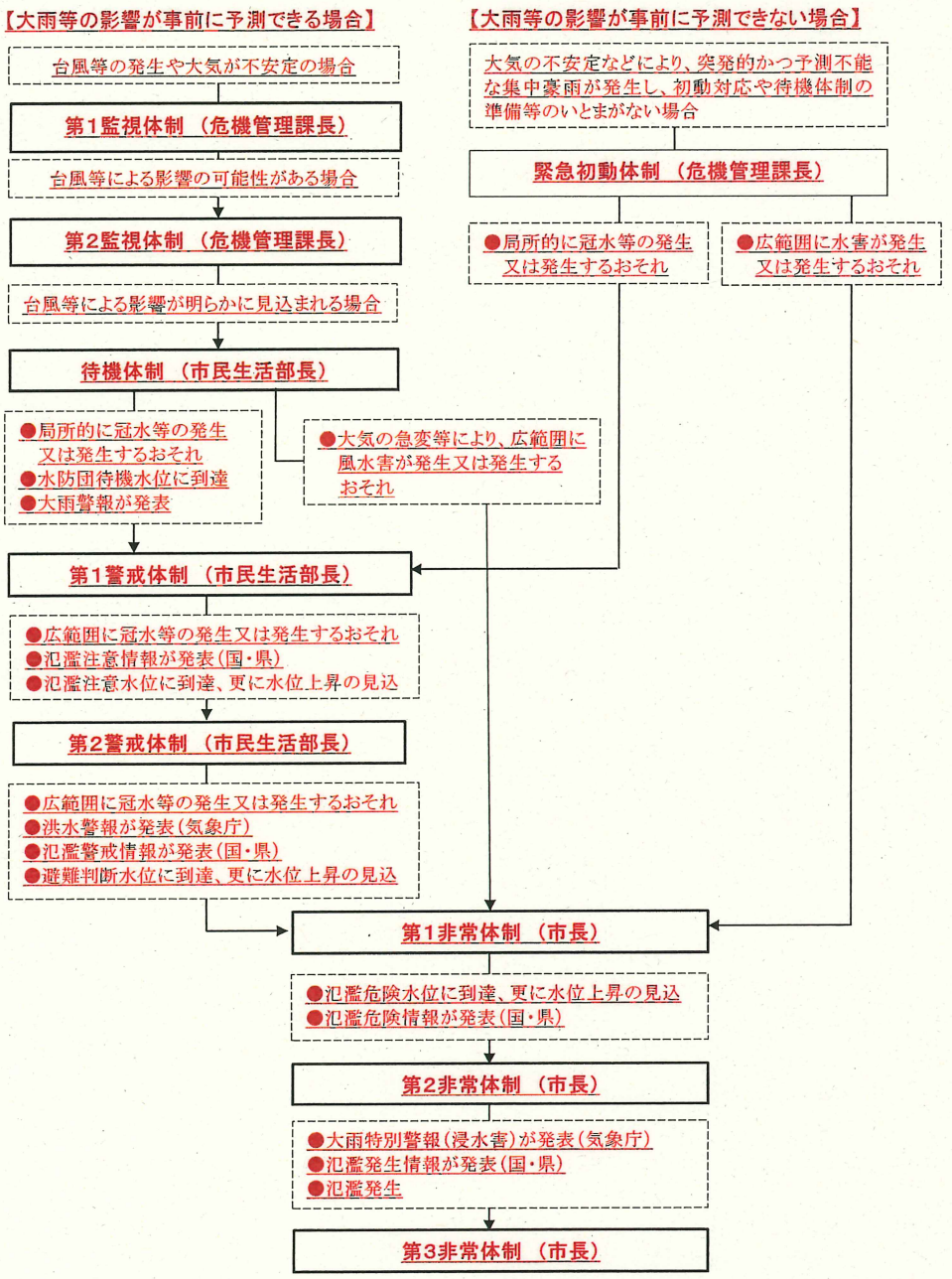
注）△印は、必要に応じて、自主避難のための指定一般避難所の開設等に関する協議を実施するため、動員する者を示す。

注）統括本部員は、対策本部組織（部・班）を統括する者を示す。

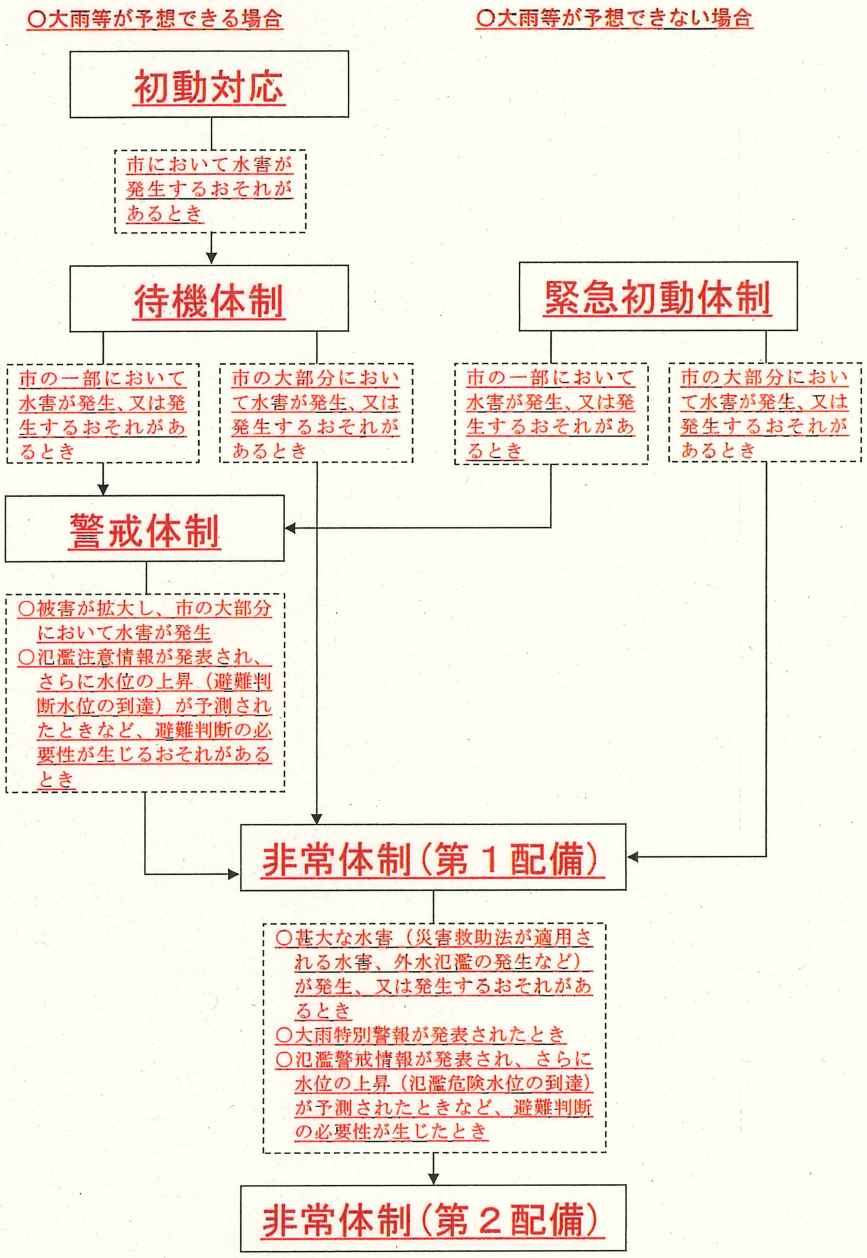
注）統括副本部員は、統括本部員とともに対策本部組織（部・班）を統括又は統括本部員を補佐する者を示す。

注）警戒体制における活動は非常体制（第１配備体制）の活動内容に準じて行うものとする。

□体制移行の流れ



□体制移行の流れ



□非常体制で収集すべき主な情報

情報項目		情報の内容	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当災害対策活動班
被害関係	人的被害	○死者・行方不明者・負傷者の人数等	随時	○消防本部、警察 ○医療機関 ○広報情報班（パトロール班） ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	一般建物被害	○全壊、流出、床上・床下浸水被害等の棟数・世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、住宅対策班、被害調査税務班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	道路被害	○浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○橋梁の被災状況	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、土木施設班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	河川被害	○氾濫箇所（溢水、決壊） ○氾濫による浸水区域・浸水深の現況と予測 ○被災箇所（漏水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等）	随時	○各河川管理事務所 ○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、下水道・河川施設班 ○消防団 ○自主防災組織	電話、ファクシミリ、各機関、班員、消防団員等からの伝達・報告	
	要配慮者利用施設被害	○建物の被災状況 ○要配慮者等の避難状況	随時	○各施設管理者 ○要配慮者支援班	施設管理者、班員等からの報告	
	公共施設被害	○避難所施設の被災状況 ○公共施設の被災状況	被災後即時	○各施設管理者 ○教育施設班、学校教育班	施設管理者、班員等からの報告	
	ライフライン被害	○鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後即時	○各ライフライン関係機関	各ライフライン関係機関等からの報告	
	田畑被害	○田畑の流出・埋没・冠水の箇所・面積	被災後即時	○産業物資班	班員等からの報告	
市民関係	避難状況	○各避難所の避難人数 ○避難実施区域の避難状況 ○避難行動要支援者等の要配慮者の避難状況 ○児童生徒の避難状況	避難準備・高齢者等避難開始等 発表後随時	○避難所施設管理者 ○消防本部、警察 ○各小・中学校 ○避難所班、要配慮者支援班、学校教育班 ○消防団 ○自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○避難支援者	施設管理者、各機関、校長、班員、消防団員等からの報告	
	対策活動状況	○自主防災組織の活動状況	随時	○自主防災組織	自主防災組織、消防団員等からの報告	

□非常体制で収集すべき主な情報

情報項目		情報の内容	収集時期	主な収集源	主な入手手段	担当災害対策活動班
被害関係	人的被害	○死者・行方不明者・負傷者の人数等	随時	○消防本部、警察 ○医療機関 ○広報情報班（パトロール班） ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	総括班 広報情報班
	一般建物被害	○全壊、流出、床上・床下浸水被害等の棟数・世帯・世帯人員・浸水深等	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、住宅対策班、被害調査税務班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	道路被害	○浸水箇所・浸水深 ○交通規制箇所 ○橋梁の被災状況	随時	○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、土木施設対策班 ○消防団 ○自主防災組織、市民	各機関、班員、消防団員等からの報告	
	河川被害	○氾濫箇所（溢水、決壊） ○氾濫による浸水区域・浸水深の現況と予測 ○被災箇所（漏水、亀裂、法崩、すべり、洗掘等）	随時	○各河川管理事務所 ○消防本部、警察 ○広報情報班（パトロール班）、土木施設対策班 ○消防団 ○自主防災組織	電話、ファクシミリ、各機関、班員、消防団員等からの伝達・報告	
	要配慮者利用施設被害	○建物の被災状況 ○要配慮者等の避難状況	随時	○各施設管理者 ○要配慮者支援班	施設管理者、班員等からの報告	
	公共施設被害	○避難所施設の被災状況 ○公共施設の被災状況	被災後即時	○各施設管理者 ○教育施設班、学校教育班	施設管理者、班員等からの報告	
	ライフライン被害	○鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後即時	○各ライフライン関係機関	各ライフライン関係機関等からの報告	
	田畑被害	○田畑の流出・埋没・冠水の箇所・面積	被災後即時	○産業物資班	班員等からの報告	
市民関係	避難状況	○各避難所の避難人数 ○避難実施区域の避難状況 ○避難行動要支援者等の要配慮者の避難状況 ○児童生徒の避難状況	避難準備・高齢者等避難開始等 発表後随時	○避難所施設管理者 ○消防本部、警察 ○各小・中学校 ○避難所班、要配慮者支援班、学校教育班 ○消防団 ○自主防災組織 ○民生委員・児童委員 ○避難支援者	施設管理者、各機関、校長、班員、消防団員等からの報告	
	対策活動状況	○自主防災組織の活動状況	随時	○自主防災組織	自主防災組織、消防団員等からの報告	

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（１／２）

種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

【風水害対策編】
[応急対策活動計画]

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（１／２）

種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（２／２）

種類		概　要
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

		かける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

□特別警報・警報・注意報の種類と概要（２／２）

種類		概　要
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

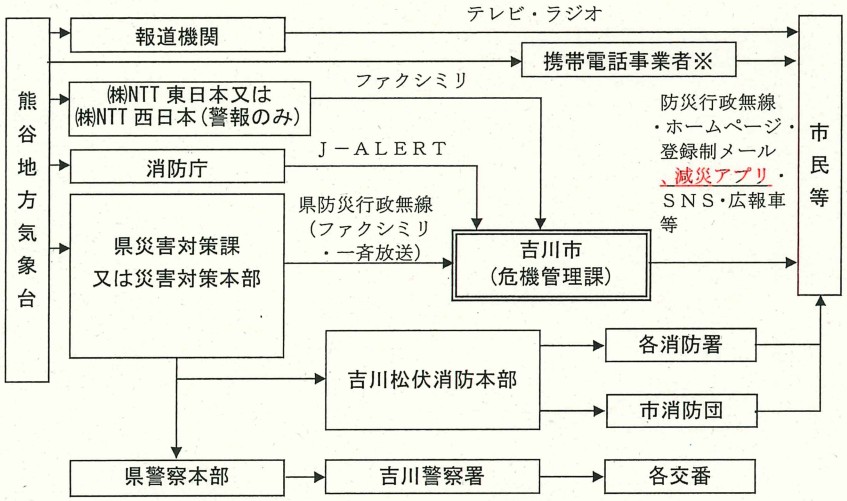
□特別警報・警報・注意報等の発表基準（一般の利用に適合するもの）（２／２）

種類			発表基準
警報	気象警報	暴風警報	平均風速：20m/s
		暴風雪警報	平均風速：20m/s 以上で、雪を伴う
		大雨警報（浸水害）	表面雨量指数基準：17
		大雪警報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 10cm
	洪水警報		流域雨量指数基準：大場川流域＝6.5 複合基準：大場川流域=（8，6.2）、中川流域=（12，23） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速：11m/s 雪を伴う
		強風注意報	平均風速：11m/s
		大雨注意報	表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：117
		大雪注意報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 5cm
		濃霧注意報	視程：100m
		雷注意報	落雷等で被害が予想される場合
		融雪	なし
		乾燥注意報	最小湿度：25%、実効湿度：55%
		なだれ	なし
		着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
		霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温４℃以下
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下
	洪水注意報		流域雨量指数基準：大場川流域＝5.2 複合基準：大場川流域=（8，4）、中川流域=（8，20.7）、江戸川流域=（5，12.9） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

種類			発表基準
警報	気象警報	暴風警報	平均風速：20m/s
		暴風雪警報	平均風速：20m/s 以上で、雪を伴う
		大雨警報（浸水害）	表面雨量指数基準：17
		大雪警報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 10cm
	洪水警報		流域雨量指数基準：大場川流域＝6.5 複合基準：大場川流域=（8，6.2）、中川流域=（12，23） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
注意報	気象注意報	風雪注意報	平均風速：11m/s 雪を伴う
		強風注意報	平均風速：11m/s
		大雨注意報	表面雨量指数基準：10 土壌雨量指数基準：117
		大雪注意報	降雪の深さ：12 時間降雪の深さ 5cm
		濃霧注意報	視程：100m
		雷注意報	落雷等で被害が予想される場合
		融雪	なし
		乾燥注意報	最小湿度：25%、実効湿度：55%
		なだれ	なし
		着氷・着雪注意報	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
		霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温４℃以下
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－6℃以下
	洪水注意報		流域雨量指数基準：大場川流域＝5.2 複合基準：大場川流域=（8，4）、中川流域=（8，20.7）、江戸川流域=（5，12.9） 指定河川洪水予報による基準：中川［吉川］、江戸川［野田］
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量：100mm

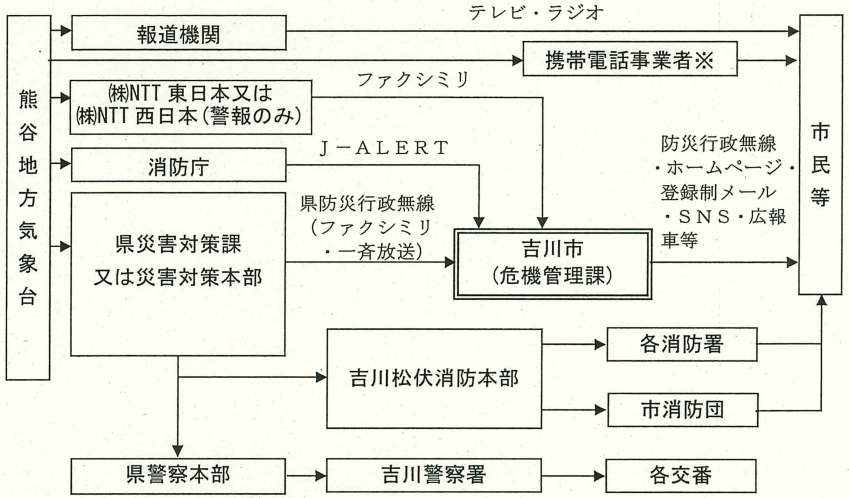
種　類	概　要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの~~表面雨量指数~~の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
浸水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

種　類	概　要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの~~表面雨量指数~~の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。



※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

□本市に関係する特別警報・警報・注意報等の伝達系統



※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

口本市に関係する洪水予報が発表される河川（国土交通大臣と気象庁長官が共同発表）

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	河川位置	所在地	発表機関
利根川上流部	利根川	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先～茨城県猿島郡境町字北野1920番地先 右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先～江戸川分派点	八斗島	1.9	3.1	4.1	左岸河口から181.5km下46m	群馬県伊勢崎市八斗島町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			栗橋	5.0	7.6	9.2	右岸河口から130.5km下100m	埼玉県久喜市栗橋	
江戸川	江戸川	左岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く） 右岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く）	西関宿	6.1	8.1	8.9	右岸河口から58.0km上410m	埼玉県幸手市西関宿	
			野田	6.3	8.5	9.1	左岸河口から39.0km上26m	千葉県野田市中野台	
中川	中川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647番の1地先～東京都葛飾区高砂2丁目55番の3地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937番の1地先～東京都葛飾区青戸2丁目623番の1地先	吉川	3.6	3.7	4.1	左岸河口から30.5km上135m	埼玉県吉川市平沼	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・気象庁予報部・熊谷地方気象台
荒川	荒川	左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海（旧川を除く） 右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海（旧川を除く）	熊谷	3.5	5.0	5.5	左岸河口から76.4km＋130m	埼玉県熊谷市榎町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			治水橋	7.5	12.2	12.7	右岸河口から41.6km＋290m	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
			岩淵水門（上）	4.1	6.5	7.7	右岸河口から21.0km上82.8m	東京都北区志茂5丁目	

予報区域名	河川名	洪水予報実施区域	洪水予報基準水位観測所	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	河川位置	所在地	発表機関
利根川上流部	利根川	左岸　群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先～茨城県猿島郡境町字北野1920番地先 右岸　群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先～江戸川分派点	八斗島	1.9	3.9	4.8	左岸河口から181.5km下46m	群馬県伊勢崎市八斗島町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			栗橋	5.0	6.9	8.8	右岸河口から130.5km下100m	埼玉県久喜市栗橋	
江戸川	江戸川	左岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く） 右岸　利根川からの分派点～海（旧川を除く）	西関宿	6.1	7.9	8.7	右岸河口から58.0km上410m	埼玉県幸手市西関宿	
			野田	6.3	8.4	9.0	左岸河口から39.0km上26m	千葉県野田市中野台	
中川	中川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下1647番の1地先～東京都葛飾区高砂2丁目55番の3地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向937番の1地先～東京都葛飾区青戸2丁目623番の1地先	吉川	3.6	3.7	4.1	左岸河口から30.5km上135m	埼玉県吉川市平沼	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・気象庁予報部・熊谷地方気象台
荒川	荒川	左岸　埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先～海（旧川を除く） 右岸　埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先～海（旧川を除く）	熊谷	3.5	5.0	5.5	左岸河口から76.4km＋130m	埼玉県熊谷市榎町	国土交通省関東地方整備局・気象庁予報部
			治水橋	7.5	12.2	12.7	右岸河口から41.6km＋290m	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
			岩淵水門（上）	4.1	6.5	7.7	右岸河口から21.0km上82.8m	東京都北区志茂5丁目	

□本市に関係する水防警報が発表される河川

区分	河川名	水防警報基準水位観測所	水防警報区域						実施機関
			水防警報区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所在地	
国土交通大臣が行う水防警報	江戸川	西関宿	左岸　幹川分派点～千葉県野田市岡田 1084 番地先 右岸　幹川分派点～埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	4.5	6.1	8.1	8.9	埼玉県幸手市西関宿	江戸川河川事務所
		野田	左岸　千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市木 8 番の 2 地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先	4.6	6.3	8.5	9.1	千葉県野田市中野台	
	中川	吉川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点	3.3	3.6	3.7	4.1	埼玉県吉川市平沼	
県知事が行う水防警報	中川	牛島	左岸　埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸　埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先（倉松川合流点）～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	—	6.25	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県河川砂防課
	新方川	増林	左岸　埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野（中川合流点） 右岸　埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島（中川合流点）	3.25	3.90	—	4.02	埼玉県越谷市花田	

区分	河川名	水防警報基準水位観測所	水防警報区域						実施機関
			水防警報区域	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	所在地	
国土交通大臣が行う水防警報	江戸川	西関宿	左岸　幹川分派点～千葉県野田市岡田 1084 番地先 右岸　幹川分派点～埼玉県春日部市新宿新田 100 番の 1 地先	4.5	6.1	7.9	8.7	埼玉県幸手市西関宿	江戸川河川事務所
		野田	左岸　千葉県野田市東金野井 1410 番の 1 地先～千葉県流山市木 8 番の 2 地先 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町築比地 2539 番の 1 地先～埼玉県三郷市高洲四丁目 149 番地先	4.6	6.3	8.4	9.0	千葉県野田市中野台	
	中川	吉川	左岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内下 1647 番の 1 地先～大場川合流点 右岸　埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字大落向 937 番の 1 地先～桁川合流点	3.3	3.6	3.7	4.1	埼玉県吉川市平沼	
県知事が行う水防警報	中川	牛島	左岸　埼玉県春日部市下柳 1167 番地先～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上 1672 番の 1 地先 右岸　埼玉県春日部市牛島 1323 番の 1 地先（倉松川合流点）～埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通 1876 番の 1 地先	5.20	5.85	—	6.25	埼玉県春日部市藤塚	埼玉県河川砂防課
	新方川	増林	左岸　埼玉県春日部市大字増田新田字南 313 番地先～埼玉県吉川市川野（中川合流点） 右岸　埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端 515 番地先～越谷市中島（中川合流点）	3.25	3.90	—	4.02	埼玉県越谷市花田	

資料７

吉川市地域防災計画改定に係る今後のスケジュール

時期	内容	備考
令和６年３月２６日（火）	吉川市防災会議の開催 ・パブリックコメントの結果について ・地域防災計画（改定案）について	
令和６年３月（下旬）	埼玉県知事へ報告	災害対策基本法 第４２条第５項
令和６年３月（下旬）	吉川市地域防災計画要旨の公表 ・市ホームページ等により広く市民に周知	災害対策基本法 第４２条第５項
令和６年３月（下旬） ～令和６年４月（中旬）	印刷、製本 ・各委員のほか、関係機関に配付	